3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

１）人口の状況

事業実施想定区域周辺の自治体の人口及び世帯数の状況は表 3.2-1～表 3.2-2 のとおりである。平成 31 年から令和 5 年にかけて、人口は石狩市及び小樽市ともに減少傾向がみられる。世帯数は石狩市で増加傾向、小樽市は減少傾向がみられる。

また、直近 1 年間（令和 3 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の人口動態は、自然動態では石狩市、小樽市ともに減少し、社会動態では石狩市で増加、小樽市で減少している。

表3.2-1　人口及び世帯数の推移

市町村	項目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
石狩市	人口総数(人)	58,345	58,288	58,282	58,096	57,954
	男(人)	28,149	28,177	28,231	28,157	28,040
	女(人)	30,196	30,111	30,051	29,939	29,914
	世帯数	27,580	27,888	28,174	28,247	28,460
	1世帯当たりの人員	2.12	2.09	2.07	2.06	2.04
小樽市	人口総数(人)	116,529	114,425	112,450	110,426	108,548
	男(人)	52,536	51,655	50,712	49,829	49,057
	女(人)	63,993	62,770	61,738	60,597	59,491
	世帯数	63,709	63,143	62,578	61,929	61,411
	1世帯当たりの人員	1.83	1.81	1.80	1.78	1.77

注 1：各年 1 月 1 日時点。
出典：「住民基本台帳人口・世帯数」（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/900brr/index2.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表3.2-2　人口動態

（単位：人）

区分	自然動態			社会動態			増減
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	
石狩市	280	790	-510	2,441	2,092	368	-142
小樽市	395	2,052	-1,657	3,246	3,455	-221	-1,878

注 1：令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日のデータを集計した。
出典：「令和 4 年住民基本台帳人口動態」（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/900brr/index2.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

２）産業の状況

(1) 産業構造及び産業配置

事業実施想定区域周辺の自治体における令和２年度の産業別就業者数は、表 3.2-3 に示すとおりである。石狩市、小樽市とも第３次産業の就業者数の割合が最も高く、大分類でみると、石狩市が「卸売業、小売業」、小樽市が「医療、福祉」の就業者数が最も多い。

表3.2-3　産業別就業者数（令和2年度）

部門	大分類	石狩市		小樽市	
		人数	比率	人数	比率
		(人)	(%)	(人)	(%)
第1次産業	農業、林業	826	3.5	324	0.7
	漁業	152	0.6	295	0.7
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	14	0.1	17	0.0
	建設業	3,296	14.0	3,092	6.9
	製造業	2,267	9.6	4,463	10.0
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	140	0.6	254	0.6
	情報通信業	341	1.4	471	1.1
	運輸業、郵便業	2,248	9.5	3,105	6.9
	卸売業、小売業	3,916	16.6	8,094	18.1
	金融業、保険業	239	1.0	772	1.7
	不動産業、物品賃貸業	360	1.5	808	1.8
	学術研究、専門・技術サービス業	513	2.2	955	2.1
	宿泊業、飲食サービス業	989	4.2	3,185	7.1
	生活関連サービス業、娯楽業	909	3.9	1,891	4.2
	教育、学習支援業	833	3.5	2,005	4.5
	医療、福祉	2,899	12.3	8,338	18.6
	複合サービス事業	229	1.0	457	1.0
	サービス業(ほかに分類されないもの)	1,780	7.6	3,655	8.2
	公務(ほかに分類されるものを除く)	656	2.8	1,729	3.9
分解不能の産業		961	4.1	875	2.0
合計		23,568	100	44,785	100

出典：「令和２年国勢調査　就業状態基本集計」（総務省 HP：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&tstat=000001136464&cycle=0&year=20200&month=24101210&tclass1=000001136467&tclass2val=0、閲覧日：令和５年８月 25 日）

(2) 生産量および生産額

ア. 農業

事業実施想定区域周辺の自治体における令和３年の農業産出額は、表 3.2-4 に示すとおりである。石狩市、小樽市ともに「野菜類」の産出額が最も多い。

表3.2-4　農業産出額（令和3年）

（単位：1000万円）

区分			石狩市	小樽市
耕種	米		128	1
	麦類		25	-
	雑穀		1	0
	豆類		2	0
	いも類		14	0
	野菜類		144	29
	果実		6	3
	花き		x	x
	工芸農作物		1	0
		茶	-	-
	その他作物		x	x
畜産	肉用牛		11	-
	乳用牛		32	-
		生乳	26	-
	豚		x	-
	鶏		0	-
		鶏卵	0	-
		ブロイラー	-	-
	その他畜産物		x	-
加工農産物			-	-
合計			410	36

注１：「0」は単位に満たないもの、「-」は事実のないもの、「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。
注２：統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳が一致しない場合がある。
出典：「令和３年市町村別農業産出額(推計)」（農林水産省 HP：
https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/index.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）

イ．林業

事業実施想定区域周辺の自治体における令和 2 年の所有形態別林野面積は、表 3.2-5 に示すとおりである。石狩市では国有林、小樽市では私有林が多い。

表3.2-5　所有形態別林野面積

（単位：ha）

区分				石狩市	小樽市
国有	小計			37,875	6,359
	林野庁			37,591	6,212
	林野庁以外の官庁			284	147
民有	小計			14,518	9,496
	公有	小計		2,139	622
		都道府県		12	11
		森林整備法人(林業・造林公社)		－	－
		市町村		2,127	611
		財産区		－	－
	独立行政法人等			－	160
	私有			12,379	8,714
合計				52,393	15,855

出典：「2020 年農林業センサス報告書 第 1 巻 都道府県別統計書 1 北海道」（農林水産省 HP：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500209&tstat=000001032920&cycle=7&year=20200&month=0&tclass1=000001147146&tclass2=000001155386&tclass3=000001160906、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

ウ．水産業

事業実施想定区域周辺の自治体の平成 30 年の漁業種類別漁獲量および令和 3 年の魚種別生産高は、それぞれ表 3.2-6、表 3.2-7 に示すとおりである。漁獲量は石狩市が 3,405t、小樽市が 13,191t である。

表3.2-6　漁業種類別漁獲量（平成30年）

（単位：t）

漁業種				石狩市	小樽市
底びき網	遠洋底びき網			－	－
	以西底びき網			－	－
	沖合底びき網	1そうびき		－	10,281
		2そうびき		－	－
	小型底びき網			81	22
船びき網				－	－
まき網	大中型まき網	1そうまき	遠洋かつお・まぐろ	－	－
			近海かつお・まぐろ	－	－
			その他	－	－
		2そうまき網		－	－
	中・小型まき網			－	－
刺網	さけ・ます流し網			－	－
	かじき等流し網			－	－
	その他の刺網			2,142	980
敷網	さんま棒受網			－	－
定置網	大型定置網			－	－
	さけ定置網			902	139
	小型定置網			51	10
その他の網漁業				－	84
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄		－	－
		近海まぐろはえ縄		－	－
		沿岸まぐろはえ縄		－	－
その他のはえ縄				21	x
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお一本釣		－	－
		近海かつお一本釣		－	－
		沿岸かつお一本釣		－	－
	いか釣	遠洋いか釣		－	－
		近海いか釣		－	x
		沿岸いか釣		x	－
	ひき縄釣			x	－
	その他の釣			－	0
採貝・採藻				10	37
その他の漁業				197	1,152
漁獲量計				3,405	13,191

注１：「0」は単位に満たないもの、「－」は事実のないもの、「…」は事実不詳又は調査を欠くもの、「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

注２：統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳が一致しない場合がある。

出典：「海面漁業生産統計調査 平成30年産市町村別データ」（農林水産省HP：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500216&tstat=000001015174&cycle=7&year=20180&month=0&tclass1=000001042343&tclass2=000001138208&stat_infid=000031921252&tclass3val=0、閲覧日：令和５年８月25日）

表 3.2-7　魚種別生産高（令和3年）

魚種名	石狩市		小樽市	
	数量（トン）	金額（千円）	数量（トン）	金額（千円）
にしん	1,477	484,214	301	85,889
まいわし	-	-	-	-
かたくちいわし	-	-	0	4
さけ	2,805	2,224,954	193	156,282
ます	8	3,663	5	1,759
たら	0	3	2,069	240,783
すけとうだら	-	-	2,506	105,851
こまい	-	-	0	1
ほっけ	15	502	11,516	306,839
さば	1	230	0	35
さんま	-	-	-	-
ひらめ	68	47,199	93	61,063
まがれい	59	12,406	191	52,128
ひれぐろ	-	-	34	3,448
すながれい	21	2,481	11	888
そうはち	2	459	1,073	64,800
あかがれい	6	1,441	145	34,938
くろがしらがれい	7	1,506	11	2,804
まつかわ	0	25	-	-
その他のかれい類	5	1,216	133	18,032
ぬぬけ	-	-	-	-
きちじ	-	-	-	-
まぐろ	0	31	-	-
ぶり	25	1,684	0	29
さめ類	0	6	0	3
いかなご	-	-	-	-
ししゃも	-	-	-	-
はたはた	3	3,129	16	23,577
あいなめ	0	163	1	121
そい類	11	2,366	3	674
その他の魚類	150	34,230	323	60,468
小計	4,664	2,821,908	18,625	1,220,417
するめいか	-	-	333	181,409
あかいか	-	-	-	-
やりいか	-	-	4	1,561
その他のいか類	32	17,157	0	0
みずだこ	71	35,706	209	102,785
やなぎだこ	-	-	74	40,443
なまこ	42	176,144	35	181,912
たらばがに	-	-	-	-
毛がに	-	-	1	1,448
花咲がに	-	-	-	-
ずわいがに	-	-	0	363
その他のかに	3	1,943	627	139,335
えぞばふんうに	0	2,872	2	85,307
きたむらさきうに	1	7,334	15	246,718
ほっかいえび	-	-	-	-
ほっこくあかえび	-	-	-	-
とやまえび	-	-	-	-
その他のえび類	-	-	0	302
その他の水産動物	31	66,082	71	167,053
小計	181	307,237	1,372	1,148,637
ほたて貝	347	74,017	895	168,475
ほっき貝（うばがい）	2	744	16	8,180
あわび	0	1,587	3	14,600
かき類	0	1,166	-	-
つぶ類	1	442	1	497
あさり	-	-	-	-
ばかがい	0	111	2	589
いがい	0	127	-	-
その他の貝類	0	70	1	324
小計	351	78,264	917	192,665
こんぶ	1	1,047	1	3,871
わかめ	-	-	0	911
その他の海藻類	0	20	0	518
小計	1	1,067	1	5,300
くじら	-	-	-	-
合計	5,198	3,208,477	20,915	2,567,019

注：「0」は、単位に満たないもの、「-」は事実のないものを示す。

出典：北海道水産現勢（北海道水産林務部 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/suitoukei/suitoukei.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

エ. 商業

事業実施想定区域周辺の自治体における令和 3 年の商業の状況は、表 3.2-8 に示すとおりである。年間商品販売額は、石狩市が 168,627 百万円、小樽市が 251,499 百万円となっている。

表3.2-8　商業の状況（令和3年）

	石狩市	小樽市
事業所数(事務所)	346	1,199
従業員数(人)	3,698	8,386
年間商品販売額(百万円)	168,627	251,499

出典：「令和 3 年経済センサス-活動調査 卸売業、小売業に関する集計
産業編（市区町村表)」(e-Stat 政府統計ポータルサイト：
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200553&tstat=000001145590&cycle=0&tclass1=000001145649&tclass2=000001145668&tclass3=000001161869&tclass4=000001161888&tclass5val=0、
閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日)

オ. 工業

事業実施想定区域周辺の自治体における令和 3 年の工業の状況は、表 3.2-9 に示すとおりである。製造品出荷額は、石狩市が 13,786,617 万円、小樽市が 16,541,180 万円となっている。

表3.2-9　工業の状況（令和3年）

	石狩市	小樽市
事業所数(事務所)	135	209
従業員数(人)	4,237	6,942
製造品出荷額(万円)	13,786,617	16,541,180

注 1：従業者 4 人以上の事業所のみ。
出典：「令和 3 年経済センサス-活動調査 製造業に関する集計」
(e-Stat 政府統計ポータルサイト：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200553&tstat=000001145590&cycle=0&tclass1=000001145649&tclass2=000001145668&tclass3=000001169888&tclass4val=0、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日)

3.2.2 土地利用の状況

１）土地利用状況

事業実施想定区域周辺の自治体における平成 28 年から令和 2 年における土地利用の状況は、表 3.2-10 に示すとおりである。石狩市及び小樽市では「その他」が最も多く、石狩市が 475.31km^2、小樽市が 142.72km^2 であった。

事業実施想定区域及びその周辺の土地利用の状況は表 3.2-10 のとおりであり、主に平野部は広く田やその他農用地、住宅地等の建物用地として利用され、山地には森林等が存在する。

表3.2-10　地目別土地利用の状況（平成28年～令和2年）

（単位：km^2）

項目	石狩市	小樽市
田	34.36	0.49
畑	20.06	10.48
宅地	18.03	18.62
鉱泉地	－	－
池沼	0.10	0.00
山林	97.56	29.48
牧場	2.81	0.04
原野	52.76	28.40
雑種地	21.43	13.60
その他	475.31	142.72
合計	722.42	243.83

注１:「-」は該当数字がないものを示している。
出典:「第129回(令和４年)北海道統計書」(北海道HP:https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/920hsy/114632.html、閲覧日：令和５年８月 25 日)

２）土地利用規制の状況

(1) 都市地域

事業実施想定区域及びその周辺における都市地域は、図 3.2-1 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周辺の南側に都市地域が分布している。

(2) 農業地域

事業実施想定区域及びその周辺における農業地域は、図 3.2-2 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周辺には、広く農業地域及び「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく農用地区域が分布している。

(3) 森林地域

事業実施想定区域及びその周辺における森林地域は、図 3.2-3 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周辺には、広く森林地域が分布している。

(4) 都市計画に基づく用途地域

「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく用途地域の指定状況は、図 3.2-4 のとおりであり、事業実施想定区域の南側の一部が用途地域に指定されている。

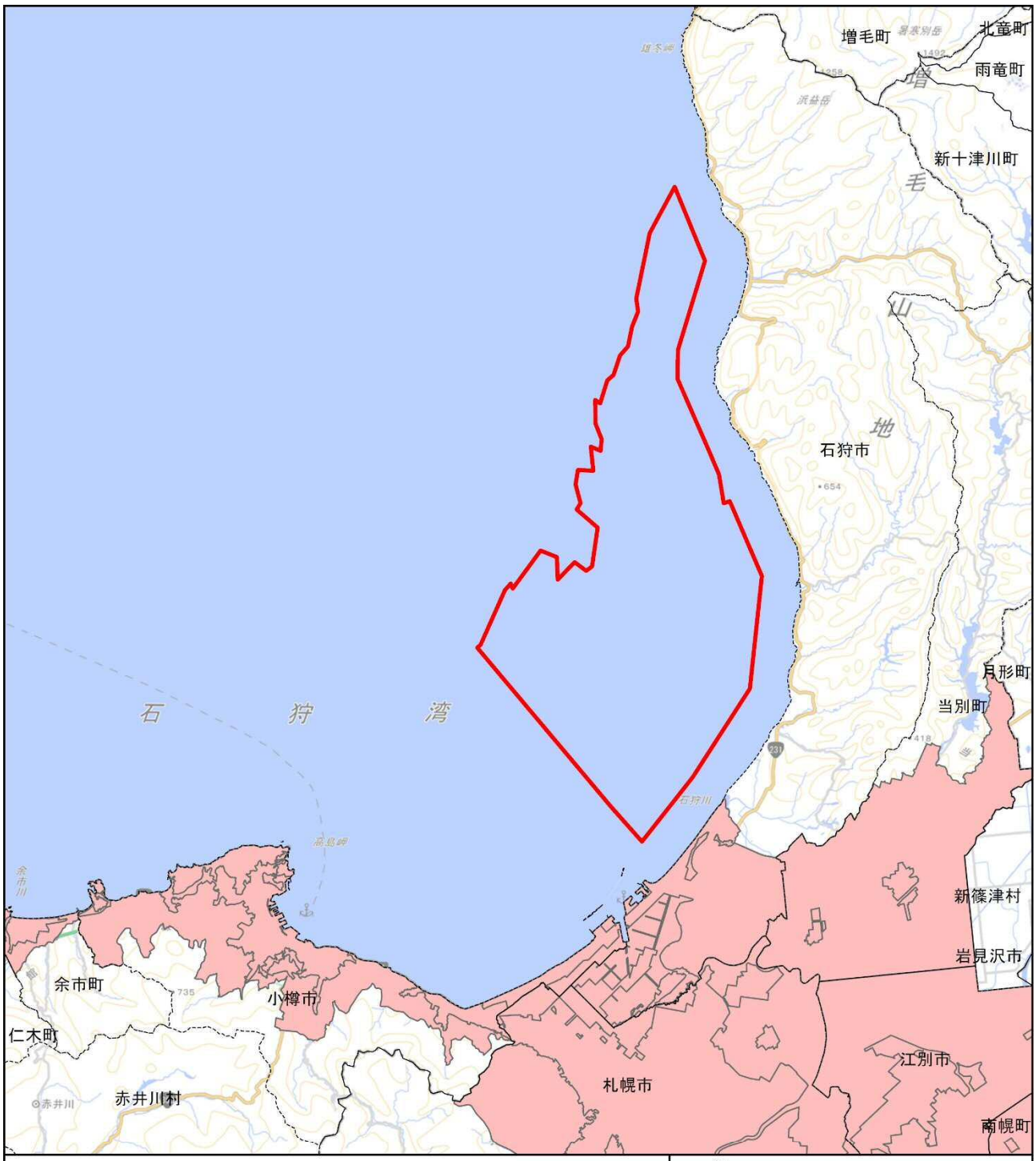

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 都市地域

N W E S

0 3.5 7 14 km

1:400,000

出典：「国土数値情報 都市地域（平成 30 年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html#prefecture01、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）より作成

図 3.2-1　土地利用基本計画図（都市地域）

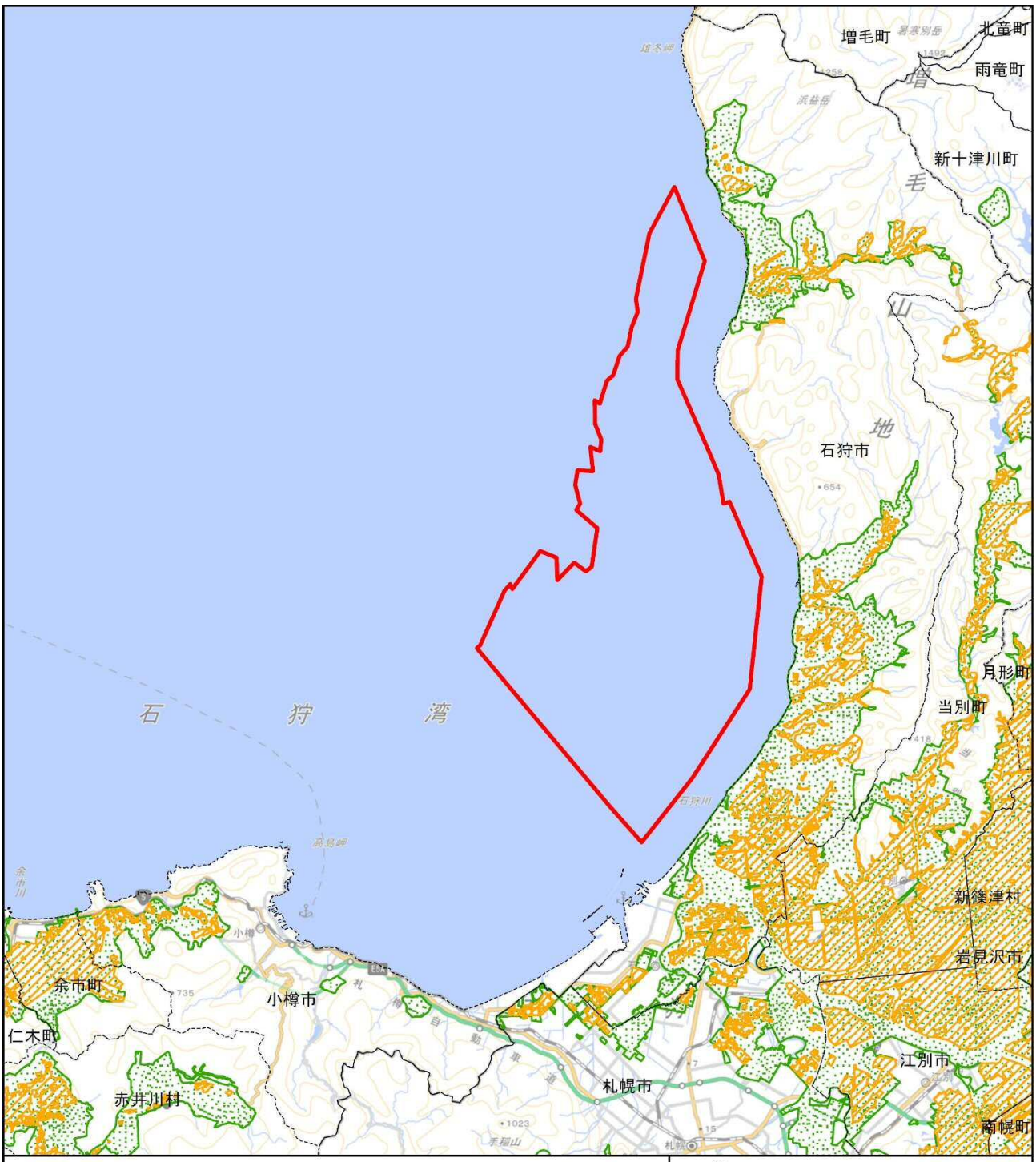

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 農業地域
- 農用地区域

N W E S

0 3.5 7 14 km

1:400,000

出典：「国土数値情報 農業地域（平成 27 年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）より作成

図 3.2-2　土地利用基本計画図（農業地域）

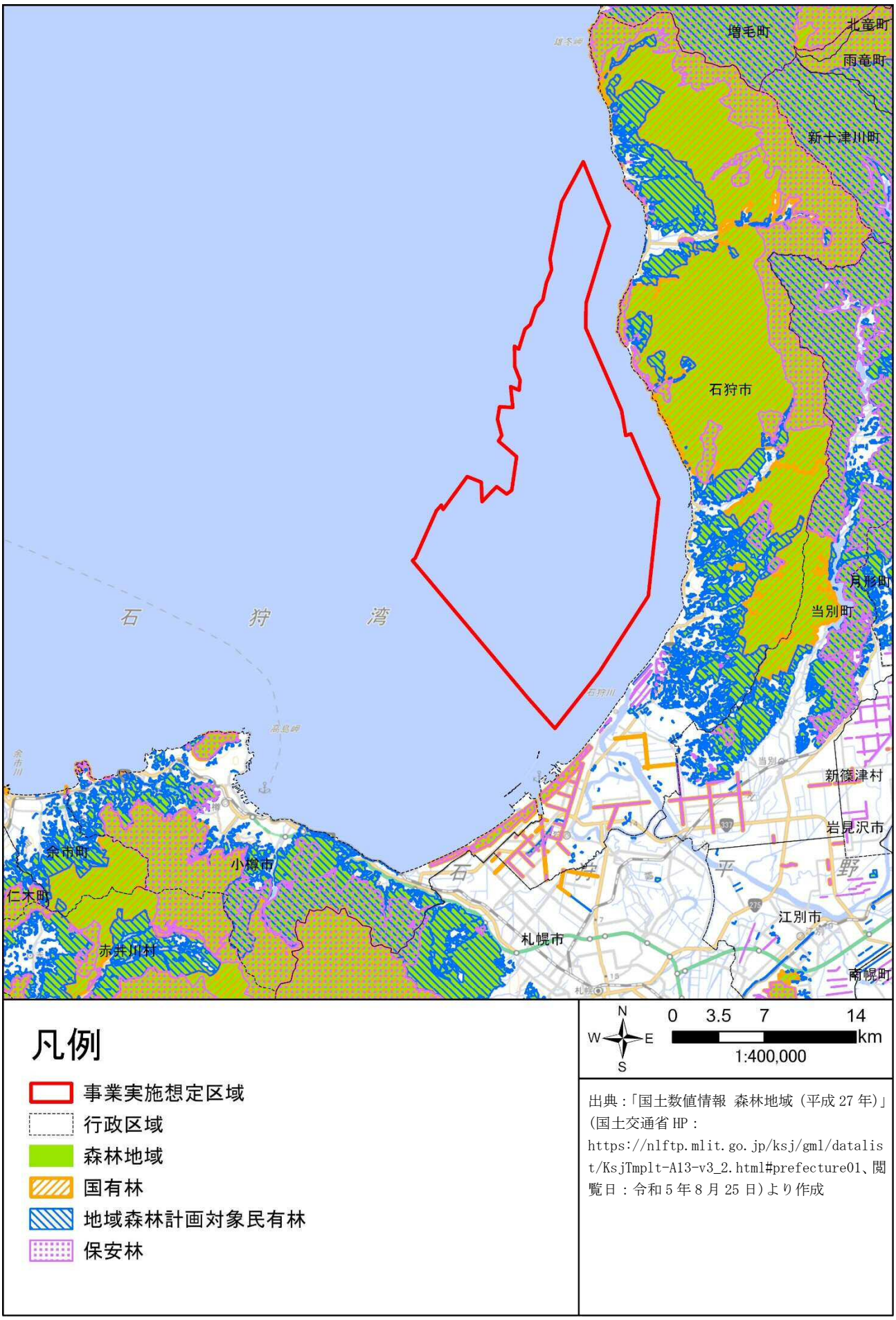

図 3.2-3　土地利用基本計画図（森林地域）

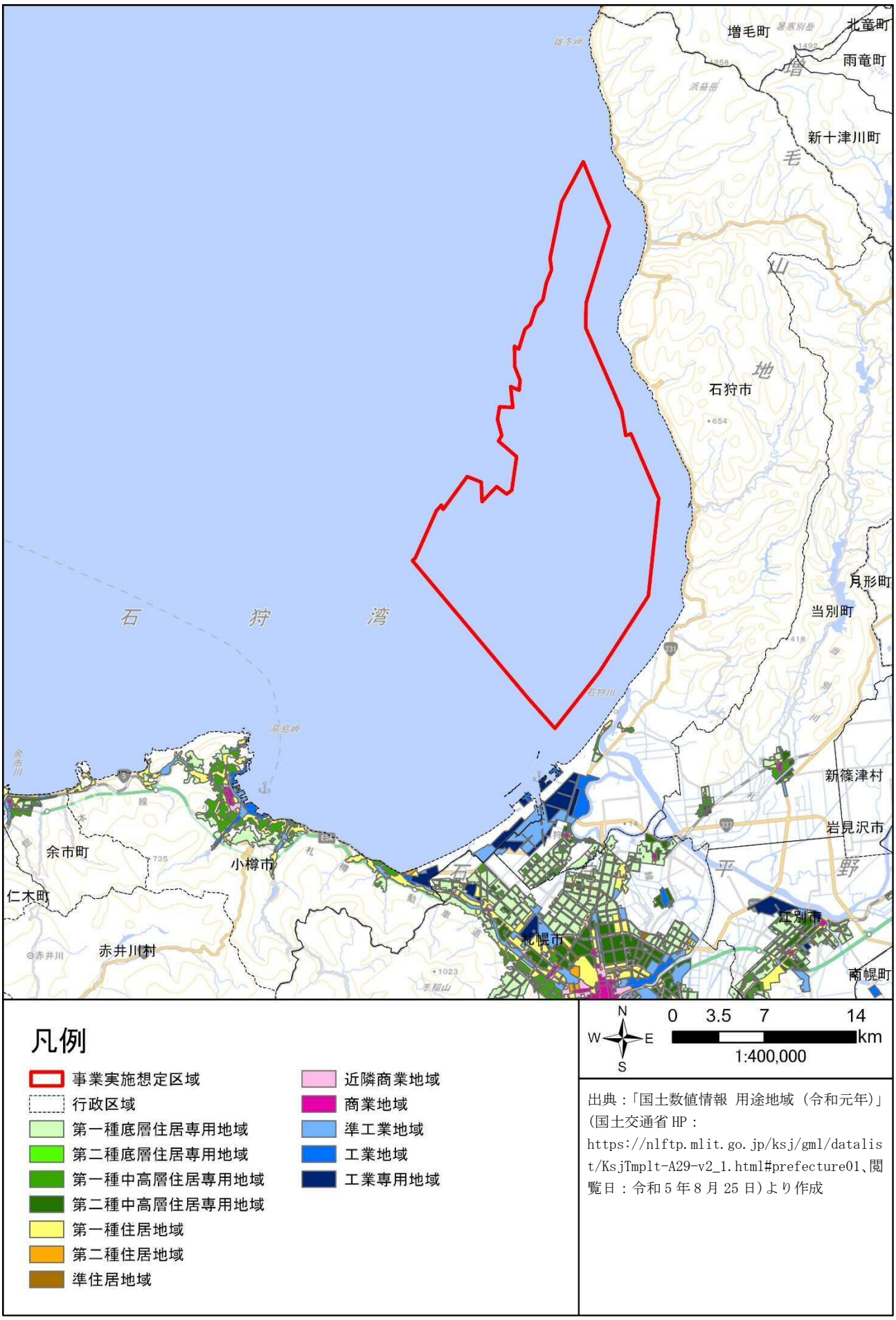

図3.2-4　用途地域の指定状況

3.2.3 河川、湖沼、海域の利用並びに地下水の利用の状況

１）河川、湖沼の利用状況

事業実施想定区域及びその周辺の河川としては、一級河川の石狩川、茨戸川、二級河川の朝里川、余市川等がある。

(1) 河川水の利用状況

上水道事業の取水状況を表 3.2-11 に示すとおりである。石狩市の上水道の水源は、厚田区（虹が原地区を除く）及び浜益区では表流水（幌内川や群別川等）から取水し、旧市街（虹が原地区含む）では平成 25 年度より深層地下水等から石狩西部広域水道企業団用水（当別ダム）へと変更されている。小樽市においては朝里ダム放流水、余市川表流水、銭函川表流水より取水している。

表3.2-11　上水道事業の取水状況

（単位：千㎥）

事業主体名	地表水				地下水			湧水	浄水受水	合計
	ダム直接	ダム放流	湖沼水	表流（自流）水	伏流水	浅井戸	深井戸			
石狩市	－	－	－	1,030	－	－	－	－	5,564	6,594
小樽市	－	10,115	－	5,331	－	－	－	－	－	15,446

出典：「令和３年度　北海道の水道」（北海道 HP：
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/suidou/64482.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）

(2) 漁業区域の利用状況

事業実施想定区域周辺の自治体である石狩市、小樽市の内水面における漁業権の設定状況は表 3.2-12、図 3.2-5 に示すとおりである。内水面の共同漁業権は、河口から約 12 ㎞上流の石狩川本流と茨戸川の観音橋より下流側に設定されている。

表3.2-12　内水面における漁業権の設定状況

漁業権番号	漁業種類	漁業の名称(漁業対象種名)	漁業時期	漁業権者
石内共第1号	第一種共同漁業	しじみがい漁業	1/1-12/31	石狩湾漁業協同組合
	第五種共同漁業	わかさぎ漁業 やつめうなぎ漁業 えび漁業 もくずがに漁業		

出典：「漁業権について)」（水産庁: https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html、
閲覧日：令和５年８月 25 日）

出典：「第３次石狩市漁業振興計画【持続可能で魅力ある漁業を目指して】（令和４(2022)年度～令和 13(2031)年度)」
（石狩市、令和４年４月）

図3.2-5　内水面における漁業権の設定状況（石狩川・茨戸川）

北海道では遡河性魚類のさけ・ますを河川内で採捕することは、水産資源保護法及び北海道漁業調整規則で禁じられているが、事業実施想定区域及びその周辺の河川である、石狩川、厚田川、浜益川の海域を含む河口付近では、「河口付近等におけるさけ・ます採捕禁止区域」（漁業調整規則 42 条、委員会指示）が設定されている。

また、既存資料調査において確認された遡河性魚類の一覧を表 3.2-13 に示す。アユ、シラウオ、サケ、ベニザケ、サクラマスの 5 種が確認されている。

表3.2-13　遡河性魚類の確認種一覧

目和名	科和名	種和名	学名
サケ目	アユ科	アユ	*Plecoglossus altivelis altivelis*
	シラウオ科	シラウオ	*Salangichthys microdon*
	サケ科	サケ	*Oncorhynchus keta*
		ベニザケ（ヒメマス）	*Oncorhynchus nerka*
		サクラマス（ヤマメ）	*Oncorhynchus masou masou*

出典：「自然環境調査 Web-GIS　第 4 回自然環境保全基礎調査（動物）」（環境省 HP:
http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「自然環境調査 Web-GIS　第 5 回自然環境保全基礎調査（動物）」（環境省 HP:
http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「河川環境データベース　河川水辺の国勢調査　提供データの一覧とダウンロード　河川版」（国土交通省 HP:
https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「北海道の希少野生生物　北海道レッドデータブック 2001」（北海道、平成 13 年）
「北海道ホームページ　お魚マップ　石狩・檜山・後志・留萌管内」（北海道 HP:
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ske/osazu/oz03map/index.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「北海道環境データベース」（北海道 HP: http://edb.pref.hokkaido.lg.jp/hes_sys/index.html、
閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「北海道ブルーリスト 2010　北海道外来種データベース」（北海道、平成 22 年 6 月）
「石狩湾新港地域に係る環境影響評価書（資料編）」（北海道、平成 9 年）
「北海道石狩北部濃昼川の魚類相と砂防ダムの関係」（北海道、平成 16 年 3 月）
「石狩ファイル 0116-01　石狩の淡水魚」（石狩市 HP:https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/museum/if0116.html、
閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

２）海域の利用状況

(1) 港湾の利用状況

事業実施想定区域及びその周辺における港湾の状況は、表 3.2-14 のとおりであり、重要港湾の石狩湾新港及び小樽港、地方港湾の石狩港がある。

表3.2-14　港湾の状況

港湾名	港湾種類
石狩港	地方港湾
石狩湾新港	重要港湾
小樽港	重要港湾

出典：「国土交通省北海道開発局 HP」（国土交通省 北海道開発局：
https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kk/kou_kei/ud49g7000000kikg.html、
閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）より作成

(2) 漁港の利用状況

事業実施想定区域及びその周辺における漁港の状況は表 3.2-15 のとおりであり、第 1 種が幌漁港、濃昼漁港等の 7 漁港、第 2 種が浜益漁港等の 2 漁港、計 9 漁港がある。

表3.2-15　漁港の状況

漁港名	漁港種類
幌漁港	第１種
濃昼漁港	第１種
厚田漁港	第１種
古潭漁港	第１種
祝津漁港	第１種
塩谷漁港	第１種
忍路漁港	第１種
浜益(群別) 漁港	第２種
浜益漁港	第２種

注：「第 1 種」は、その利用が地元の漁業を主とするもの。
「第 2 種」は、その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、
第 3 種漁港に属しないもの。
出典：「北海道の漁港一覧」（北海道 HP：
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/contents/gyoko/、
閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

出典：「国土数値情報 港湾（平成 26 年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-C02-v3_2.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）、「国土数値情報 漁港（平成 18 年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-C09.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）より作成

図3.2-6　港湾・漁港の状況

(3) 漁業区域の状況

事業実施想定区域及周辺の自治体の海面における漁業権の設定状況は表 3.2-16(1)～表 3.2-18、図 3.2-7 示すとおりである。事業実施想定区域及びその周辺には、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権が設定されている。

表3.2-16（1）　海面における漁業権の設定状況（共同漁業権）

図内番号	漁場番号	漁業種類	漁業の名称(漁業対象種名)	漁業時期
共同-1	石後海共第1号	第一種共同漁業	たこ漁業	1/1から12/31
	石後海共第2号	第二種共同漁業	あんこう刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業	1/1から12/31 1/1/から12/31 1/1/から12/31 10/15から3/31 10/15から4/30 10/15から12/31 4/1から12/31 1/1から12/31
共同-2	石海共第1号	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 ほっきがい漁業 なまこ漁業	1/1から12/31
共同-3	石海共第2号	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 ほっきがい漁業 なまこ漁業	1/1から12/31
共同-4	石海共第3号	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1/1から12/31
共同-5	石海共第4号	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 こたまがい漁業 しろがい漁業 つぶ漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1/1から12/31
共同-6	石海共第5号	第一種共同漁業	たこ漁業	1/1から12/31
共同-7	石海共第6号	第二種共同漁業	かじか・ぼら・あいなめ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ちか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ・めばる刺し網漁業 いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業 ちか小型定置網漁業 にしん小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業 ひらつめがにかご漁業	1/1から12/31 1/1から12/31 1/1から12/31 3/1から7/31 4/1から11/30 1/1から6/30 10/20から12/31 4/1から12/31 1/1から12/31 4/1から8/31 1/1から8/31 1/1から6/30 10/20から12/31 1/1から12/31 4/1から10/31
		第三種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	1/1から12/31

出典：「漁業権について」（水産庁HP: https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html、
閲覧日：令和5年8月25日）

表3.2-16（2）　海面における漁業権の設定状況（共同漁業権）

図内番号	漁場番号	漁業種類	漁業の名称(漁業対象種名)	漁業時期
共同-8	石海共第7号	第一種共同漁業	たこ漁業	1/1/から12/31
共同-8	石海共第8号	第二種共同漁業	かじか・ぼら・あいなめ刺し網漁業	1/1から12/31
			かすべ刺し網漁業	1/1から12/31
			かれい刺し網漁業	1/1から12/31
			しらうお刺し網漁業	3/1から7/31
			ちか刺し網漁業	4/1から11/30
			ながずか刺し網漁業	2/1から4/30
			にしん刺し網漁業	1/1から6/30
			はたはた刺し網漁業	10/20から12/31
			ひらめ刺し網漁業	4/1から12/31
			ほっけ・めばる刺し網漁業	1/1から12/31
			いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業	4/1から8/31
			ちか小型定置網漁業	1/1から8/31
			にしん小型定置網漁業	1/1から6/30
			はたはた小型定置網漁業	10/20から12/31
			かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	1/1から12/31
			ひらつめがにかご漁業	4/1から10/31
共同-9	石海共第9号	第一種共同漁業	たこ漁業	1/1/から12/31
共同-9	石海共第10号	第二種共同漁業	あんこう刺し網漁業	1/1/から12/31
			かじか・ぼら・あいなめ刺し網漁業	1/1/から12/31
			かすべ刺し網漁業	1/1/から12/31
			かれい刺し網漁業	1/1/から12/31
			ながずか刺し網漁業	2/1から4/30
			にしん刺し網漁業	1/1/から6/30
			はたはた刺し網漁業	10/20から12/31
			ひらめ刺し網漁業	4/1から12/31
			ほっけ・めばる刺し網漁業	1/1/から12/31
			いかなご・いか・ほっけ小型定置網漁業	4/1/から8/31
			にしん小型定置網漁業	1/1から6/30
			はたはた小型定置網漁業	10/20から12/31
			かれい・ひらめ・ほっけ底建網漁業	1/1/から12/31
			ひらつめがにかご漁業	4/1から10/31
		第三種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	1/1/から12/31
共同-10	石海共第11号	第一種共同漁業	しゃこ漁業	1/1から12/31
共同-11	石海共第12号	第一種共同漁業	しゃこ漁業	1/1から12/31
共同-12	石海共第13号	第一種共同漁業	しゃこ漁業	1/1/から12/31
共同-13	後海共第11号	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1/1から12/31
			こんぶ漁業	
			てんぐさ漁業	
			のり漁業	
			ふのり漁業	
			まつも漁業	
			もずく漁業	
			わかめ漁業	
			あかざらがい漁業	
			あさり漁業	
			あわび漁業	
			いがい漁業	
			えぞばかがい漁業	
			こたまがい漁業	
			しろがい漁業	
			つぶ漁業	
			ほっきがい漁業	
			うに漁業	
			えむし漁業	
			なまこ漁業	
			ほや漁業	
共同-14	後海共第32号	第一種共同漁業	たこ漁業	1/1から12/31
共同-14	後海共第33号	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・そい刺し網漁業	1/1から12/31
			あんこう刺し網漁業	1/1から12/31
			かれい刺し網漁業	1/1から12/31
			さめ刺し網漁業	10/15から3/31
			たら刺し網漁業	10/15から4/30
			ながずか刺し網漁業	2/1から4/30
			にしん刺し網漁業	1/1から6/30
			はたはた刺し網漁業	10/15から12/31
			ひらめ刺し網漁業	4/1から12/31
			ほっけ・めばる・刺し網漁業	1/1から12/31
			いかなご・いか・ほっけ・ちか小型定置網漁業	1/1から12/31
			さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業	6/1から12/31
			かれい・ひらめ・ほっけ・たら底建網漁業	1/1から12/31
			ひらつめがにかご漁業	4/1から10/31
		第三種共同漁業	ちか・ぼら地びき網漁業	1/1から12/31
			ちか船びき網漁業	
共同-15	後海共第34号	第一種共同漁業	しゃこ漁業	1/1から12/31

出典：「漁業権について」（水産庁 HP: https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html、
閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表3.2-17　海面における漁業権の設定状況（区画漁業権）

図内番号	漁場番号	漁業種類	漁業の名称(漁業対象種名)	漁業時期
区画-1	石海区第1号	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1/1から12/31
区画-2	石海区第2号	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1/1から12/31
区画-3	石海区第3号	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1/1から12/31
区画-4	石海区第4号	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1/1から12/31
区画-5	石海区第5号	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1/1から12/31
区画-6	石海区第6号	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1/1から12/31
区画-7	小樽海区第1号	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1/1から12/31

出典：「漁業権について」（水産庁HP: https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html、
閲覧日：令和5年8月25日）

表3.2-18　海面における漁業権の設定状況（定置漁業権）

図内番号	漁場番号	漁業種類	漁業の名称(漁業対象種名)	漁業時期
定置-1	石さけ定第1号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-2	石さけ定第2号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-3	石さけ定第3号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-4	石さけ定第4号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-5	石さけ定第5号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-6	石さけ定第6号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-7	石さけ定第7号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-8	石さけ定第8号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-9	石さけ定第9号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-10	石さけ定第11号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-11	石さけ定第12号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-12	石さけ定第13号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-13	石さけ定第14号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-14	石さけ定第15号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-15	小樽さけ定第1号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-16	小樽さけ定第2号	定置漁業	さけ定置漁業	8/17から11/30
定置-17	小樽小さけ定第1号	定置漁業	さけ定置漁業	9/3から11/20
定置-18	小樽小さけ定第2号	定置漁業	さけ定置漁業	9/3から11/20
定置-19	小樽小さけ定第3号	定置漁業	さけ定置漁業	9/3から11/20
定置-20	小樽小さけ定第4号	定置漁業	さけ定置漁業	9/3から11/20
定置-21	小樽小さけ定第5号	定置漁業	さけ定置漁業	9/3から11/20
定置-22	小樽小さけ定第6号	定置漁業	さけ定置漁業	9/3から11/20
定置-23	小樽小さけ定第7号	定置漁業	さけ定置漁業	9/3から11/20
定置-24	小樽小さけ定第8号	定置漁業	さけ定置漁業	9/3から11/20
定置-25	小樽小さけ定第9号	定置漁業	さけ定置漁業	9/3から11/20
定置-26	小樽小さけ定第10号	定置漁業	さけ定置漁業	9/3から11/20
定置-27	小樽小さけ定第11号	定置漁業	さけ定置漁業	9/3から11/20

出典：「漁業権について」（水産庁HP: https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html、
閲覧日：令和5年8月25日）

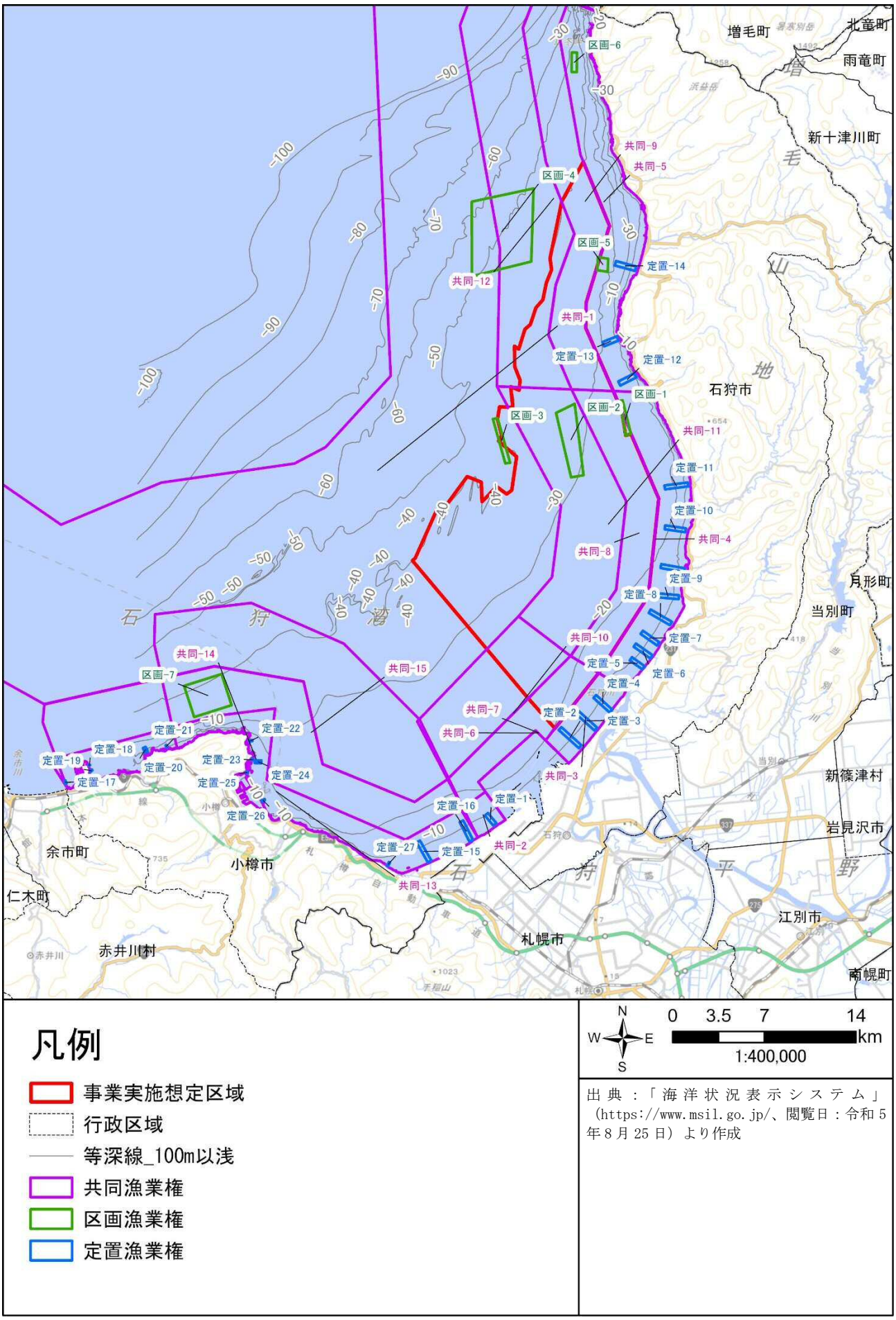

出典：「海洋状況表示システム」（https://www.msil.go.jp/、閲覧日：令和5年8月25日）より作成

図 3.2-7　海面における漁業権の設定状況

３）地下水の利用状況

事業実施想定区域及びその周辺の石狩市及び小樽市において、上水道水源として公表されている地下水の利用はない。

なお、「令和 3 年度　北海道の水道」（令和 5 年、北海道環境生活部環境局環境政策課）によると、専用水道では、石狩市において「医療法人天公会石狩ファミリアホスピタル・石狩ファミリアホスピタル」、「社会福祉法人石狩友愛福祉会・石狩希久の園」、「創価学会、戸田記念墓地公園」、「株式会社札幌シャトレーゼ、シャトレーゼＣＣマサリカップ」、「イオン北海道株式会社・イオンスーパーセンター石狩緑苑台店」、「イオン北海道株式会社、イオン石狩 PC」の 6 箇所、小樽市においては、「株式会社 Sasson、札樽ゴルフ倶楽部、朝里川温泉スキー場」、「医療法人双葉会・老人保健施設マイトリー小樽・小樽港南クリニック」、「一般財団法人おたる自然の村公社・おたる自然の村」、「株式会社アンビックス・小樽朝里クラッセホテル」の 4 箇所において深井戸が利用されている。

3.2.4 交通の状況

１）陸上交通

(1) 道路

令和 3 年度道路交通センサスによる交通量の状況は表 3.2-19～表　3.2-20 に示すとおりである。また、事業実施想定区域及びその周辺における主要な道路交通網の状況は、図 3.2-8 に示すとおりである。

事業実施想定区域及びその周辺において交通量が多いのは、石狩市では一般国道 231 号の一般国道 337 号～一般国道 337 号の区間で、交通量は 12 時間観測で 35,413 台、24 時間観測で 41,787 台、小樽市では一般国道 5 号の札樽自動車道～小樽定山渓線の区間で、交通量は 12 時間観測で 25,462 台、24 時間観測で 33,610 台となっている。

表3.2-19　石狩市の一般交通量調査の状況（令和3年度）

路線名	観測区間		図内番号	区間延長	交通量観測年月日	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	24時間自動車類交通量（上下合計）	車線数	指定最高速度
	起点側	終点側		(km)		(台)	(台)		(km/h)
一般国道２３１号	札幌市北区・石狩市境	花畔札幌線	1	0.2	20211013	14,854	17,528	6	60
	花畔札幌線	一般国道３３７号	2	1.7	20211013	14,854	17,528	6	60
	一般国道３３７号	一般国道３３７号	3	2.1	20211013	35,413	41,787	6	60
	一般国道３３７号	小樽石狩線	4	2.9	20210928	19,259	23,496	4	60
	小樽石狩線	小樽石狩線	5	0.9	20210928	10,638	12,553	4	60
	小樽石狩線	矢臼場札幌線	6	1.5	20211013	9,964	11,758	2	50
	矢臼場札幌線	岩見沢石狩線	7	2.6	20211013	9,964	11,758	2	50
	岩見沢石狩線	望来当別線	8	8.8	20211000	2,789	3,290	2	60
	望来当別線	月形厚田線	9	13.3	20211000	2,789	3,290	2	60
	月形厚田線	一般国道４５１号	10	27.0	20201020	1,645	1,925	2	60
	一般国道４５１号	石狩市・増毛町境	11	19.6	20201020	1,645	1,925	2	60
一般国道３３７号	札幌市北区・石狩市境	矢臼場札幌線	12	0.3	20211007	16,620	21,296	4	60
	矢臼場札幌線	矢臼場札幌線	13	3.1	20211007	16,620	21,296	4	60
	矢臼場札幌線	一般国道２３１号	14	0.3	20211007	16,620	21,296	4	60
	一般国道２３１号	小樽石狩線	15	7.3	20211013	16,146	20,990	4	60
一般国道４５１号	一般国道２３１号	石狩市・当別町境	16	18.4	20201020	590	767	2	60
月形厚田線	当別町・石狩市境	一般国道２３１号	17	13.3	20211013	196	220	2	60
石狩手稲線	一般国道２３１号	花畔札幌線	18	1.3		15,556	19,289	4	50
	花畔札幌線	樽川篠路線	19	4.3	20211012	14,823	18,381	4	50
	樽川篠路線		20	0.6	20211012	14,823	18,381	4	50
岩見沢石狩線	当別町・石狩市境	一般国道２３１号	21	4.5	20211019	2,513	3,016	2	60
	一般国道２３１号		22	0.7		5,217	6,313	2	40
小樽石狩線	石狩湾新港線	一般国道２３１号	23	8.7		4,818	5,830	6	60
	一般国道２３１号	矢臼場札幌線	24	1.4		3,405	4,086	2	50
	矢臼場札幌線		25	2.4		3,405	4,086	2	50
花畔札幌線	石狩手稲線	一般国道２３１号	26	2.9		8,502	10,372	2	50
	一般国道２３１号		27	0.2		6,957	8,418	2	50
矢臼場札幌線	小樽石狩線	一般国道２３１号	28	0.7		1,428	1,699	2	60
	一般国道２３１号	一般国道３３７号	29	6.9	20211021	2,051	2,461	2	60
	一般国道３３７号		30	1.5		1,428	1,699	2	60
望来当別線	一般国道２３１号	石狩市・当別町境	31	12.3		873	1,030	2	60
樽川篠路線	石狩手稲線		32	1.2		10,483	12,789	4	40

注 1：情報が明らかでない箇所は空白とした。
出典：「令和３年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省 HP　：https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/、
閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表 3.2-20　小樽市の一般交通量調査の状況（令和3年度）

路線名	観測区間		図内番号	区間延長	交通量観測年月日	昼間12時間自動車類交通量（上下合計）	24時間自動車類交通量（上下合計）	車線数	指定最高速度
	起点側	終点側		(km)		(台)	(台)		(km/h)
札樽自動車道	一般国道５号	小樽定山渓線	33	3.1	20210929	6,636	8,515	4	80
札樽自動車道	小樽定山渓線	後志自動車道	34	1.6	20210929	7,504	9,512	4	80
札樽自動車道	後志自動車道	銭函インター線	35	10.1	20210929	10,997	13,576	4	80
札樽自動車道	銭函インター線	小樽市・札幌市手稲区境	36	2.1	20210929	11,046	13,589	4	80
後志自動車道	余市町・小樽市境	小樽塩谷インター線	37	6.9	20210929	3,831	4,471	2	70
後志自動車道	小樽塩谷インター線	札樽自動車道	38	14.3	20210929	4,062	4,721	2	70
一般国道５号	余市町・小樽市境	小樽環状線	39	6.1	20211000	10,235	12,810	2	60
一般国道５号	小樽環状線	小樽港稲穂線	40	7.7	20210900	11,193	13,991	4	60
一般国道５号	小樽港稲穂線	天神南小樽停車場線	41	0.9	20211000	20,004	24,176	4	40
一般国道５号	天神南小樽停車場線	一般国道３９３号	42	1.7	20211000	20,004	24,176	4	40
一般国道５号	一般国道３９３号	札樽自動車道	43	1.2	20190925	14,607	17,966	4	40
一般国道５号	札樽自動車道	小樽定山渓線	44	3.4	20210900	25,462	33,610	4	50
一般国道５号	小樽定山渓線	小樽石狩線	45	9.7	20211000	21,535	28,130	4	60
一般国道５号	小樽石狩線	銭函インター線	46	1.2	20211000	21,535	28,130	4	60
一般国道５号	銭函インター線	銭函停車場線	47	0.3	20211000	21,535	28,130	4	60
一般国道５号	銭函停車場線	一般国道３３７号	48	1.1	20211000	21,535	28,130	4	60
一般国道５号	一般国道３３７号	小樽市・札幌市手稲区境	49	1.4	20191002	12,735	16,555	4	60
一般国道３３７号	石狩市・小樽市境	前田新川線	50	1.2	20211027	22,671	29,246	4	60
一般国道３３７号	札幌市手稲区・小樽市境	小樽石狩線	51	1.4	20210900	13,892	18,199	4	50
一般国道３３７号	小樽石狩線	一般国道５号	52	1.1	20210900	13,892	18,199	4	50
一般国道３９３号	一般国道５号	天神南小樽停車場線	53	1.9	20190926	6,313	7,512	2	40
一般国道３９３号	天神南小樽停車場線	小樽環状線	54	2.3	20190910	3,432	4,084	2	50
一般国道３９３号	小樽環状線	小樽市・赤井川村境	55	11.9	20211000	2,359	2,735	2	50
小樽定山渓線	一般国道５号	札樽自動車道	56	0.9		8,529	10,405	2	40
小樽定山渓線	札樽自動車道	小樽環状線	57	0.3		8,529	10,405	2	40
小樽定山渓線	小樽環状線		58	14.1	20190912	452	502	2	40
小樽港線		小樽海岸公園線	59	0.1		19,681	24,601	6	50
小樽港線	小樽海岸公園線	札樽自動車道	60	2.6		19,681	24,601	6	50
銭函インター線	一般国道５号	札樽自動車道	61	0.9		1,961	2,353	2	40
小樽石狩線	一般国道５号	銭函停車場線	62	1.2		4,770	5,772	2	30
小樽石狩線	銭函停車場線	一般国道３３７号	63	1.7		4,770	5,772	2	30
小樽石狩線	一般国道３３７号	石狩湾新港線	64	1.1		4,954	5,994	6	60
小樽海岸公園線		小樽港稲穂線	65	5.0		1,708	2,050	2	40
小樽海岸公園線	小樽港稲穂線	小樽港線	66	0.5		15,453	19,162	6	50
天神南小樽停車場線		一般国道３９３号	67	1.5		4,347	5,260	2	40
天神南小樽停車場線	一般国道３９３号	小樽環状線	68	1.9		9,438	11,514	2	40
天神南小樽停車場線	小樽環状線	一般国道５号	69	1.5		9,438	11,514	2	40
天神南小樽停車場線	一般国道５号		70	0.7		7,795	9,510	2	40
小樽港稲穂線	小樽海岸公園線	一般国道５号	71	0.4		15,453	19,162	6	50
小樽環状線	一般国道５号	小樽塩谷インター線	72	1.9	20211026	2,482	3,003	2	50
小樽環状線	小樽塩谷インター線	天神南小樽停車場線	73	6.3	20211026	4,610	5,578	2	50
小樽環状線	一般国道３９３号	小樽定山渓線	74	5.0		3,686	4,460	2	50
石狩湾新港線		小樽石狩線	75	2.1		2,067	2,480	4	60
銭函停車場線	小樽石狩線	一般国道５号	76	0.7		1,527	1,832	2	30

注１：情報が明らかでない箇所は空白とした。

出典：「令和３年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省 HP ： https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/、閲覧日：令和５年８月 25 日）

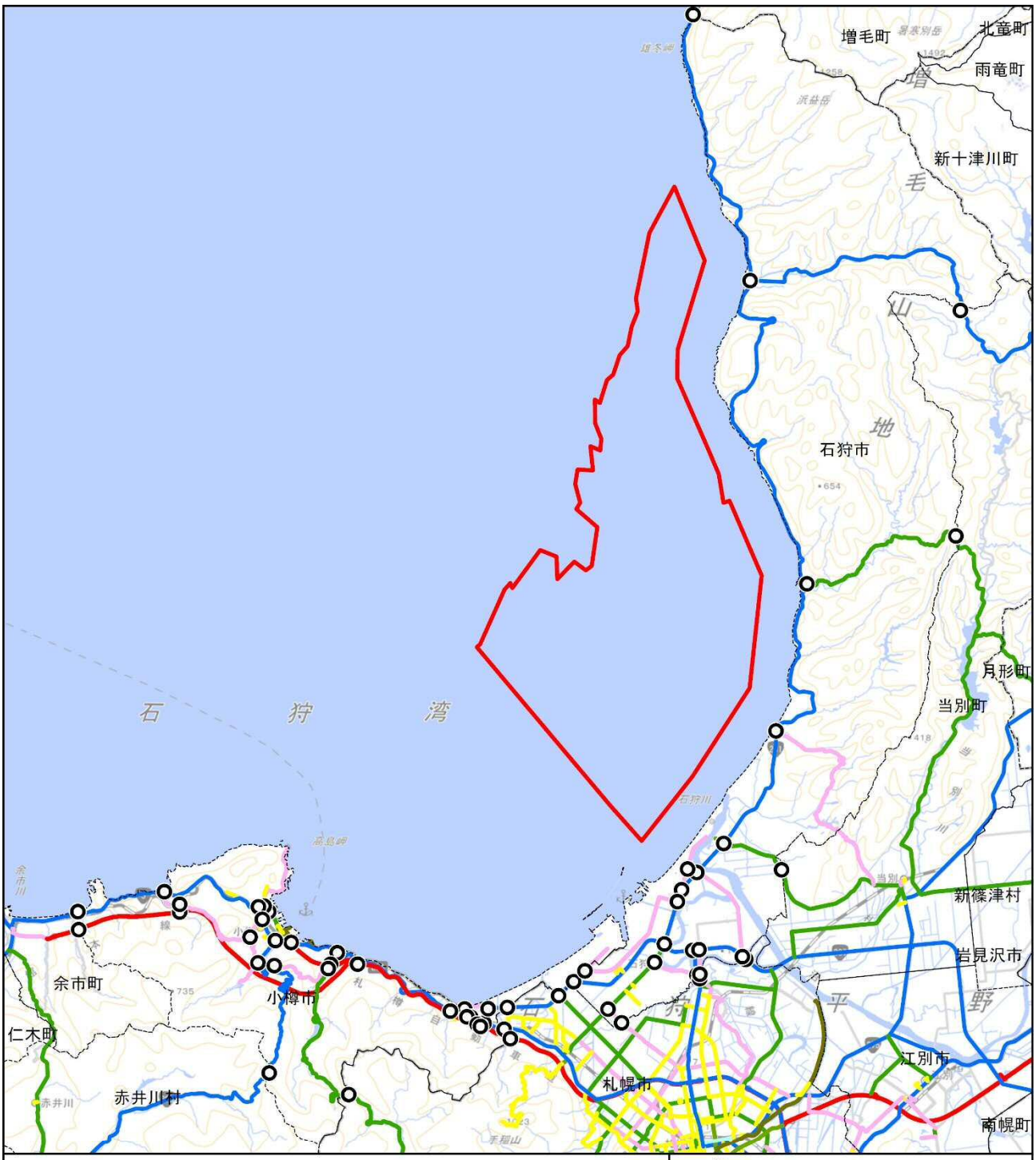

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道（都道府県道）
- 主要地方道（指定市道）
- 一般都道府県道
- 市町村道（認定道路）
- その他道路
- 不明
- 交通量観測区間

N W E S

0 3.5 7 14 km

1:400,000

出典：「国土数値情報 緊急輸送道路（令和２年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N10-v2_0.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）、「令和３年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省 HP ：https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/、閲覧日：令和５年８月 25 日）より作成

図3.2-8（1）　主要な道路交通網の状況

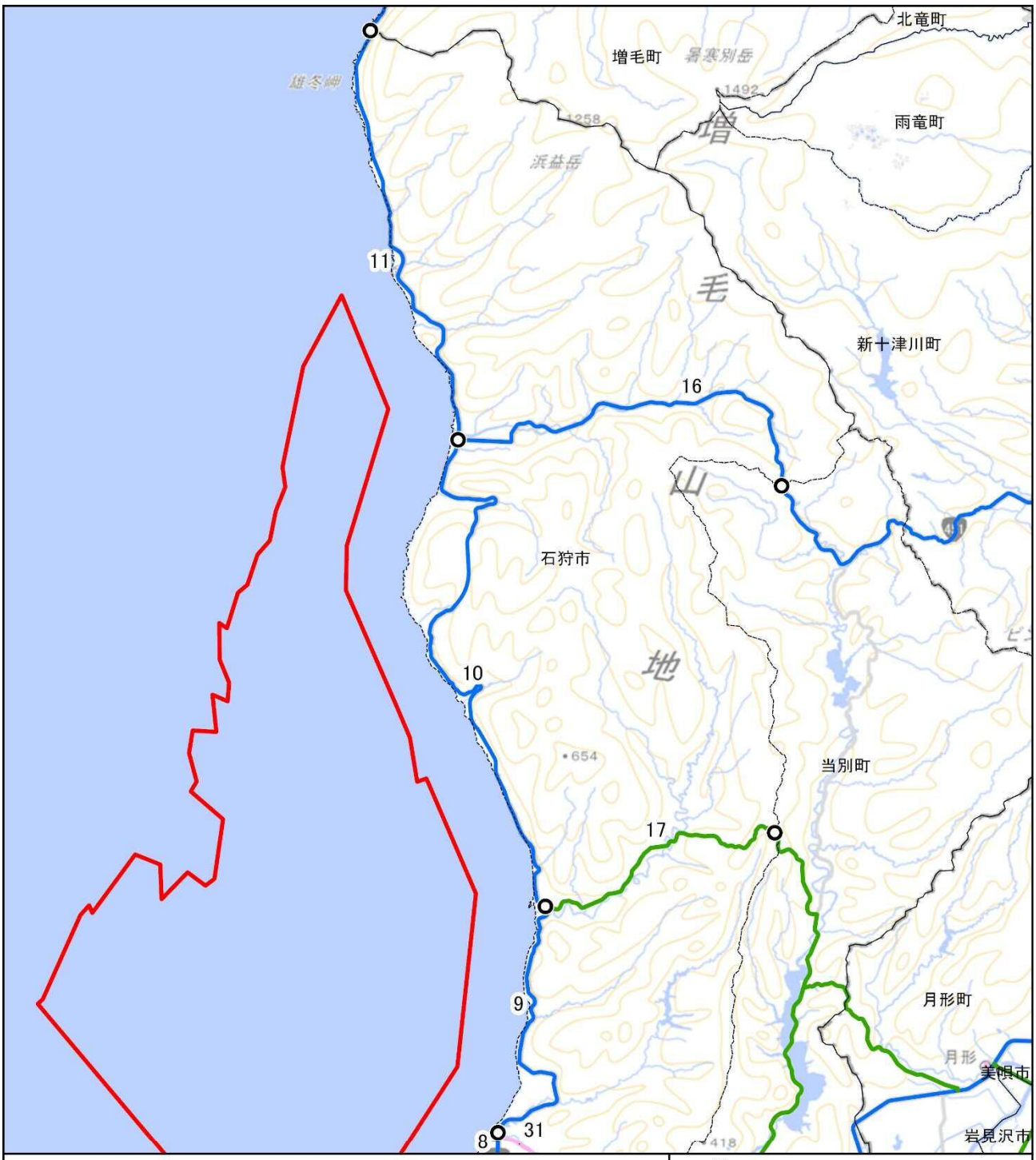

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 一般国道
- 主要地方道（都道府県道）
- 一般都道府県道
- 交通量観測区間

N W E S

0 2.25 4.5 9 km

1:260,000

出典：「国土数値情報 緊急輸送道路（令和２年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N10-v2_0.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）、「令和３年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省 HP ：https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/、閲覧日：令和５年８月 25 日）より作成

図3.2-8（2）　主要な道路交通網の状況（石狩市北部）

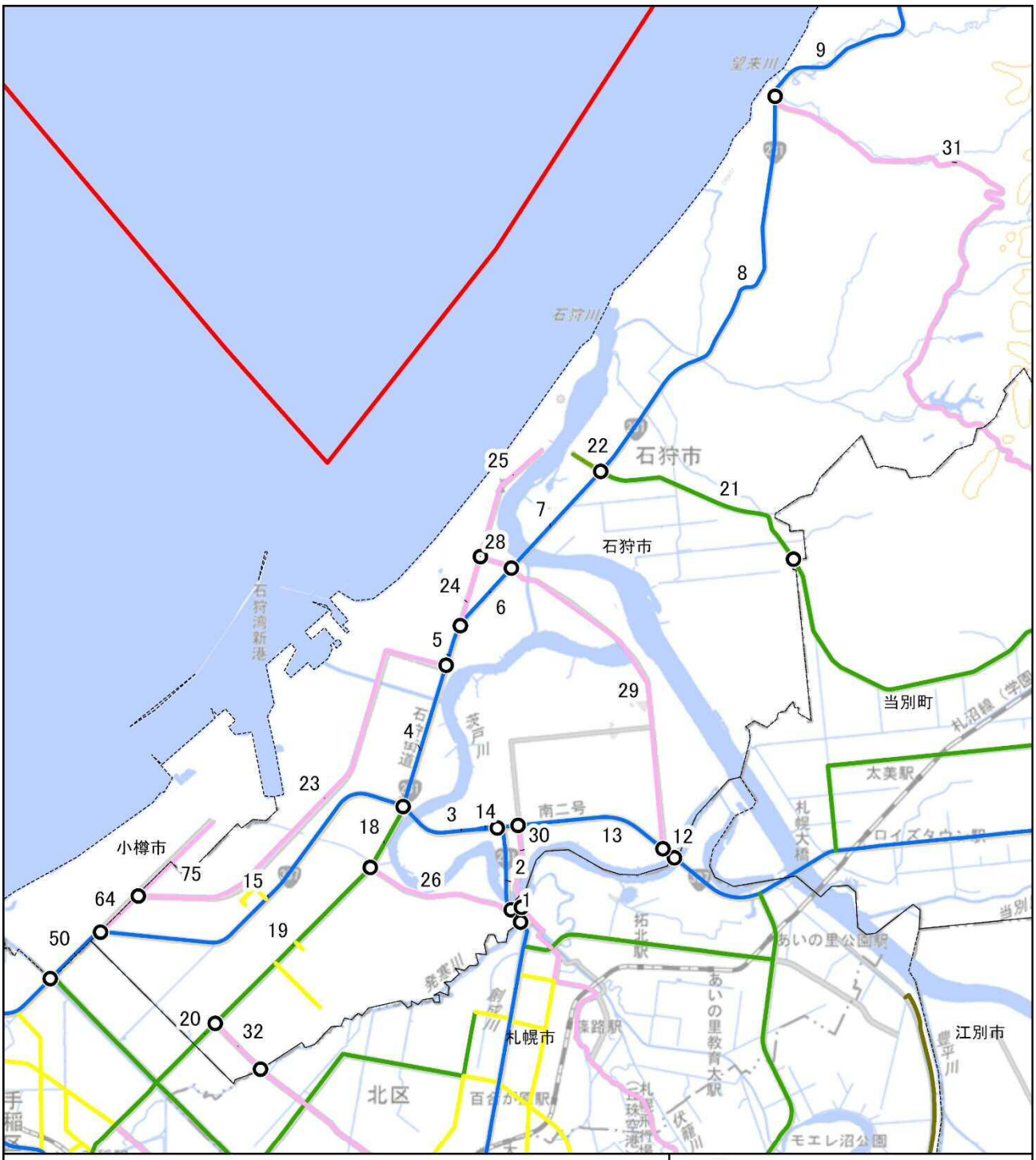

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 一般国道
- 主要地方道（都道府県道）
- 主要地方道（指定市道）
- 一般都道府県道
- 市町村道（認定道路）
- その他道路
- 交通量観測区間

N W E S

0 1 2 4 km

1:120,000

出典：「国土数値情報 緊急輸送道路（令和２年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N10-v2_0.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）、「令和３年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省 HP ：https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/、閲覧日：令和５年８月 25 日）より作成

図3.2-8（3）　主要な道路交通網の状況（石狩市南部）

凡例

- 行政区域
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道（都道府県道）
- 主要地方道（指定市道）
- 一般都道府県道
- 市町村道（認定道路）
- その他道路
- 交通量観測区間

N W E S

0 1 2 4 km

1:120,000

出典：「国土数値情報 緊急輸送道路（令和２年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N10-v2_0.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）、「令和３年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省 HP ：https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/、閲覧日：令和５年８月 25 日）より作成

図3.2-8（4）　主要な道路交通網の状況（小樽市東部）

凡例

- 行政区域
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 主要地方道（都道府県道）
- 一般都道府県道
- 市町村道（認定道路）
- その他道路
- 交通量観測区間

N W E S

0 1 2 4 km

1:120,000

出典：「国土数値情報 緊急輸送道路（令和２年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N10-v2_0.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）、「令和３年度全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省 HP ：https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/、閲覧日：令和５年８月 25 日）より作成

図3.2-8（5）　主要な道路交通網の状況（小樽市西部）

(2) 鉄道

事業実施想定区域及びその周辺における鉄道網の状況は、図3.2-9のとおりである。

石狩市において鉄道は通過していない。小樽市においては JR 函館本線が通過し、銭函駅、朝里駅、小樽築港駅、南小樽駅、小樽駅、蘭島駅が存在している。主要な駅の乗客者数は、表 3.2-21 とおりである。

表3.2-21　主な鉄道の乗降客者数の推移

年度	小樽	南小樽	小樽築港	銭函
令和3年度	1913	481	626	523
令和2年度	1,775	456	585	519
令和元年度	3,320	728	893	665
平成30年度	3,453	740	919	671
平成29年度	3,430	707	913	716

出典：「小樽市統計書令和 4 年度版」（小樽市、令和 5 年 3 月）

出典：「国土数値情報 鉄道（令和３年）」（国土交通省 HP：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00600280&kikan=00600&tstat=000001018967&cycle=7&year=20210&month=0&result_back=1&result_page=1&tclass1val=0、閲覧日：令和５年８月 25 日）より作成

図3.2-9　鉄道網の状況

２）海上交通

(1) 入港船舶の状況

事業実施想定区域及びその周辺には、港湾法上の重要港湾である石狩湾新港と小樽港が存在する。これらの港の令和３年における入港船舶状況及び海上出入貨物総トン数は、表 3.2-22、海上出入貨物の状況は表 3.2-23 に示すとおりである。

表3.2-22　入港船舶数・総トン数（令和3年）

港湾名	項目	入　港　船　舶						
		総数	外航商船	内航商船	内航自航	漁船	避難船	その他
石狩湾新港	隻数	1,496	289	999	－	96	－	112
	総トン数	6,013,911	4,412,722	1,573,015	－	1,748	－	26,426
小樽港	隻数	2,427	245	817	560	542	16	247
	総トン数	10,552,548	1,174,577	435,586	8,685,229	70,385	20,437	166,334

出典：「港湾統計（年報）令和３年(2021 年)」(e-Stat 政府統計ポータルサイト：
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00600280&kikan=00600&tstat=000001018967&cycle=7&year=20210&month=0&result_back=1&result_page=1&tclass1val=0、閲覧日：令和５年８月 25 日）

表 3.2-23　海上出入貨物の状況（令和3年）

港湾名	種別	合計			外国貿易			内国貿易		
		計	輸移出	輸移入	計	輸出	輸入	計	移出	移入
石狩湾新港	一般	6,232,290	560,918	5,671,372	4,070,356	330,477	3,739,879	2,161,934	230,441	1,931,493
小樽港	一般	854,876	231,479	623,397	322,307	56,121	266,186	532,569	175,358	357,211

出典：「港湾統計（年報）令和３年(2021 年)」(e-Stat 政府統計ポータルサイト：
https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00600280&kikan=00600&tstat=000001018967&cycle=7&year=20210&month=0&result_back=1&result_page=1&tclass1val=0、閲覧日：令和５年８月 25 日）

(2) 航路の状況

事業実施想定区域及びその周辺における航路として、図 3.2-10 に示すとおり、関係機関との調整により石狩湾海域協定航路（南航路・北航路）が設定されている。

また、事業実施想定区域及びその周辺における定期航路は、表 3.2-24 のとおりである。

表 3.2-24　定期航路の状況

種類	航路	便数
国内フェリー	小樽-舞鶴	３便/週
	小樽-新潟	６便/週
国際 RORO 船	小樽-極東ロシア（ウラジオストク）	２便/月
外貨定期コンテナ	小樽-中国	１便/週
	石狩湾新港-韓国	１便/週
	石狩湾新港-中国・韓国	各１便/週

出典：北海道の定期航路（国土交通省 HP：https://www.mlit.go.jp/hkb/hkb_tk5_000004.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）

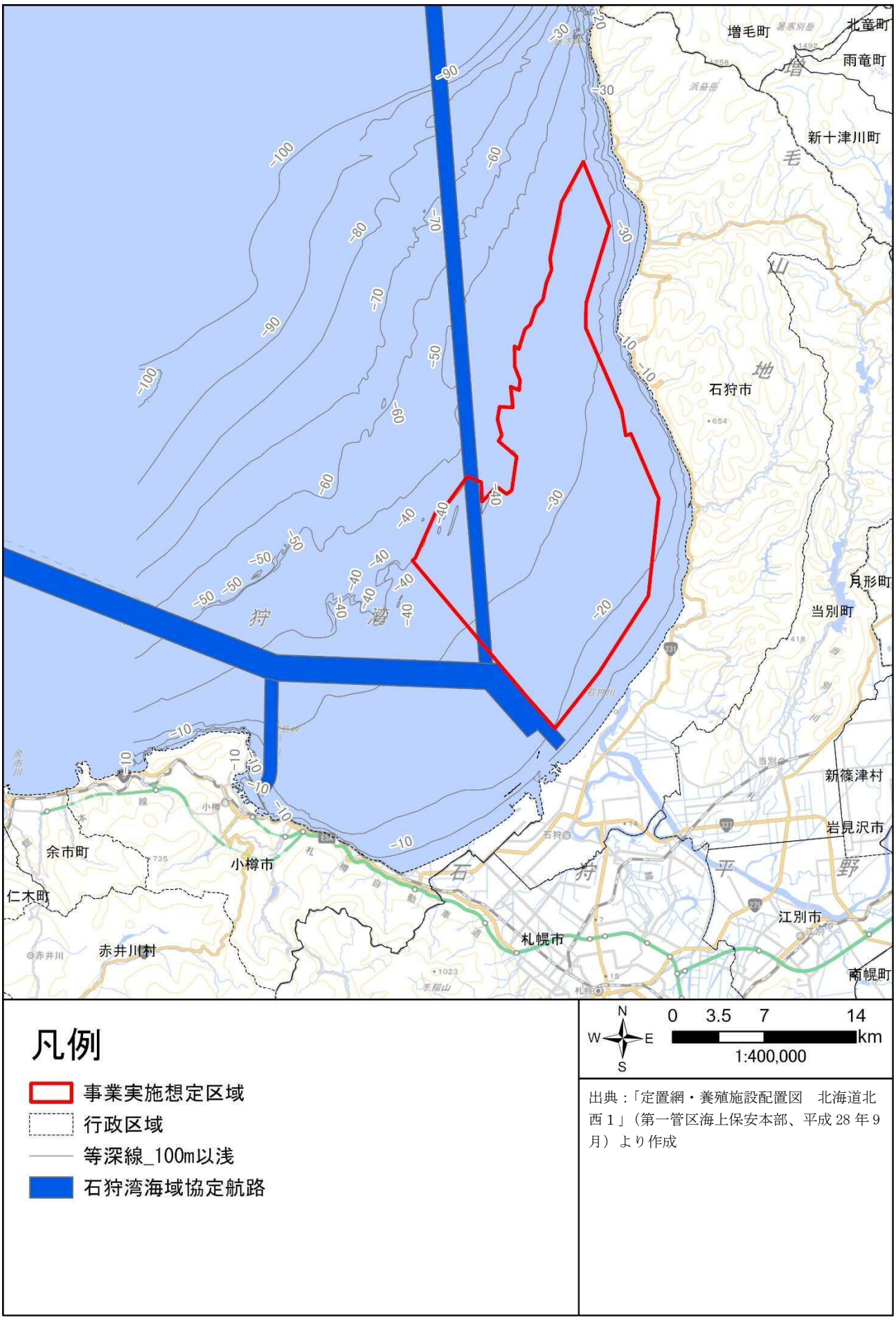

出典：「定置網・養殖施設配置図　北海道北西１」（第一管区海上保安本部、平成 28 年 9 月）より作成

図3.2-10　航路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

１）学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

事業実施想定区域周辺の自治体の学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設は表 3.2-25(1)～表 3.2-27(3)および図 3.2-11～図 3.2-26 に示すとおりである。

表3.2-25（1）　配慮が特に必要な施設（学校等）

区分	図内番号	施設名	所在地
小学校	1	花川小学校	石狩市花畔 1 条 1-7
	2	生振小学校	石狩市生振 375-1
	3	南線小学校	石狩市花川南 3 条 1-18
	4	双葉小学校	石狩市花川北 4 条 3-1
	5	浜益小学校	石狩市浜益区柏木 1-17
	6	花川南小学校	石狩市花川南 6 条 5-1
	7	紅南小学校	石狩市花川北 1-6-1
	8	緑苑台小学校	石狩市緑苑台中央 3-603
	9	石狩八幡小学校	石狩市八幡 4-167
	10	花園小学校	小樽市花園 5-4-1
	11	稲穂小学校	小樽市富岡 1-5-1
	12	長橋小学校	小樽市長橋 4-5-1
	13	潮見台小学校	小樽市新富町 9-13
	14	高島小学校	小樽市高島 5-6-1
	15	奥沢小学校	小樽市奥沢 2-5-1
	16	銭函小学校	小樽市見晴町 5-2
	17	忍路中央小学校	小樽市忍路 1-171
	18	桜小学校	小樽市桜 1-16-1
	19	朝里小学校	小樽市新光 2-6-1
	20	塩谷小学校	小樽市塩谷 2-18-1
	21	張碓小学校	小樽市春香町 215
	22	幸小学校	小樽市幸 4-21-1
	23	桂岡小学校	小樽市桂岡町 23-1
	24	望洋台小学校	小樽市望洋台 1-8-25
	25	手宮中央小学校	小樽市末広町 5-1
	26	山の手小学校	小樽市花園 5-2-20

出典：「国土数値情報 学校データ」（国土交通省 HP：
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P29-v2_0.html#prefecture01、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「国土数値情報 文化施設データ」
（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P27.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「令和 4 年度（2022 年度）北海道学校一覧」（北海道 HP：
https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/chousatoukei/gakkou-ichiran/2022gakkou-i.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「小中学校・義務教育学校一覧」
（石狩市 HP:https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/gakkou.k/2641.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「各小・中学校のホームページへ」
（小樽市 HP：https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110600769/、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表3.2-25（2）　配慮が特に必要な施設（学校等）

区分	図内番号	施設名	所在地
中学校	27	石狩中学校	石狩市志美 293-30
	28	花川南中学校	石狩市花川南 9-4-94
	29	浜益中学校	石狩市浜益区浜益 50-22
	30	花川北中学校	石狩市花川北 3 条 4-130
	31	花川中学校	石狩市花川北 4 条 1-2-1
	32	樽川中学校	石狩市樽川 6 条 3-600
	33	長橋中学校	小樽市長橋 4-16-1
	34	潮見台中学校	小樽市潮見台 1-17-1
	35	菁園中学校	小樽市花園 5-4-2
	36	西陵中学校	小樽市富岡 2-26-1
	37	松ヶ枝中学校	小樽市最上 1-31-1
	38	向陽中学校	小樽市天神 1-7-11
	39	朝里中学校	小樽市新光 3-7-1
	40	桜町中学校	小樽市桜 1-29-1
	41	銭函中学校	小樽市見晴町 2-12
	42	忍路中学校	小樽市蘭島 1-28-1
	43	望洋台中学校	小樽市望洋台 3-6-1
	44	北陵中学校	小樽市清水町 5-1
	45	双葉中学校	小樽市住ノ江 1-3-3
義務教育学校（小中一貫校）	46	厚田学園	石狩市厚田区厚田 171-1
高等学校	47	石狩翔陽高等学校	石狩市花川東 128-31
	48	石狩南高等学校	石狩市花川南 8 条 5-1
	49	小樽潮陵高等学校	小樽市潮見台 2-1-1
	50	小樽桜陽高等学校	小樽市長橋 3-19-1
	51	小樽未来創造高等学校	小樽市最上 1-29-1
	52	小樽水産高等学校	小樽市若竹町 9-1
	53	北照高等学校	小樽市最上 2-5-1
	54	小樽双葉高等学校	小樽市住ノ江 1-3-17
	55	小樽明峰高等学校	小樽市最上 1-14-17
大学	56	藤女子大学	石狩市花川南 4 条 5-7
	57	小樽商科大学	小樽市緑 3-5-21
特別支援学校	58	北海道高等聾学校	小樽市銭函 1-5-1
	59	小樽高等支援学校	小樽市銭函 1-10-1
専修学校	60	小樽歯科衛生士専門学校	小樽市稲穂 2-1-14
	61	小樽看護専門学校	小樽市入船 4-9-1
	62	小樽市医師会看護高等専修学校	小樽市富岡 1-5-15
	63	国際インテリアアカデミー	小樽市相生町 7-10
	64	小樽市立高等看護学院	小樽市東雲町 9-12
各種学校	65	小樽ドレスメーカー女学院	小樽市花園 3-9-11

出典：「国土数値情報 学校データ」（国土交通省 HP：
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P29-v2_0.html#prefecture01、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「国土数値情報 文化施設データ」
（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P27.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「令和 4 年度（2022 年度）北海道学校一覧」（北海道 HP：
https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/chousatoukei/gakkou-ichiran/2022gakkou-i.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「小中学校・義務教育学校一覧」
（石狩市 HP:https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/gakkou.k/2641.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「各小・中学校のホームページへ」
（小樽市 HP：https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110600769/、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表3.2-25（3）　配慮が特に必要な施設（学校等）

区分	図内番号	施設名	所在地
幼稚園	66	ミナクル幼稚園	石狩市花川南3条5-3
	67	花川マリア幼稚園	石狩市花川北2条2-202
	68	花川わかば幼稚園	石狩市花川北2条5-65-2
	69	花川南幼稚園	石狩市花川南9条4-83-4
	70	花川北陽幼稚園	石狩市花川北4条3-5
	71	いなほ幼稚園	小樽市稲穂3-22-11
	72	さくら幼稚園	小樽市桜1-5-1
	73	まや幼稚園	小樽市緑1-23-8
	74	ロース幼稚園	小樽市富岡1-8-2
	75	手宮幼稚園	小樽市豊川町2-12
	76	小樽オリーブ幼稚園	小樽市松ヶ枝1-9-5
	77	小樽高田幼稚園	小樽市住ノ江2-3-11
	78	小樽杉の子幼稚園	小樽市幸4-25-14
	79	小樽中央幼稚園	小樽市富岡1-4-13
	80	小樽藤幼稚園	小樽市富岡1-21-12
	81	小樽幼稚園	小樽市若松1-4-17
	82	朝里幼稚園	小樽市新光1-3-10
	83	長橋幼稚園	小樽市長橋3-13-9
幼保連携型認定こども園	84	花川南認定こども園	石狩市花川南9条4-83-4
	85	えるむ認定こども園	石狩市花川北2条5-63
	86	えるむの森認定こども園	石狩市花川東93-5
	87	まきば認定こども園	石狩市樽川6条2-600
	88	友愛認定こども園	石狩市花川南8条3-153-3
	89	花川北陽認定こども園	石狩市花川北4条3-5
	90	くるみ保育園	石狩市八幡1-433-14
	91	認定こども園ひかりのこいしかり	石狩市花川南4条3-2
	92	石狩仲よし認定こども園	石狩市花川北4条3-5-3
	93	花川マリア認定こども園	石狩市花川南4条5-13-の内、19-の内
	94	緑苑台認定こども園	石狩市花川東1-2137
	95	いなほ幼稚園	小樽市稲穂4-11-2
図書館	96	石狩市民図書館	石狩市花川北7-1-26
	97	石狩市民図書館花川南分館	石狩市花川南6-5-27-2　花川南コミュニティセンター内
	98	石狩市民図書館八幡分館	石狩市八幡2-332-12　八幡コミュニティセンター内
	99	石狩市民図書館浜益分館	石狩市浜益区浜益630-1　浜益コミュニティセンター内
	100	あいかぜとしょかん	石狩市厚田区厚田109番地2
	101	市立小樽図書館	小樽市花園5-1-1
	102	小樽市点字図書館	小樽市富岡1-5-10

出典：「国土数値情報 学校データ」（国土交通省HP：
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P29-v2_0.html#prefecture01、閲覧日：令和5年8月25日）
「国土数値情報 文化施設データ」
（国土交通省HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P27.html、閲覧日：令和5年8月25日）
「令和4年度（2022年度）北海道学校一覧」（北海道HP：
https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksk/chousatoukei/gakkou-ichiran/2022gakkou-i.html、閲覧日：令和5年8月25日）
「小中学校・義務教育学校一覧」
（石狩市HP:https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/gakkou.k/2641.html、閲覧日：令和5年8月25日）
「各小・中学校のホームページへ」
（小樽市HP：https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020110600769/、閲覧日：令和5年8月25日）
「道内公共図書館一覧」
（北海道立図書館HP：https://www.library.pref.hokkaido.jp/web/librarys/list.html、閲覧日：令和5年8月25日）

表3.2-26（1）　配慮が特に必要な施設（医療機関）

図内番号	施設名	所在地
1	石狩幸惺会病院	石狩市花川北7条2丁目22番地
2	医療法人天公会石狩ファミリアホスピタル	石狩市花川南7条5丁目5番地
3	石狩病院	石狩市花川北3条3丁目6番地1
4	医療法人喬成会花川病院	石狩市花川南7条5丁目2番地
5	医療法人社団恵愛会茨戸病院	石狩市花川東128番地14
6	医療法人社団 北匠会 小樽中央病院	小樽市入船2丁目2番18号
7	医療法人社団 青優会　南小樽病院	小樽市潮見台1丁目5番3号
8	医療法人社団心優会 野口病院	小樽市稲穂2丁目22番6号
9	医療法人 西病院	小樽市花園2丁目11番5号
10	医療法人社団 豊明会 木下病院	小樽市新光1丁目7番7号
11	医療法人社団 三ツ山病院	小樽市稲穂1丁目9番2号
12	おたるこどもクリニック	小樽市稲穂1丁目7番14号
13	医療法人 ひまわり会 札樽病院	小樽市銭函3丁目298番地
14	医療法人 勉仁会 東小樽病院	小樽市新光2丁目29番3号
15	医療法人 北光会 朝里中央病院	小樽市新光1丁目21番5号
16	医療法人 北仁会 石橋病院	小樽市長橋3丁目7番7号
17	大倉山学院	小樽市見晴町20番2号
18	小樽掖済会病院	小樽市稲穂１丁目４番１号
19	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 北海道済生会小樽病院	小樽市築港10番1号
20	社会福祉法人 北海道社会事業 協会小樽病院	小樽市住ノ江1丁目6番15号
21	小樽市立病院	小樽市若松1丁目1番1号
22	いしかり眼科	石狩市花川北3条3丁目6番地3　MMビル１Ｆ
23	石狩市介護老人福祉施設「はまますあいどまり」医務室	石狩市浜益区実田93-17
24	厚田保健センター	石狩市厚田区厚田45-5
25	厚田みよし園診療所	石狩市厚田区厚田189-1
26	あつた中央クリニック	石狩市厚田区別狩17
27	青木クリニック	石狩市花川南1条6丁目165
28	北海道江別保健所石狩支所	石狩市花川北7条1丁目1
29	医療法人バークシャーみき内科クリニック	石狩市花川南7条3丁目42-1
30	特別養護老人ホームばんなぐろ診療所	石狩市花畔360-26
31	石狩湾耳鼻科	石狩市花川南8条1丁目2-7
32	石狩市総合保健福祉センター検診室	石狩市花川北6条1丁目41
33	医療法人社団花川皮膚科クリニック	石狩市花川北3条3丁目9-2
34	医療法人秀友会いしかり脳神経外科クリニック	石狩市花川北6条1丁目19
35	石狩すずらん内科	石狩市花川南7条1丁目3
36	医療法人社団わがつま小児科	石狩市花川南2条2丁目228
37	特別養護老人ホーム希久の園診療所	石狩市八幡町字高岡27-9
38	医療法人社団立石クリニック	石狩市花川北6条2丁目150-1
39	医療法人社団鎌田内科クリニック	石狩市花川北2条5丁目60
40	医療法人社団土居耳鼻咽喉科医院	石狩市花川北3条3丁目9-2
41	医療法人社団花川整形外科医院	石狩市花川南3条4丁目206
42	医療法人社団啓仁会福島医院	石狩市花川北2条2丁目202-2
43	医療法人はまなすはまなす医院	石狩市花畔4条1丁目141-1
44	石狩市浜益国民健康保険診療所	石狩市浜益区浜益321
45	医療法人社団北碧会石狩中央整形外科	石狩市樽川3条1丁目25-1

出典：「国土数値情報 医療機関データ」
（国土交通省HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P04-v3_0.html、閲覧日：令和5年8月25日）
「北海道医療機能情報システム」
（北海道HP：https://www.mi.pref.hokkaido.lg.jp/hokkaido/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx、閲覧日：令和5年8月25日）
「地域医療情報システム」（日本医師会HP：https://www.jmap.jp/、閲覧日：令和5年8月25日）

表3.2-26（2）　配慮が特に必要な施設（医療機関）

図内番号	施設名	所在地
46	しろくまこどもクリニック	石狩市樽川6条2丁目2-2
47	エナレディースクリニック	石狩市花川南9条1丁目86-2-3
48	みやのした小児科クリニック	石狩市花川南9条1丁目24-1
49	医療法人社団佐々木整形外科医院	石狩市花川南8条3丁目82-3
50	医療法人社団花川眼科	石狩市花川南8条3丁目1
51	小樽市保健所	小樽市富岡1丁目5番12号
52	小樽市夜間急病センター	小樽市住ノ江1丁目7番16号
53	小樽市特別養護老人ﾎｰﾑ　やすらぎ荘医務室	小樽市ｵﾀﾓｲ1丁目20番18号
54	株式会社ミツウマ診療所	小樽市奥沢4丁目26番1号
55	特別養護老人ホーム　望海荘診療所	小樽市新光4丁目28番6号
56	特別養護老人ホーム　東小樽医務室	小樽市新光2丁目29番3号
57	特別養護老人ホーム　はる医務室	小樽市赤岩2丁目18番22号
58	国立大学法人小樽商科大学保健管理センター	小樽市緑3丁目5番21号
59	国土交通省共済組合 第一管区 海上保安本部診療所	小樽市港町5番2号
60	国土交通省 共済組合 北海道開発局 小樽開発建設部診療所	小樽市潮見台1丁目15番5号
61	小樽検疫所診察室	小樽市港町5番2号
62	小樽育成院医務室	小樽市ｵﾀﾓｲ1丁目20番20号
63	特別養護老人ホーム　朝里温泉医務室	小樽市朝里川温泉2丁目708番地1
64	山口内科クリニック	小樽市桂岡町2番18号
65	松原内科クリニック	小樽市稲穂2丁目11番13号
66	医療法人社団　敬愛会　本多医院	小樽市松ケ枝1丁目18番10号
67	望洋クリニック	小樽市桜2丁目4番40号
68	医療法人社団　藤澤心臓血管クリニック	小樽市稲穂3丁目1番16号
69	ひらいわ整形外科クリニック	小樽市長橋2丁目17番16号
70	医療法人社団　錦町医院	小樽市錦町1番5号
71	医療法人社団　なんたる整形外科	小樽市入船2丁目3番5号
72	なつい胃腸内科・歯科クリニック	小樽市梅ケ枝町24番13号
73	医療法人社団　直江クリニック	小樽市豊川町3番10号
74	医療法人社団　つだ小児科	小樽市稲穂4丁目2番21号
75	医療法人社団　谷口内科医院	小樽市幸4丁目30番5号
76	医療法人社団　高村内科医院	小樽市赤岩1丁目15番14号
77	医療法人社団　消化器科・内科高橋医院	小樽市塩谷2丁目17番13号
78	そとぞの内科医院	小樽市稲穂2丁目2番1号
79	医療法人社団　そうま耳鼻咽喉科	小樽市稲穂2丁目22番8号
80	医療法人社団　世良心療内科クリニック	小樽市稲穂2丁目9番11号
81	医療法人社団　せのた内科クリニック	小樽市入船1丁目8番15号
82	医療法人社団　すみえ医院	小樽市新光1丁目21番1号
83	医療法人社団　新開レディースクリニック	小樽市稲穂2丁目9番11号
84	祝津スキンクリニック	小樽市祝津1丁目26-1
85	柴田眼科	小樽市長橋2丁目17番16号
86	医療法人社団　潮見台内科クリニック	小樽市潮見台1丁目15番35号
87	医療法人社団　一視同仁会　札樽・すがた医院	小樽市緑2丁目29番3号
88	医療法人社団 桜台クリニック	小樽市桜2丁目32番22号
89	医療法人社団　ごとう整形外科クリニック	小樽市錦町11番1号
90	医療法人社団　栗栖皮膚科泌尿器科	小樽市入船1丁目11番15号

出典：「国土数値情報 医療機関データ」
（国土交通省HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P04-v3_0.html、閲覧日：令和5年8月25日）
「北海道医療機能情報システム」
（北海道HP：https://www.mi.pref.hokkaido.lg.jp/hokkaido/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx、閲覧日：令和5年8月25日）
「地域医療情報システム」（日本医師会HP：https://www.jmap.jp/、閲覧日：令和5年8月25日）

表3.2-26（3）　配慮が特に必要な施設（医療機関）

図内番号	施設名	所在地
91	勤医協小樽診療所	小樽市長橋4丁目5番23号
92	小樽なかがき糖尿病・内科クリニック	小樽市花園1丁目1番9号
93	社会福祉法人小樽北勉会　なんたるクリニック	小樽市若松2丁目8番20号
94	きたおか内科消化器クリニック	小樽市花園2丁目5番4号
95	医療法人社団　小野内科医院	小樽市奥沢2丁目6番12号
96	医療法人社団 辰悦会 小樽ライフクリニック	小樽市花園2丁目1番8号
97	小樽まつい耳鼻咽喉科	小樽市錦町14番15号
98	医療法人社団　小樽皮膚科クリニック	小樽市稲穂4丁目2番9号
99	おたる泌尿器科クリニック	小樽市稲穂3丁目7番4号
100	小樽長橋内科	小樽市長橋2丁目17番16号
101	医療法人勉仁会　おたる中央通クリニック	小樽市稲穂2丁目13番1号
102	医療法人社団 小樽中央眼科医院	小樽市稲穂3丁目6番4号
103	医療法人 小樽セントラルクリニック	小樽市富岡1丁目4番15号
104	おたる呼吸器内科	小樽市長橋3丁目7番3号
105	小樽いのくち眼科	小樽市潮見台1丁目15番34号
106	おたるイアクリニック	小樽市長橋2丁目17番16号
107	医療法人社団　正心会　岡本メンタルクリニック	小樽市稲穂1丁目8番101号
108	医療法人社団 大本内科クリニック	小樽市稲穂4丁目9番17号
109	太田医院	小樽市稲穂3丁目1番17号
110	医療法人社団　越前谷脳神経クリニック	小樽市稲穂2丁目9番10号
111	医療法人社団　うりた循環器科・内科クリニック	小樽市富岡1丁目4番19号
112	梅ヶ枝内科・眼科クリニック	小樽市梅ヶ枝町1番3号
113	入船耳鼻咽喉科	小樽市住ノ江2丁目1番3号
114	医療法人社団　板谷内科胃腸科医院	小樽市富岡1丁目13番21号
115	医療法人いそがい内科クリニック	小樽市桜2丁目25番19号
116	医療法人社団　安達内科医院	小樽市花園3丁目19番17号
117	医療法人社団　阿久津内科医院	小樽市住ノ江1丁目8番16号
118	秋野クリニック	小樽市緑１丁目３番２３号
119	医療法人社団　青柳皮膚科医院	小樽市稲穂2丁目2番6号
120	医療法人社団 明治眼科医院	小樽市稲穂2丁目7番17号
121	三浦外科肛門科医院	小樽市最上1丁目3番2号
122	医療法人社団 松島内科	小樽市緑1丁目16番3号
123	本間内科医院	小樽市稲穂2丁目19番13号
124	医療法人社団　仲眼科	小樽市入船2丁目4番10号
125	中垣内科小児科医院	小樽市入船2丁目4番8号
126	医療法人たんぽぽ会 島田脳神経外科	小樽市錦町1番2号
127	医療法人社団 北川眼科医院	小樽市稲穂1丁目7番8号
128	おたるレディースクリニック	小樽市稲穂4丁目1番7号
129	脳神経外科おたる港南クリニック	小樽市真栄1丁目6番1号
130	医療法人社団 大橋内科胃腸科クリニック	小樽市緑2丁目34番3号
131	医療法人社団 太田整形外科医院	小樽市見晴町8番24号
132	医療法人 うのクリニック	小樽市住吉町7番5号
133	医療法人社団 ウェルネス望洋台医院	小樽市望洋台2丁目2番13号

出典：「国土数値情報 医療機関データ」
（国土交通省HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P04-v3_0.html、閲覧日：令和5年8月25日）
「北海道医療機能情報システム」
（北海道HP：https://www.mi.pref.hokkaido.lg.jp/hokkaido/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx、閲覧日：令和5年8月25日）
「地域医療情報システム」（日本医師会HP：https://www.jmap.jp/、閲覧日：令和5年8月25日）

表3.2-27（1）　配慮が特に必要な施設（福祉施設）

区分	図内番号	施設名	所在地
老人福祉施設	1	厚田みよし園	石狩市厚田区厚田 189-1
	2	地域密着型特別養護老人ホームほとり	石狩市花畔 360-26
	3	特別養護老人ホームはまますあいどまり	石狩市浜益区実田 93-17
	4	特別養護老人ホームばんなぐろ	石狩市花畔 360-26
	5	特別養護老人ホーム石狩希久の園	石狩市八幡町高岡 27-9
	6	ケアハウスいしかり	石狩市花畔 360-26
	7	ケアハウスりょくえん	石狩市花川東 93-10
	8	（仮称）医療法人喬成会サービス付き高齢者向け住宅	石狩市花川南 7 条 4-376-1、376-2
	9	アルファパレス	石狩市花川東 2 条 3-28
	10	グランドハウス緑苑	石狩市緑苑台東 3 条 2-170-2
	11	サービス付き高齢者向け住宅トムテの里『花川』Ａ棟	石狩市花川北 6 条 2-30
	12	サービス付き高齢者向け住宅トムテの里『花川』Ｂ棟	石狩市花川北 6 条 2-29
	13	サービス付き高齢者向け住宅ぬくもり花川	石狩市花川南 9 条 4-86
	14	パートナーハイツいしかり	石狩市花川北 6 条 3-16
	15	憩いの園豊寿第１	石狩市花川北 2 条 5-61
	16	憩いの園豊寿第２	石狩市花川南 2 条 2-254、255、260、261
	17	憩いの園豊寿第３	石狩市花川北 2 条 5 丁目 59 番地
	18	リビングケア・シーズン花川	石狩市花川南 9 条 1 丁目 7 番地
	19	パートナーハイツたるかわ	石狩市樽川 6 条 2 丁目 3 番 2 号
	20	フルールハピネスいしかり	石狩市親船東 2 条 1 丁目 70 番地
	21	スマイルハウス花	石狩市花川南 5 条 5 丁目 134
	22	小樽育成院	小樽市オタモイ 1-20-20
	23	やすらぎ荘	小樽市オタモイ 1-20-18
	24	リバーサイドなんたる	小樽市若松 2-8-20
	25	ラポールなんたる	小樽市若松 2-8-20
	26	ラポールゆらぎの里	小樽市朝里川温泉 2-693-6
	27	特別養護老人ホームはる	小樽市赤岩 2-18-22
	28	特別養護老人ホーム朝里温泉	小樽市朝里川温泉 2-708-1
	29	望海荘	小樽市新光 4-28-6
	30	小樽市老人福祉センター	小樽市富岡 1-5-10
	31	ケアハウスはる	小樽市赤岩 2-18-22
	32	ケアハウス朝里温泉	小樽市朝里川温泉 2-694-38
	33	あっとほーむ新光	小樽市新光 1-22-13
	34	あっとほーむ朝里	小樽市新光 1-13-23
	35	あっとほーむ朝里中央	小樽市新光 1 丁目 21 番 5 号
	36	ヴェラス・クオーレ小樽	小樽市花園 1-1-9
	37	ヴェラス・クオーレ小樽（地域密着型特定施設）	小樽市花園 1-1-9
	38	カーム入船	小樽市入船 4-5-15
	39	かんぽの宿小樽住宅型老人ホームかぜーる小樽	小樽市朝里温泉 2-670
	40	サービス付き高齢者向け住宅ウィステリア小樽稲穂	小樽市稲穂 1-46-2、46-18、50
	41	サービス付き高齢者向け住宅あまらんさす	小樽市赤岩 2-271-36
	42	サービス付き高齢者住宅つなぐ	小樽市赤岩 1-8-23
	43	サービス付高齢者住宅ぽえむ	小樽市桜 2-330、335
	44	シルバーハイツ寿楽	小樽市塩谷 2-42-10
	45	ファミリーキズナ	小樽市塩谷 1-553-9、556-13、556-22

出典：「国土数値情報 福祉施設データ」（国土交通省 HP：
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P14-v2_1.html#prefecture01、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「子育てに関する主なサポート・施設」
（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/shisetsu.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「くらしの情報」（石狩市 HP：https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/life/1/、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「子育て・教育」（小樽市 HP：https://www.city.otaru.lg.jp/navi/kosodate/、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「介護保険事業所・老人福祉施設等一覧」
（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/kyoutsuu/ichiran/ichiran.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表3.2-27（2）　配慮が特に必要な施設（福祉施設）

区分	図内番号	施設名	所在地
老人福祉施設	46	ブランジェーアール小樽築港	小樽市築港
	47	マイラシーク塩谷	小樽市塩谷 2-2-21
	48	ゆたか荘	小樽市長橋 5-6-4
	49	ラ・ナシカあさり	小樽市新光 1-6-25
	50	泰安の郷和華竹	小樽市若竹町 26-1
	51	東小樽	小樽市新光 2 丁目 29 番 3 号
	52	アイケアハウス小樽	小樽市奥沢 1 丁目 17 番 19 号
	53	アイケアハウスコーナー奥沢口	小樽市奥沢 1 丁目 17 番 1 号
	54	アイケア・ガレリア	小樽市銭函 1 丁目 13 番 21 号
	55	アイケア南小樽	小樽市入船 1 丁目 6-6
	56	ＣｏＣｏ輝楽	小樽市銭函 1 丁目 32 番 2
	57	アイケアぜに函	小樽市銭函 2 丁目 7 番 28 号
	58	フルールハピネスおたる	小樽市若松 2 丁目 7 番 12 号
	59	シルバーマンションほっと	小樽市長橋 5 丁目 6 番 14 号
身体障害者更生援護施設	60	厚田はまなす園	石狩市厚田区小谷 33-1
	61	生振の里	石狩市生振 167-8
	62	小樽市身体障害者福祉センター	小樽市稲穂 4-1-2
	63	小樽四ツ葉学園	小樽市桜 3-10-1
	64	松泉学院	小樽市見晴町 20-2
	65	障がい者支援施設朝里ファミリア	小樽市朝里川温泉 1-227
	66	北海道宏栄社	小樽市天神 2-8-2
	67	和光学園	小樽市桜 4-3-1
助産施設	68	おたるレディースクリニック助産施設	小樽市稲穂 4-1-7
	69	北海道社会事業協会小樽病院助産施設	小樽市住ノ江 1-6-15
児童福祉施設	70	花川南児童館	石狩市花川南 8 条 3-153-5
	71	花川北児童館	石狩市花川北 3 条 2-199-2
	72	こども未来館	石狩市花川北 7 条 1-22
	73	花川南認定こども園	石狩市花川南 9 条 4-83-4
	74	石狩たんぽぽ保育園	石狩市花川南 6 条 2-109
	75	相愛の里	小樽市長橋 1-2-20
	76	小樽市いなきた児童館	小樽市稲穂 5-10-1
	77	小樽市塩谷児童センター	小樽市塩谷 1-23-7
	78	大倉山学院	小樽市見晴町 20-2
	79	小樽市さくら学園	小樽市桜 2-11-16
	80	認定こども園桂岡幼稚園	小樽市桂岡町 5-16
	81	手宮幼稚園	小樽市豊川町 2-12
その他の社会福祉施設	82	地域活動支援センターえみな	石狩市花川南 8 条 3-71
	83	地域活動支援センターやすみや	石狩市花川北 6 条 2-134-1
	84	地域活動支援センター彩	石狩市厚田区虹が原 165-64
	85	地域活動支援センター石狩はまなす館	石狩市花川東 472-774
	86	恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院	小樽市築港 10-1
	87	恩賜財団済生会支部北海道済生会西小樽病院	小樽市長橋 3-24-1
	88	勤医協小樽診療所	小樽市長橋 4-5-23
	89	小樽掖済会病院	小樽市色内 1-10-17
	90	北海道社会事業協会小樽病院	小樽市住ノ江 1-6-15

出典：「国土数値情報 福祉施設データ」（国土交通省 HP：
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P14-v2_1.html#prefecture01、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「子育てに関する主なサポート・施設」
（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/shisetsu.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「くらしの情報」（石狩市 HP：https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/life/1/、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「子育て・教育」（小樽市 HP：https://www.city.otaru.lg.jp/navi/kosodate/、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「介護保険事業所・老人福祉施設等一覧」
（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/kyoutsuu/ichiran/ichiran.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表3.2-27（3）　配慮が特に必要な施設（福祉施設）

区分	図内番号	施設名	所在地
その他の社会福祉施設	91	宏栄社福祉ホーム	小樽市天神 2-18-3
	92	地域活動支援センターウエルサポート和光	小樽市桜 4-3-1
	93	地域活動支援センターやすらぎ	小樽市長橋 3-24-1
保育所	94	えるむの森保育園	石狩市花川東 93-5
	95	えるむ保育園	石狩市花川北 2 条 5-63
	96	くるみ保育園	石狩市八幡 1-433-14
	97	まきば保育園	石狩市樽川 6 条 2-600
	98	石狩仲よし保育園	石狩市花川北 4 条 3-5-3
	99	南線光の子保育園	石狩市花川南 4 条 3-2
	100	友愛保育園	石狩市花川南 8 条 3-153
	101	緑苑台子どもの家保育園	石狩市花川東 1-2137
	102	石狩たんぽぽ認定こども園	石狩市花川南７条３丁目１番地
	103	こども保育園つばき	石狩市新港西３丁目 702 番地 10
	104	あおぞら保育園	小樽市勝納町 16-13
	105	さくら乳児保育園	小樽市桜 1-4-30
	106	さくら保育園	小樽市桜 1-4-13
	107	ゆりかご保育園	小樽市入船 5-24-12
	108	愛育保育園	小樽市花園 4-3-14
	109	若竹保育所	小樽市若竹町 5-2
	110	小樽市奥沢保育所	小樽市奥沢 3-22-1
	111	小樽市最上保育所	小樽市最上 2-9-10
	112	小樽市手宮保育所	小樽市梅ヶ枝町 3-23
	113	小樽市赤岩保育所	小樽市赤岩 2-21-1
	114	小樽市銭函保育所	小樽市銭函 2-23-13
	115	新光保育園	小樽市新光 1-33-7
	116	杉の子保育園	小樽市入船 1-5-16
	117	相愛保育所	小樽市長橋 1-2-20
	118	中央保育所	小樽市堺町 2-9
	119	日本赤十字社小樽保育所	小樽市緑 1-9-9
	120	蘭島保育園	小樽市蘭島 1-3-27
	121	龍徳オタモイ保育園	小樽市オタモイ 1-19-6
	122	龍徳保育園	小樽市真栄 1-3-8
	123	認定こども園あかつき保育園	小樽市塩谷 1-25-20
	124	認定こども園かもめ保育園	小樽市張碓町 558-1
へき地保育所	125	はまます保育園	石狩市浜益区川下 392
	126	厚田保育園	石狩市厚田区厚田 2-4
	127	聚富保育園	石狩市厚田区聚富 287-26

出典：「国土数値情報 福祉施設データ」（国土交通省 HP：
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P14-v2_1.html#prefecture01、閲覧日：令和５年８月 25 日）
「子育てに関する主なサポート・施設」
（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/ikuji/shisetsu.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）
「くらしの情報」（石狩市 HP：https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/life/1/、閲覧日：令和５年８月 25 日）
「子育て・教育」（小樽市 HP：https://www.city.otaru.lg.jp/navi/kosodate/、閲覧日：令和５年８月 25 日）
「介護保険事業所・老人福祉施設等一覧」
（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/kyoutsuu/ichiran/ichiran.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）

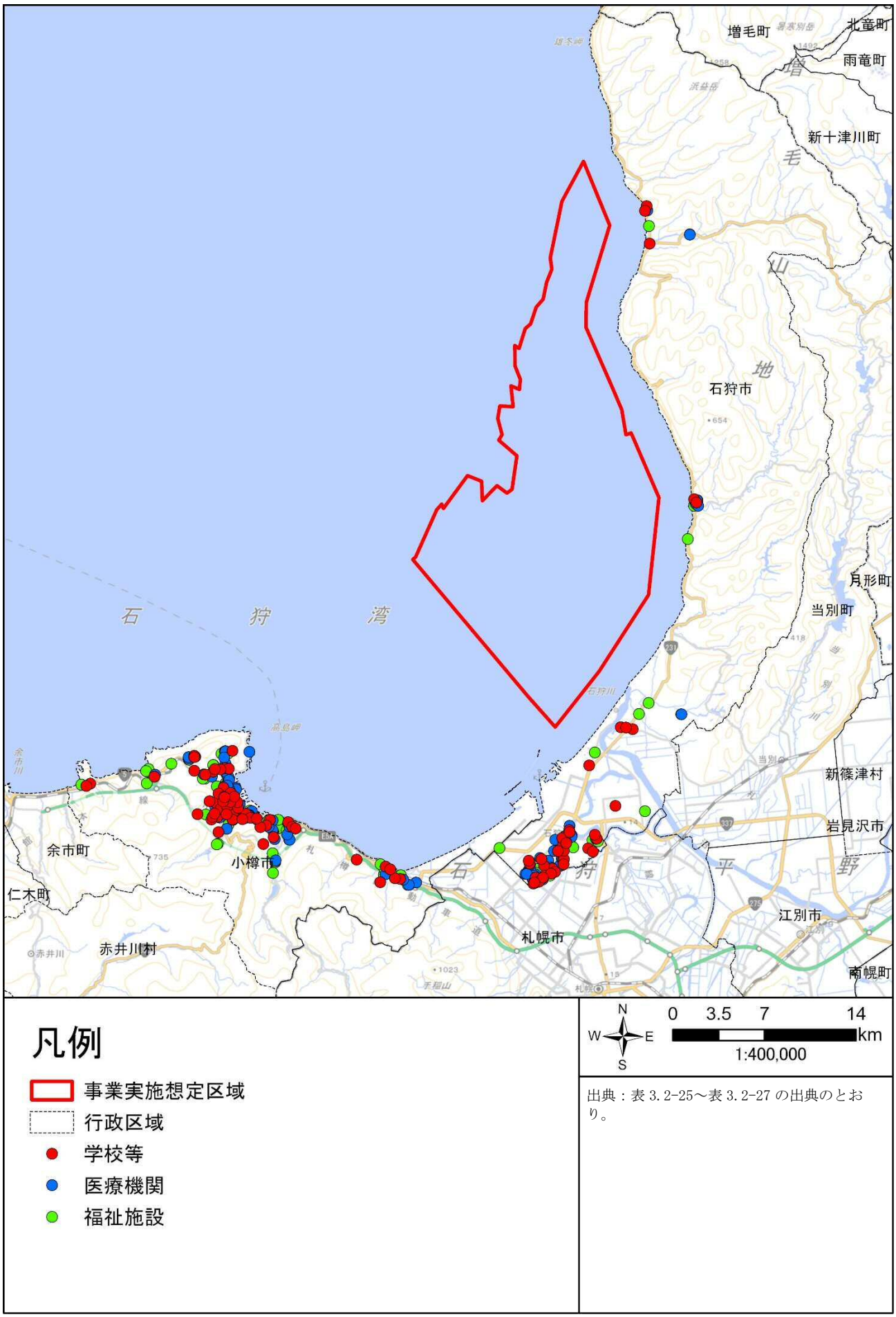

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-11　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設

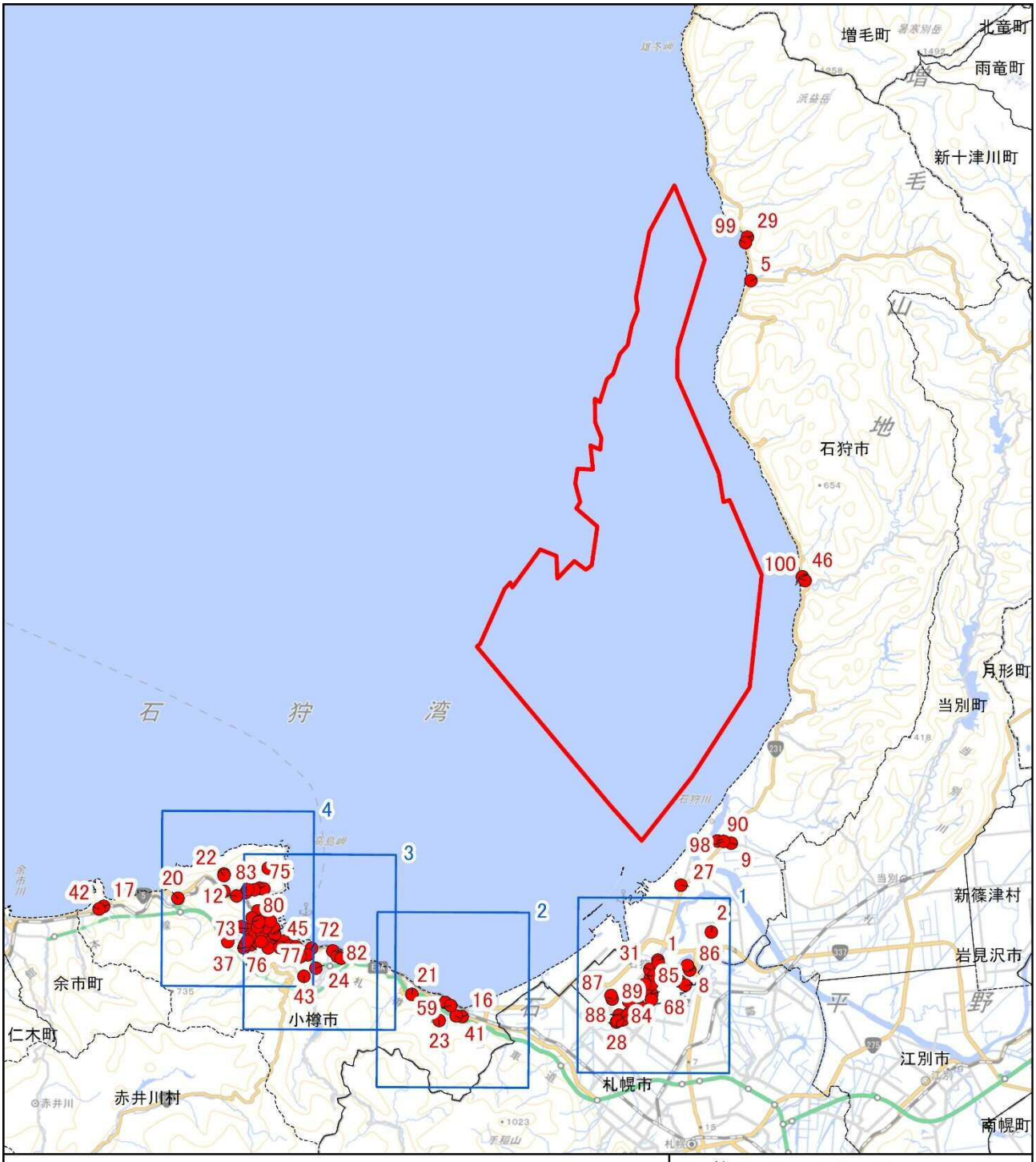

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 拡大図範囲
- 学校等

N S W E

0 3.5 7 14 km

1:400,000

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-12　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校）全体図

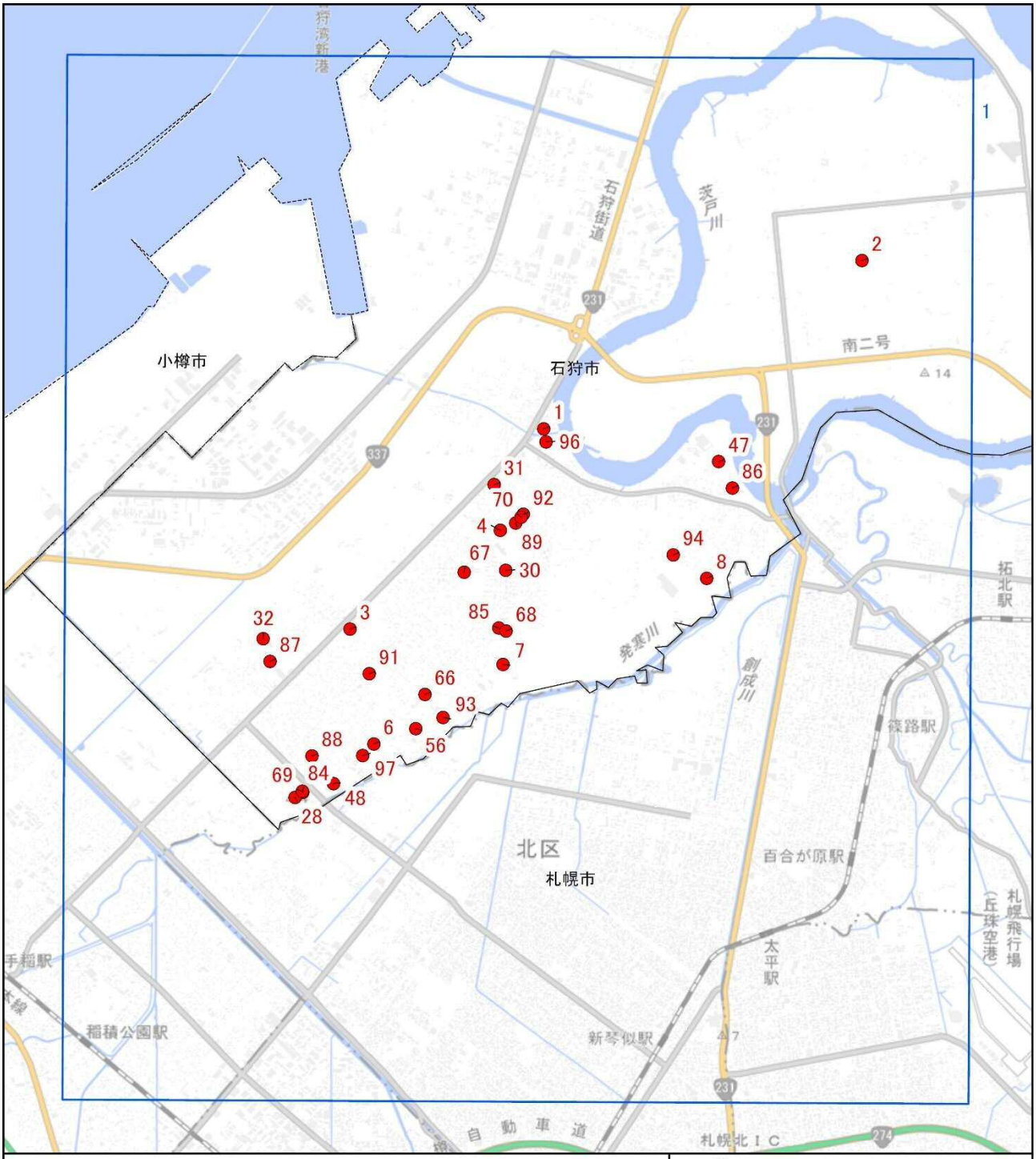

凡例

- 行政区域
- 拡大図範囲
- 学校等

N W E S

0 0.5 1 2 km

1:67,000

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-13　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校）拡大図（１）

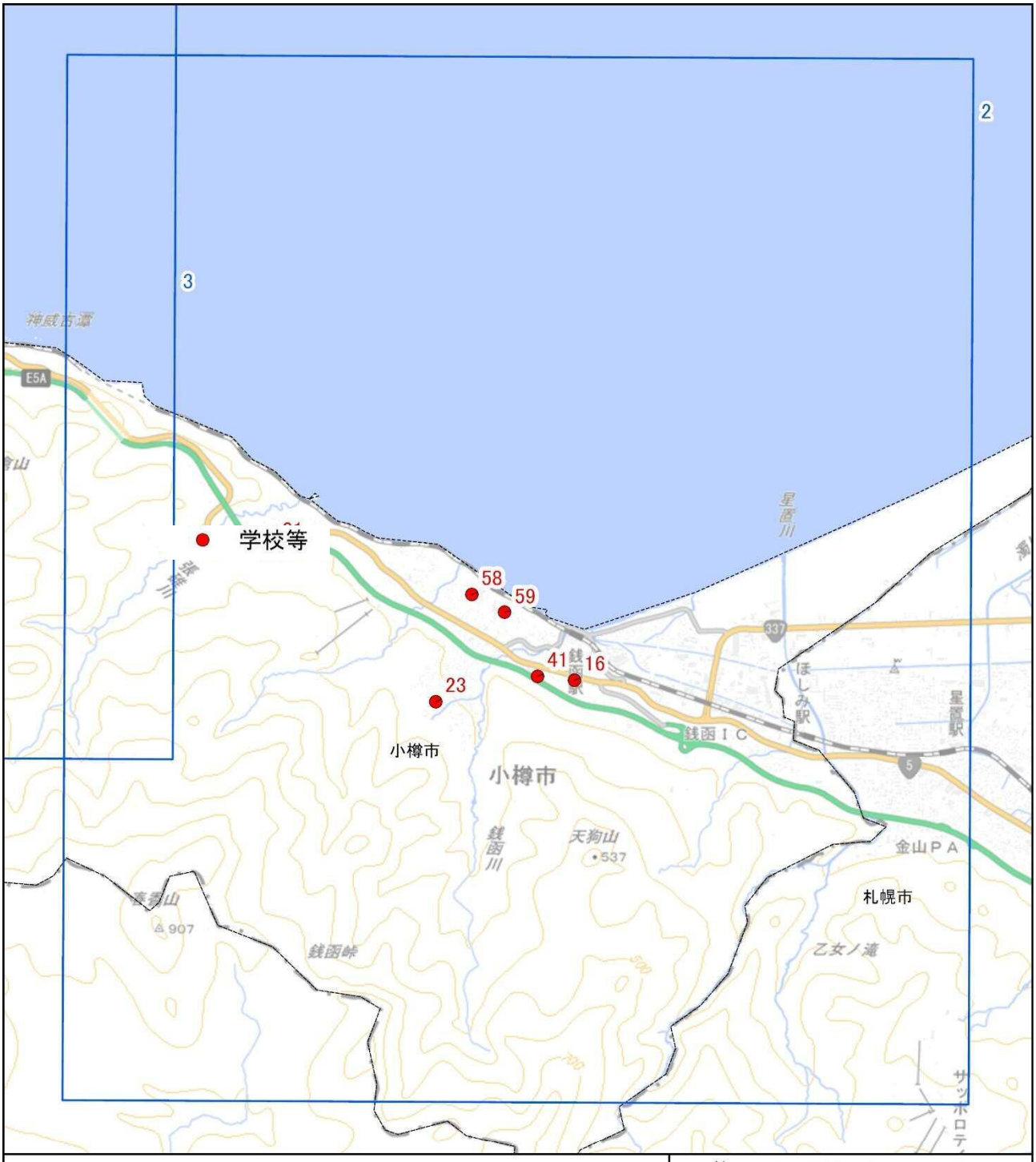

凡例

- 行政区域
- 拡大図範囲
- 学校等

N W E S

0 0.5 1 2 km

1:67,000

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-14　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校）拡大図（２）

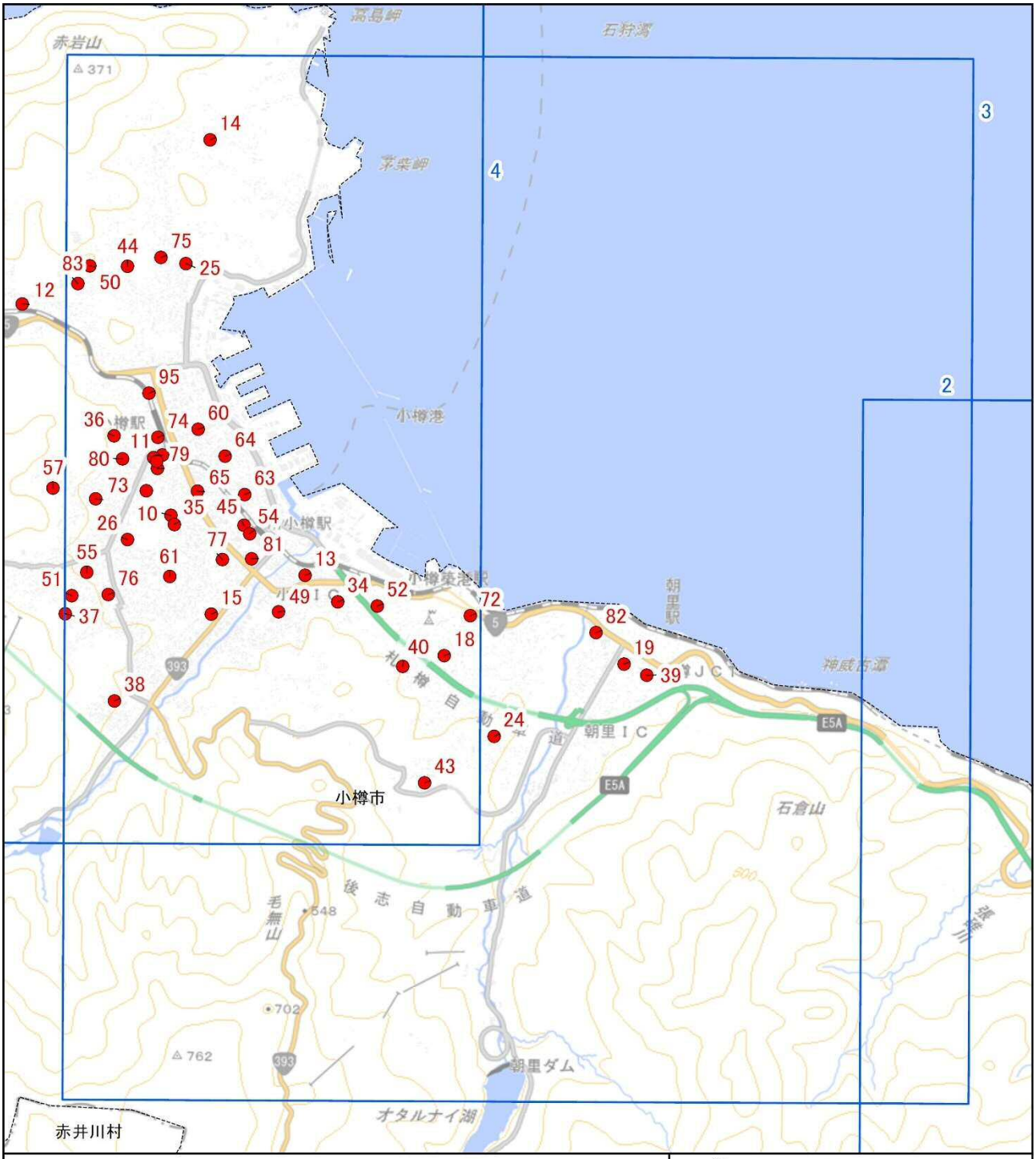

凡例

- 行政区域
- 拡大図範囲
- 学校等

N S W E

0 0.5 1 2 km

1:67,000

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-15　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校）拡大図（３）

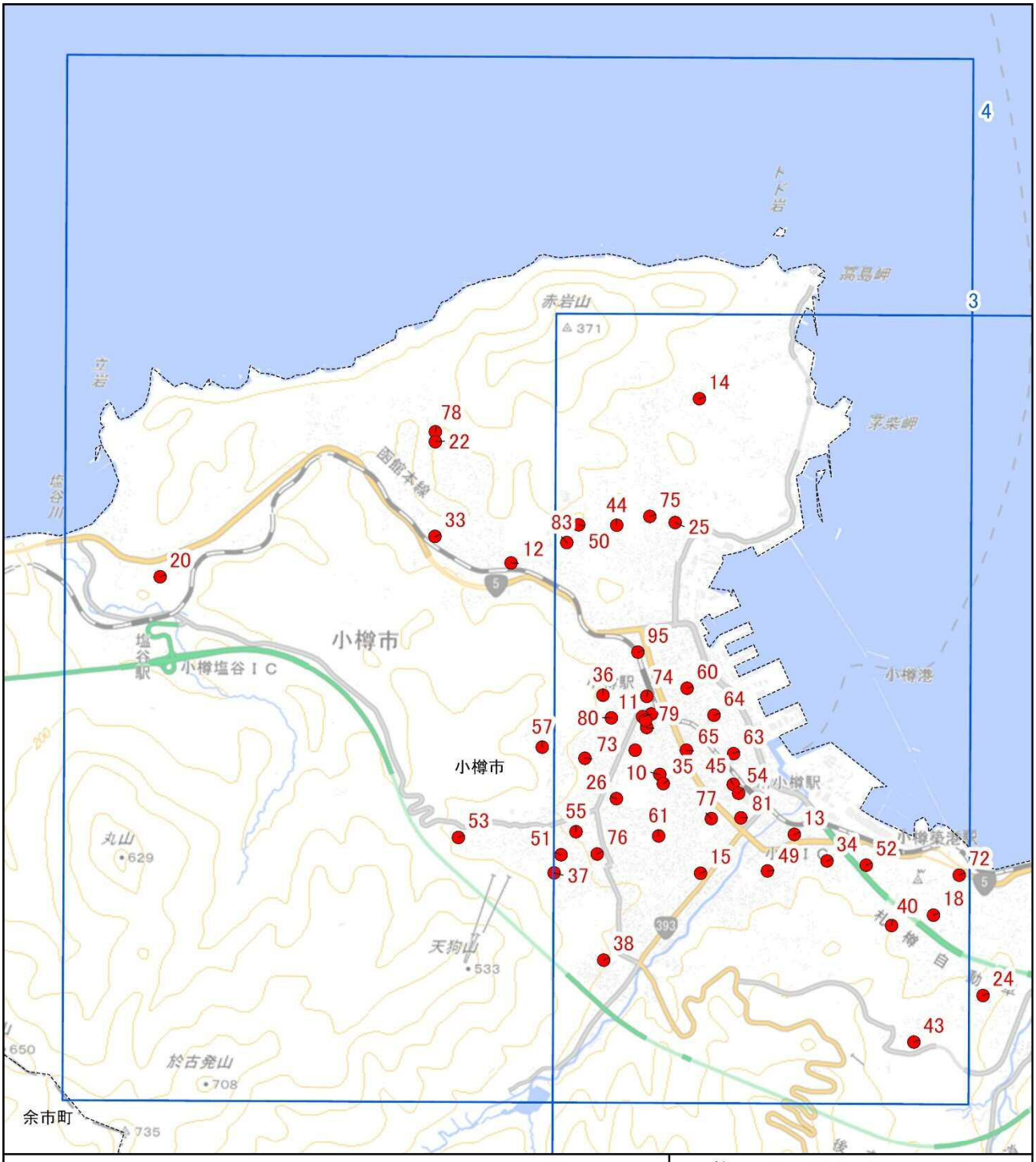

凡例

- 行政区域
- 拡大図範囲
- 学校等

N W E S

0 0.5 1 2 km

1:67,000

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-16　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校）拡大図（４）

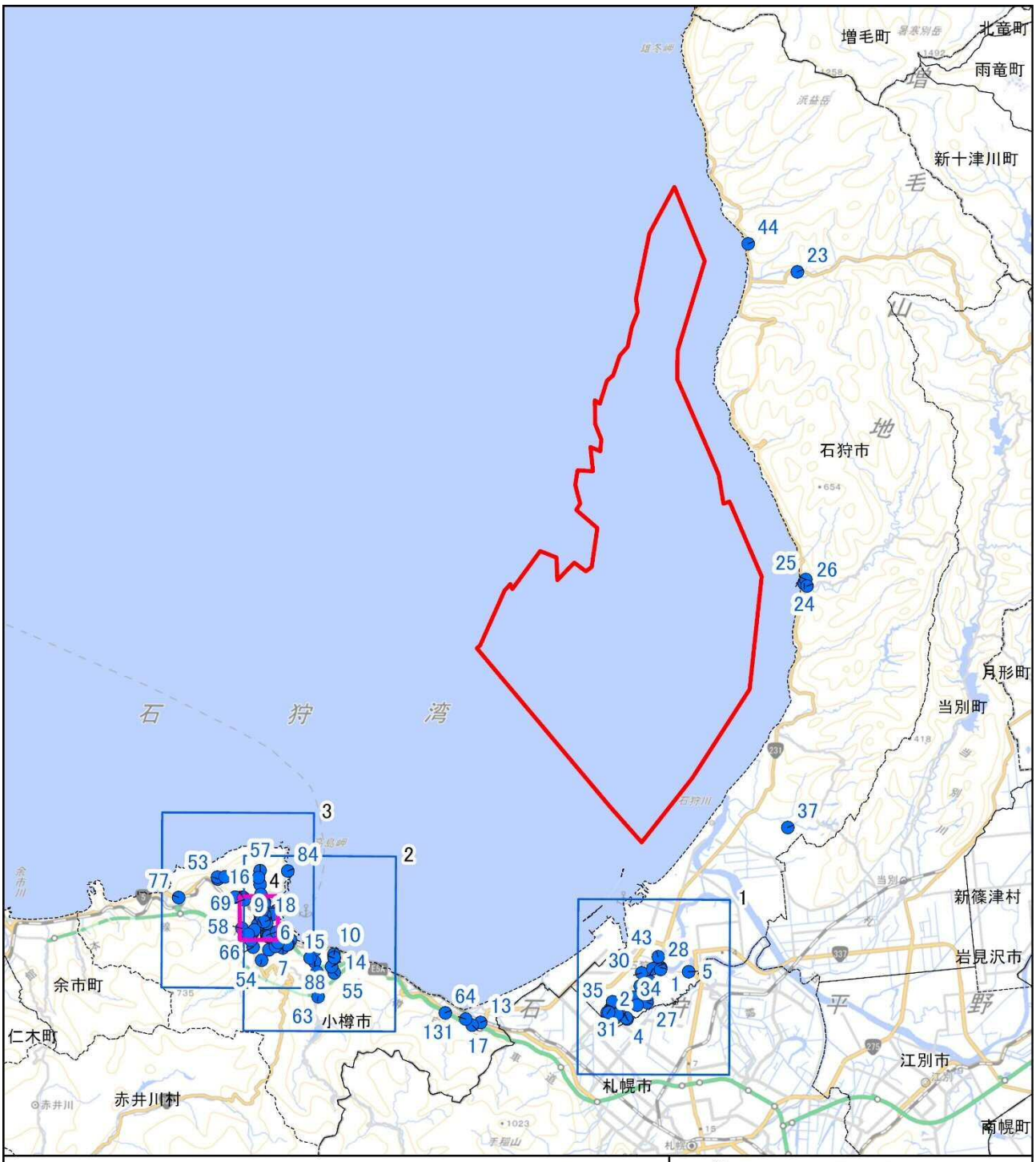

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 拡大図範囲
- 拡大図範囲（小樽港周辺詳細）
- 医療機関

N W E S

0 3.5 7 14 km

1:400,000

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-17　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院）全体図

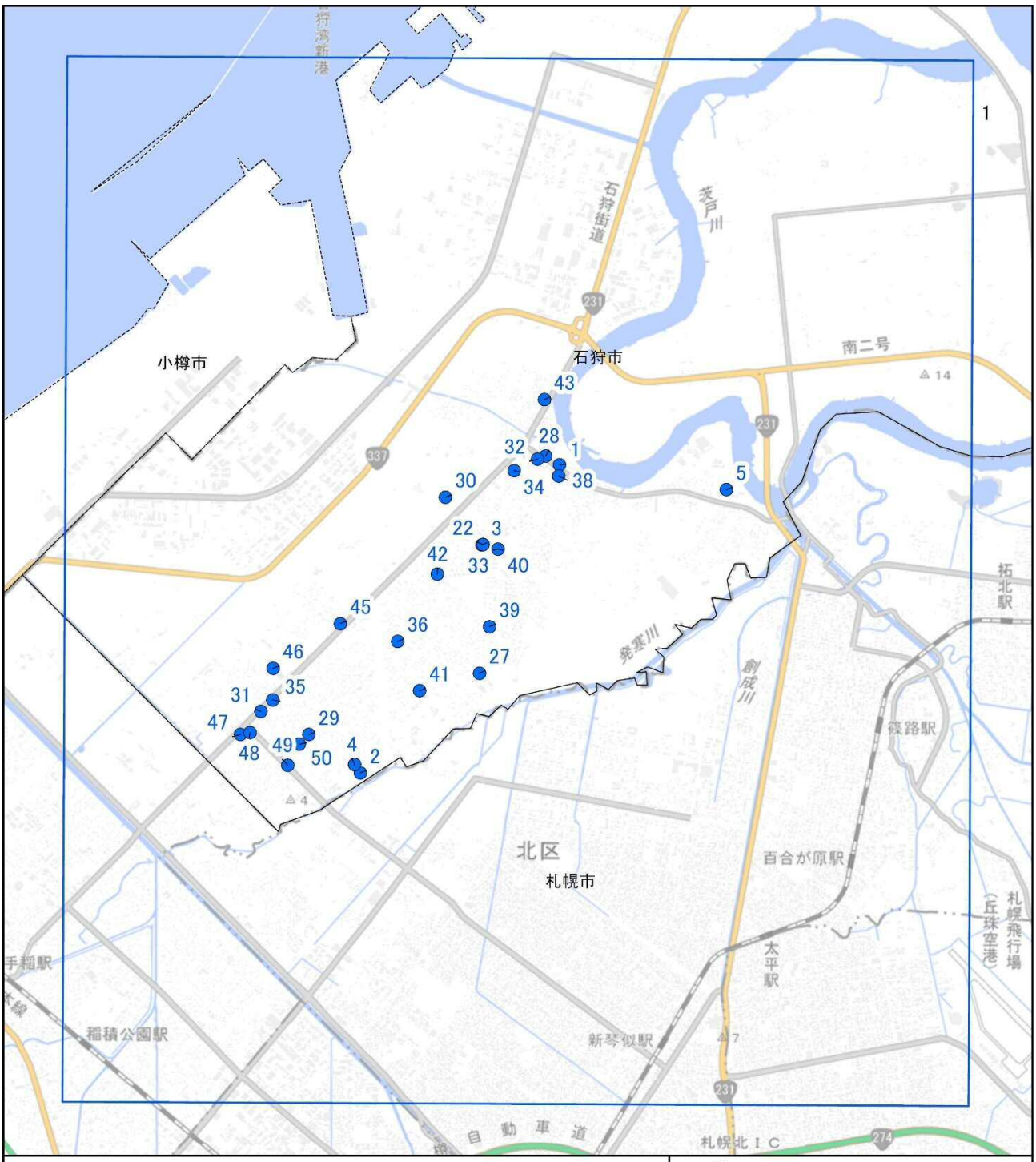

凡例

- 行政区域
- 拡大図範囲
- 医療機関

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-18　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院）拡大図（１）

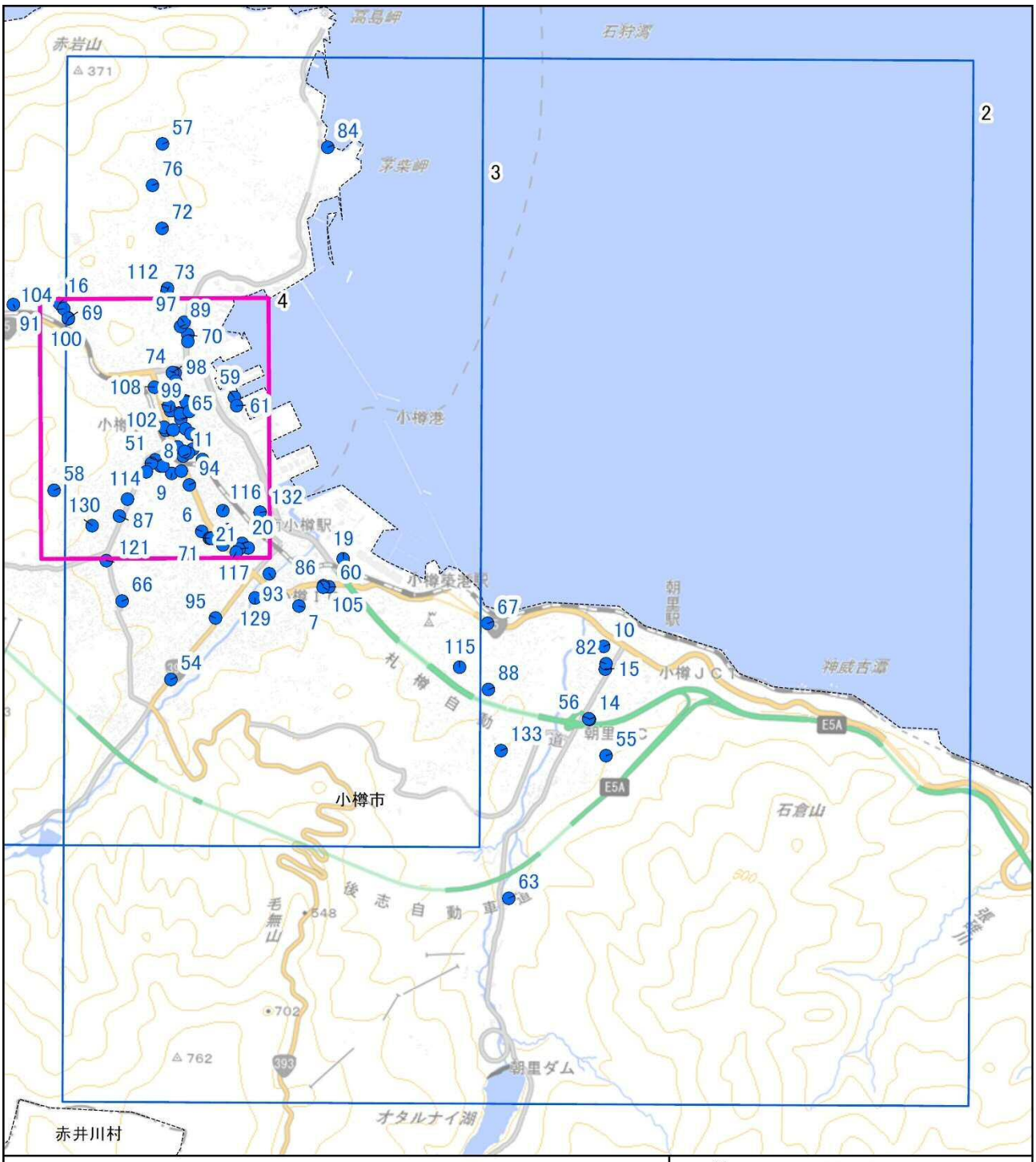

凡例

- 行政区域
- 拡大図範囲
- 拡大図範囲（小樽港周辺詳細）
- 医療機関

N W E S

0 0.5 1 2 km

1:67,000

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-19　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院）拡大図（２）

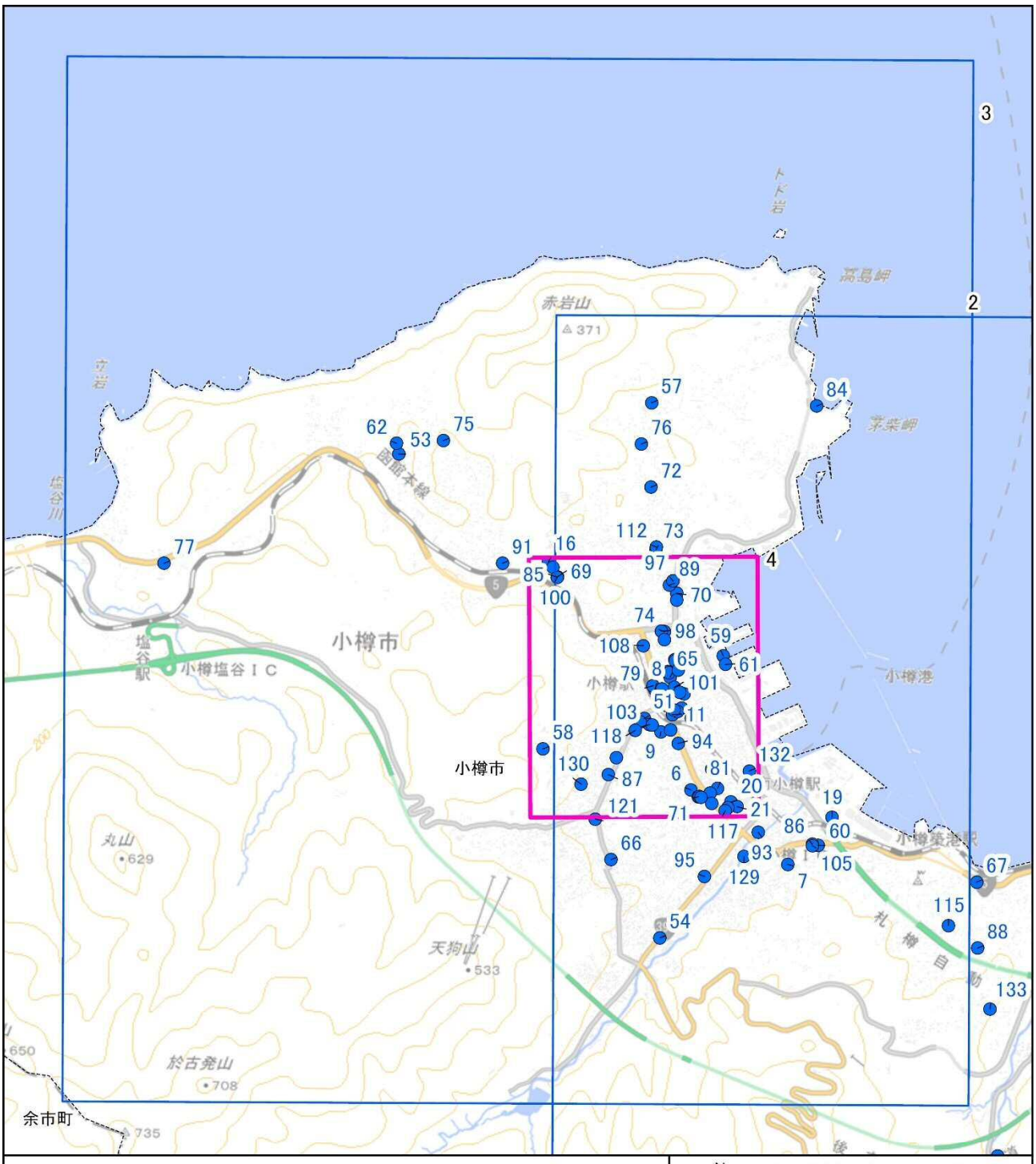

凡例

- 行政区域
- 拡大図範囲
- 拡大図範囲（小樽港周辺詳細）
- 医療機関

N W E S

0 0.5 1 2 km

1:67,000

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-20　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院）拡大図（３）

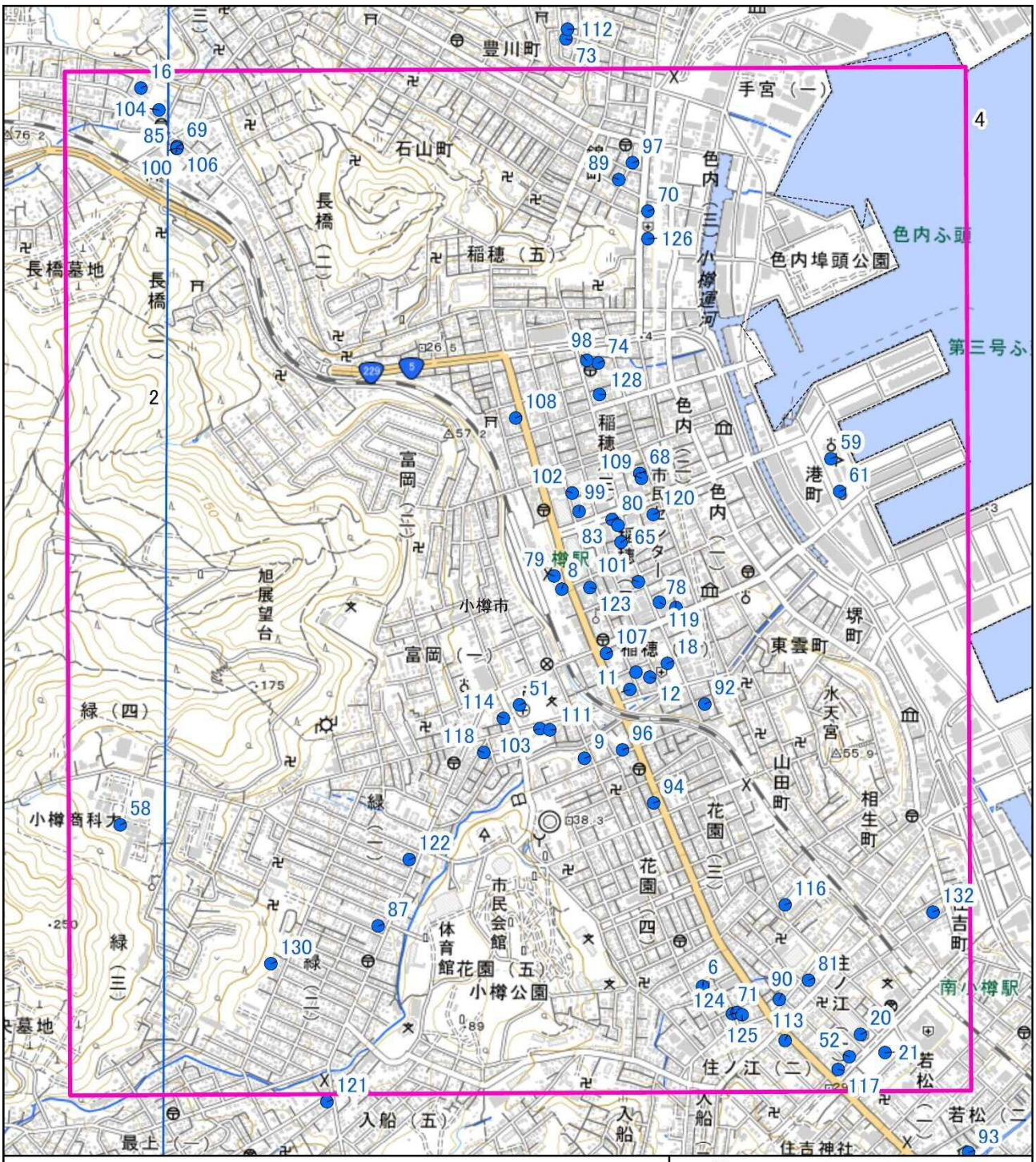

凡例

- 行政区域
- 拡大図範囲
- 拡大図範囲（小樽港周辺詳細）
- 医療機関

N S W E

0 0.13 0.25 0.5 km

1:17,000

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-21　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（病院）小樽港周辺

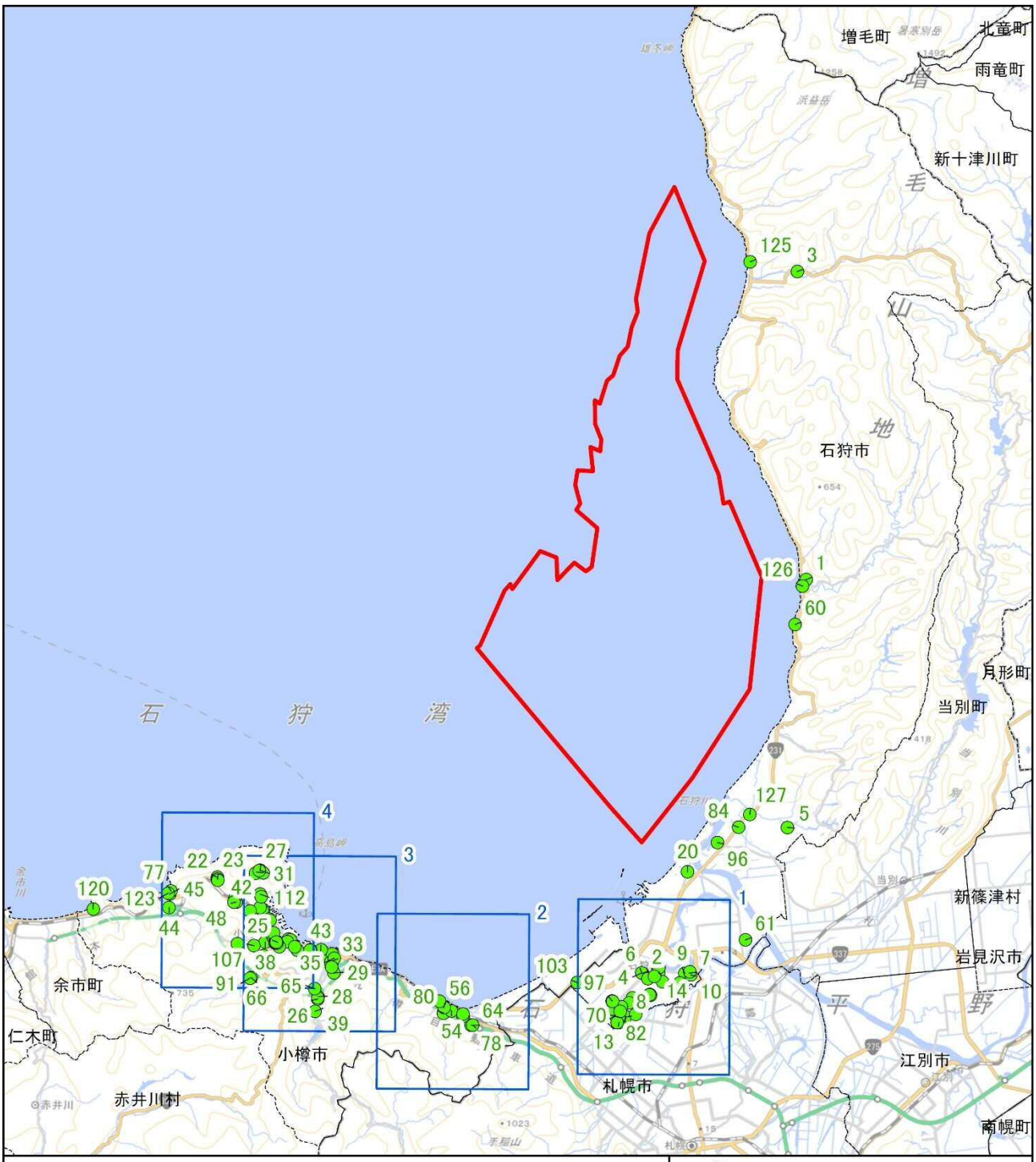

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 拡大図範囲
- 福祉施設

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-22　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（福祉）全体図

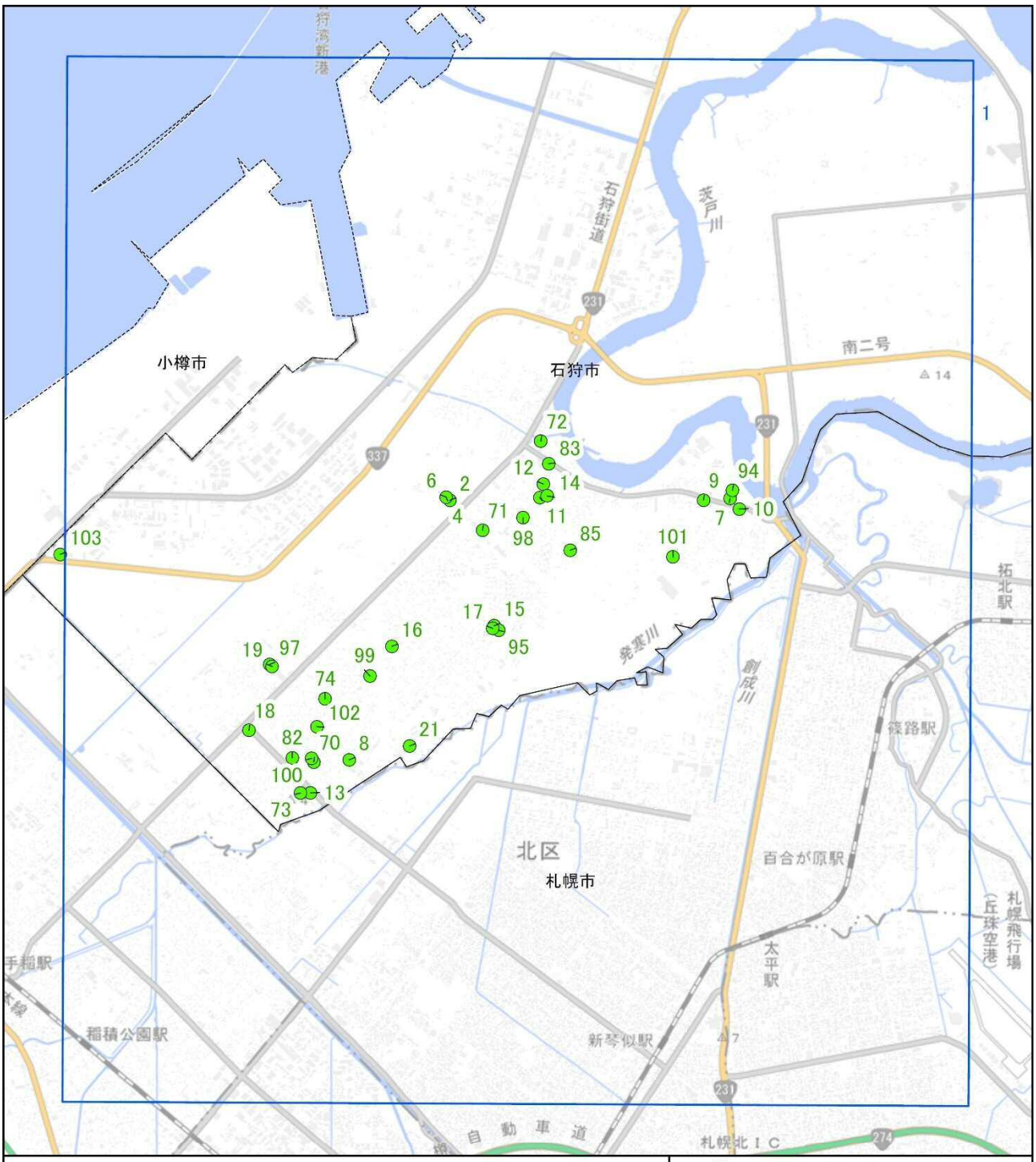

凡例

- 行政区域
- 拡大図範囲
- 福祉施設

N W E S

0 0.5 1 2 km

1:67,000

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-23　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（福祉）拡大図（１）

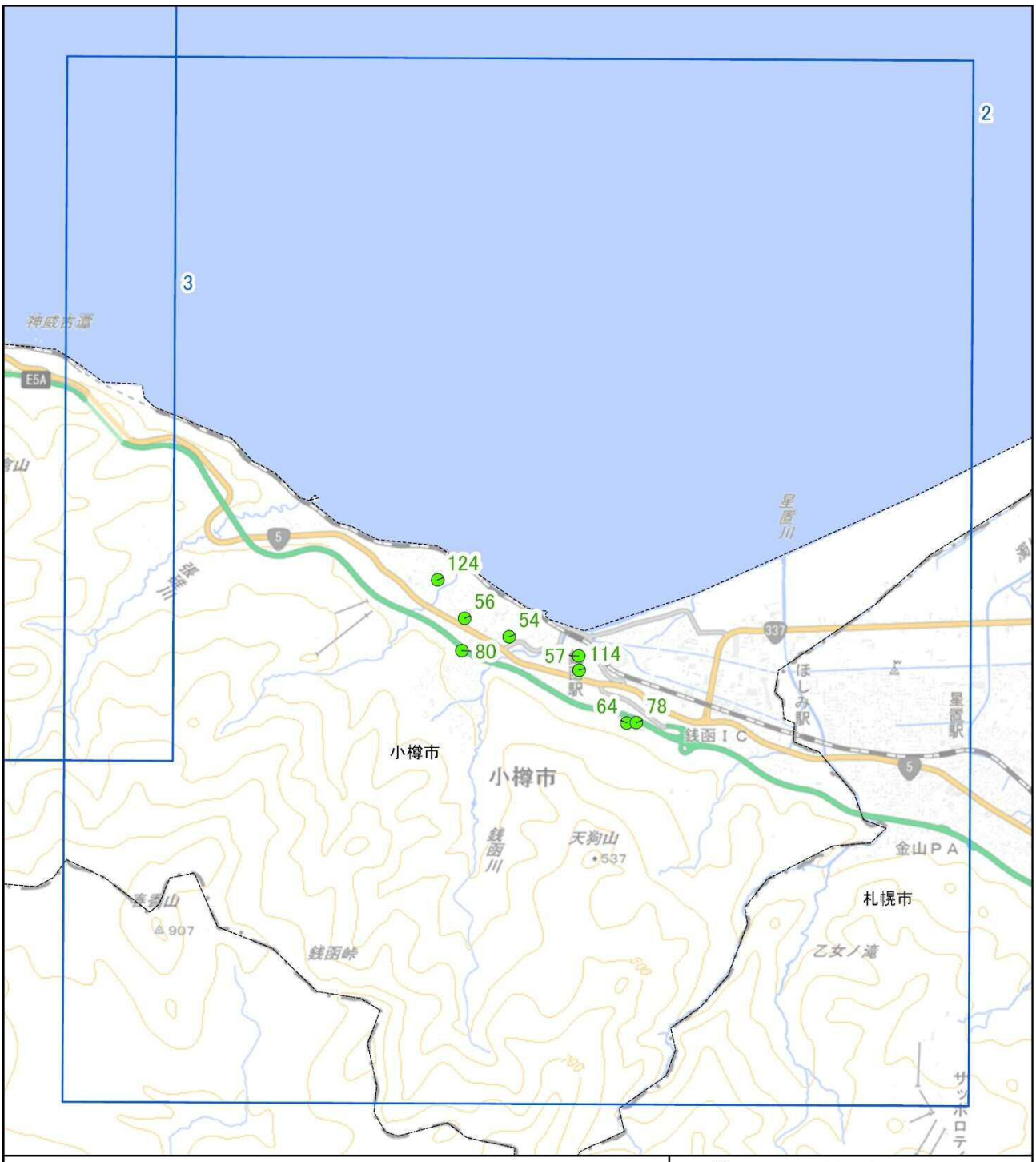

凡例

- 行政区域
- 拡大図範囲
- 福祉施設

N W E S

0 0.5 1 2 km

1:67,000

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-24　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（福祉）拡大図（２）

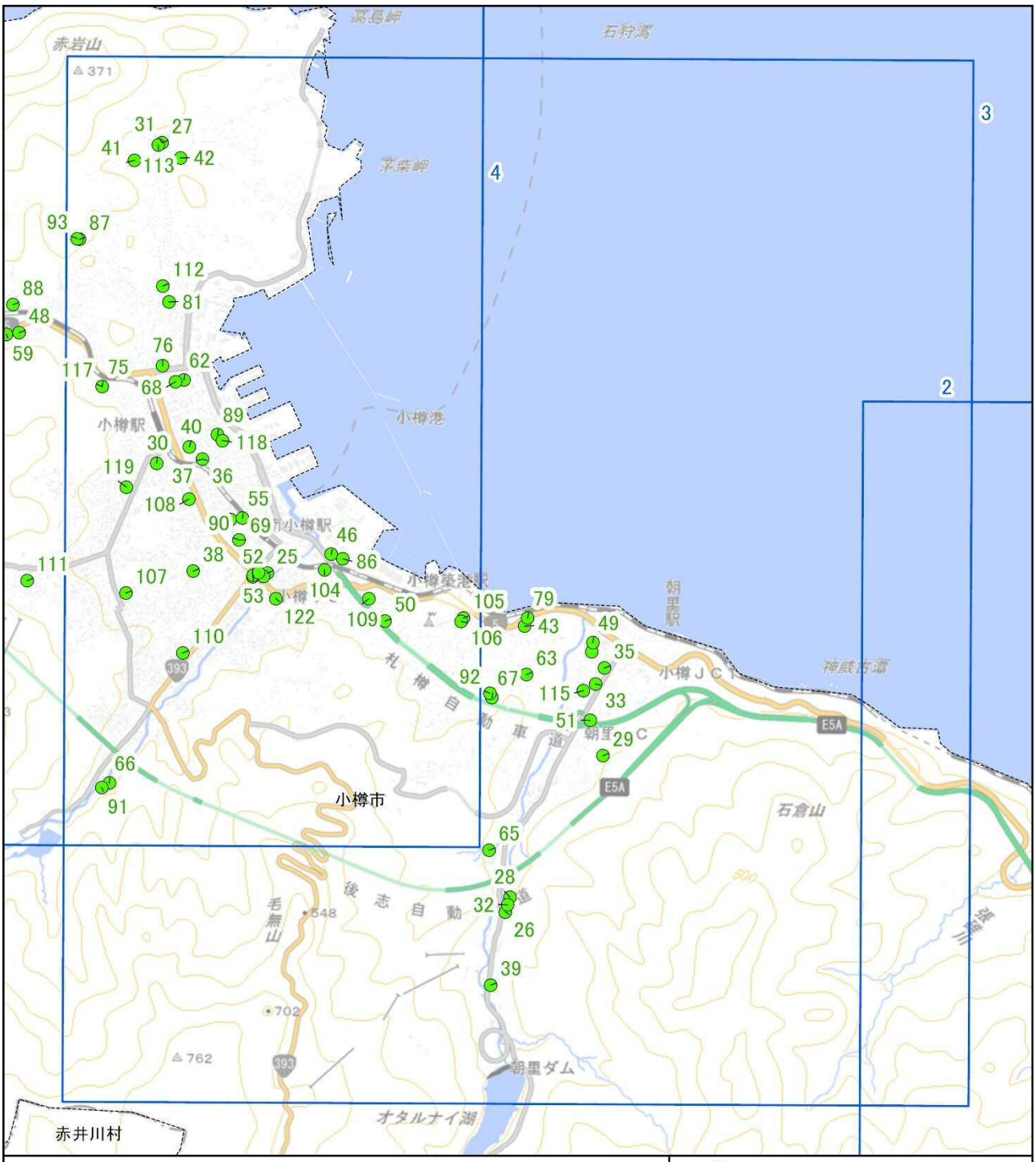

凡例

- 行政区域
- 拡大図範囲
- 福祉施設

N W E S

0 0.5 1 2 km

1:67,000

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-25　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（福祉）拡大図（３）

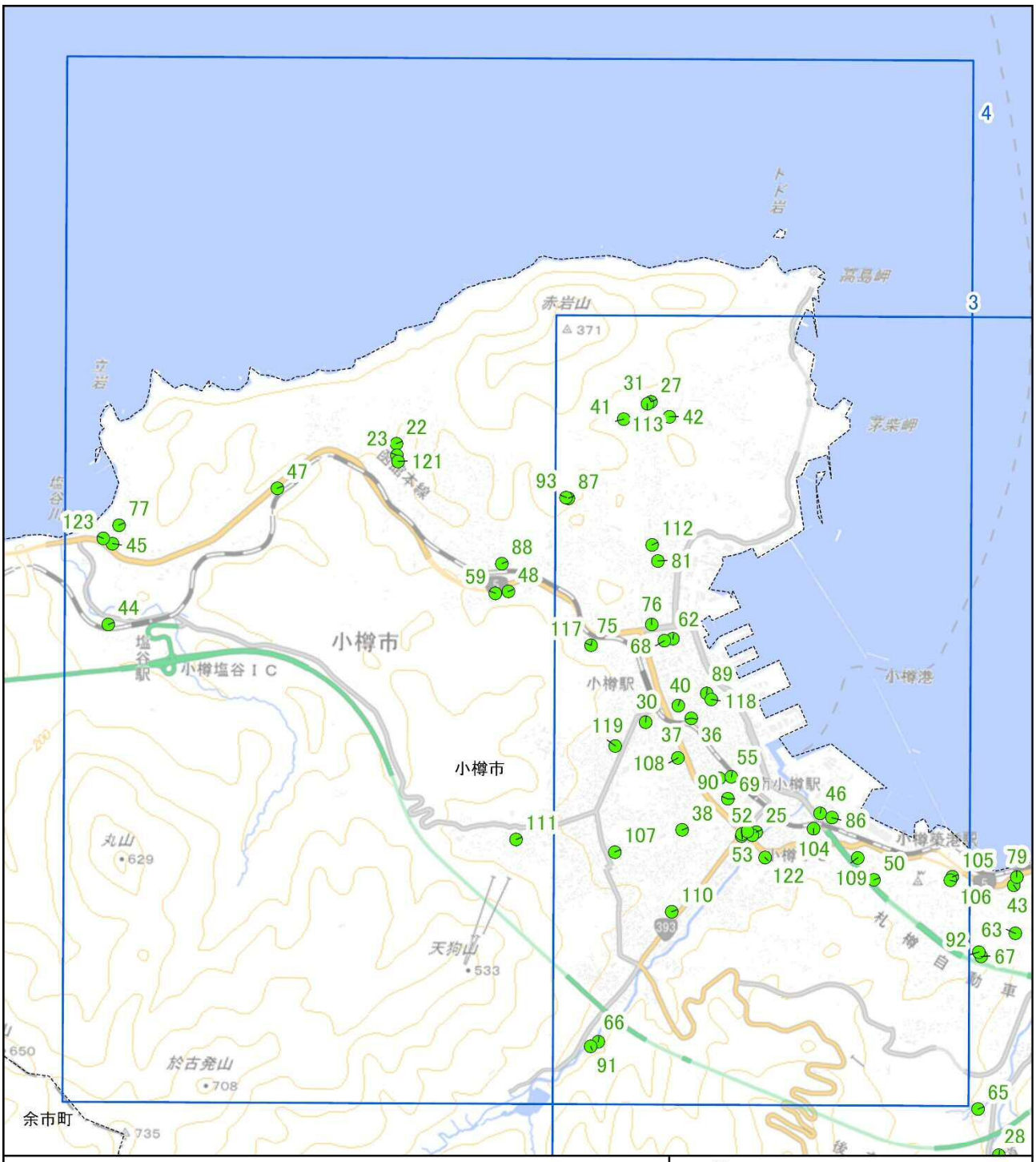

凡例

- 行政区域
- 拡大図範囲
- 福祉施設

N
W E
S

0 0.5 1 2 km

1:67,000

出典：表 3.2-25～表 3.2-27 の出典のとおり。

図3.2-26　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（福祉）拡大図（４）

２）住居等の配置の概況

事業実施想定区域周辺における住居等の配置の状況は、図 3.2-27 に示すとおりである。最寄りの住居等は、事業実施想定区域から約 2.3km 離れた沿岸部に分布している。

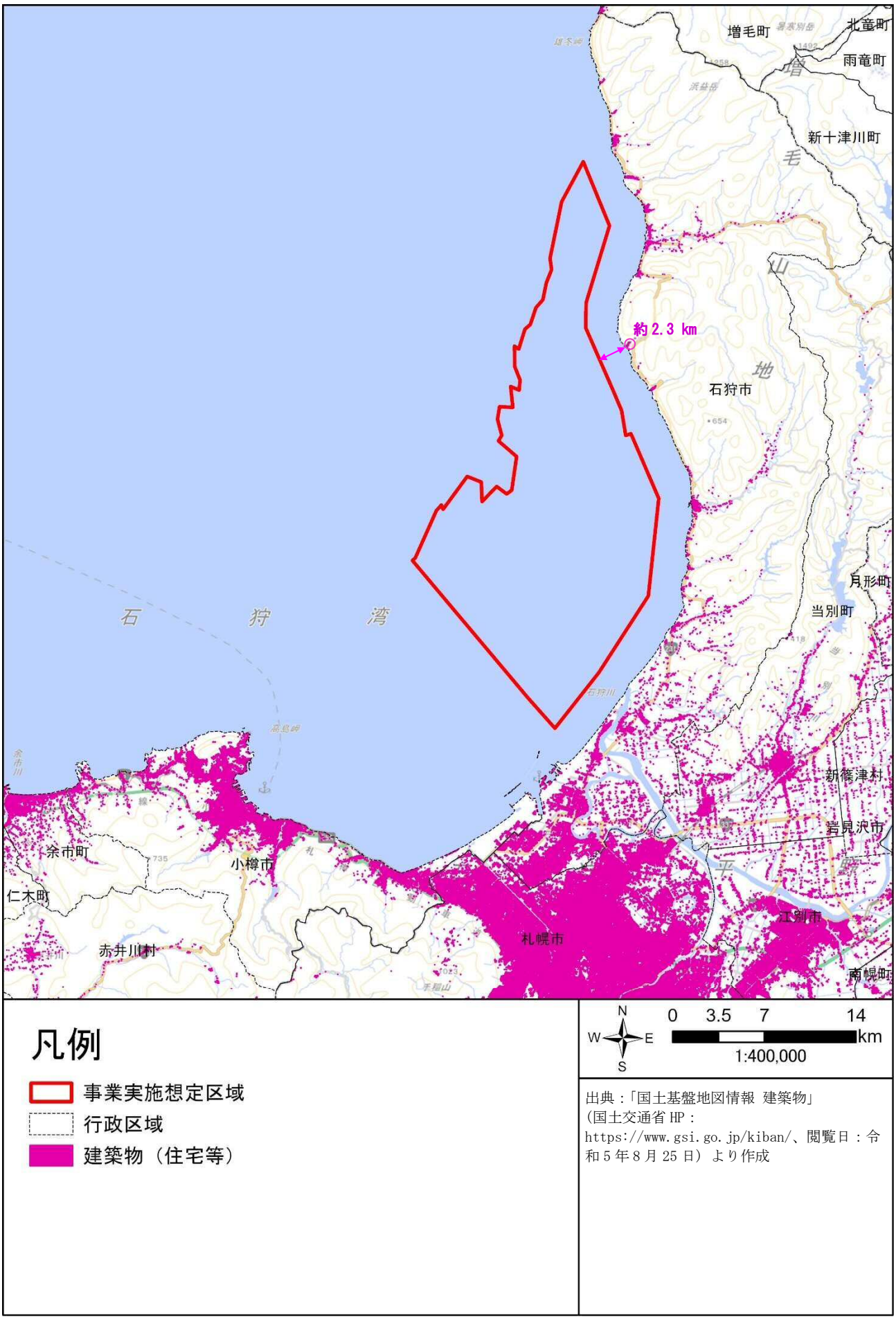

図3.2-27　住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

事業実施想定区域周辺の自治体における令和3年度末の汚染処理普及人口状況及び下水道普及人口状況は、表3.2-28のとおりである。汚染処理普及率は石狩市が95.4%、小樽市が99.3%、下水道普及率は石狩市が94.2%、小樽市が99.1%となっている。

表3.2-28　汚染処理・下水道人口普及率（令和3年度末）

区分	行政人口（人）	汚水処理		下水道処理	
		人口（人）	人口普及率（%）	人口（人）	人口普及率（%）
石狩市	57,979	55,335	95.4	54,639	94.2
小樽市	109,712	108,905	99.3	108,760	99.1

出典：「北海道の下水道・汚水処理普及状況」（北海道HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tkn/kgs/homepage/gesui/H24gesuidousyorihukyuujyoukyou.html、閲覧日：令和5年8月25日）

3.2.7 廃棄物の状況

１）一般廃棄物の状況

事業実施想定区域周辺の自治体における一般廃棄物の処理状況は、表3.2-29に示すとおりである。令和3年度の総排出量は北海道が1,781,315t、石狩市が19,186t、小樽市が44,320tとなっている。

表3.2-29　一般廃棄物の処理状況（令和3年度）

区分		北海道	石狩市	小樽市
ごみ総排出量	計画収集量(t)	1,461,861	16,706	42,525
	直接搬入量(t)	210,818	1,134	0
	集団回収量(t)	108,636	1,346	1,795
	合計(t)	1,781,315	19,186	44,320
ごみ処理量	直接焼却量(t)	1,078,253	13,264	29,638
	直接最終処分量(t)	120,308	114	2,329
	焼却以外の中間処理量(t)	443,220	3,410	10,556
	直接資源化量(t)	32,719	1,157	0
	合計(t)	1,674,500	17,945	42,523
中間処理後再生利用量（t）		277,715	957	5,264
リサイクル率（%）		23.5	17.9	15.9
最終処分量(t)		283,015	2,496	8,035

注1：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)×100
出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和3年度調査結果」
（環境省HP：https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/、閲覧日：令和5年8月25日）

２）産業廃棄物の状況

石狩振興局及び後志総合振興局における令和元年度の産業廃棄物の処理・処分状況は表 3.2-30 に示すとおりである。

石狩市を含む石狩振興局の札幌市以外においては、産業廃棄物の総排出量 3,891,733t のうち、中間処理によって 2,892,938t(74.3%)が減量化され、直接または中間処理後、有効利用される量が 891,652t(22.9%)、最終処分される量が 107,091t(2.8%)となっている。小樽市を含む後志総合振興局においては、産業廃棄物の総排出量 776,585t のうち、中間処理によって 287,921t(37.1%)が減量化され、直接または中間処理後、有効利用される量が 441,688t(56.9%)、最終処分される量が 46,882t(6.0%)となっている。

事業実施想定区域から 50km の範囲における、平成 24 年の中間処理施設及び最終処理施設数は表 3.2-31 のとおりであり、50km 範囲合計で中間処理施設が 196、最終処理施設が 21 施設である。

自治体別の産業廃棄物処理施設数を表3.2-30に、位置図を図3.2-28に示す。

表3.2-30　石狩振興局及び後志総合振興局における産業廃棄物の処理・処分状況（令和元年度）

（単位：t）

種類		排出量			中間処理量			再生利用量			減量化量			最終処分量		
		石狩振興局		後志総合振興局	石狩振興局		後志総合振興局	石狩振興局		後志総合振興局	石狩振興局		後志総合振興局	石狩振興局		後志総合振興局
		札幌市	札幌市以外		札幌市	札幌市以外		札幌市	札幌市以外		札幌市	札幌市以外		札幌市	札幌市以外	
燃え殻		13,180	581	2,102	10,761	2	－	10,761	0	－	－	－	－	2,419	581	2,102
汚泥		2,006,332	2,811,676	202,257	2,006,089	2,808,808	201,995	44,044	83,855	11,727	1,961,837	2,720,899	189,987	451	6,922	542
廃油		10,847	2,374	153	10,339	2,110	151	3,822	191	22	6,449	1,904	128	576	279	2
廃酸		466	672	78	466	672	78	238	20	72	210	584	6	18	67	－
廃アルカリ		447	858	14	447	858	14	94	25	3	331	769	11	21	64	0
廃プラスチック		96,272	47,697	21,488	59,386	23,359	15,794	13,416	7,947	2,898	38,260	14,501	11,591	44,596	25,196	6,904
紙くず		14,134	3,189	1,383	14,119	3,112	898	140	28	4	13,972	3,080	894	22	81	485
木くず		66,119	46,078	43,136	66,103	45,724	34,917	46,493	34,073	34,644	19,582	11,607	270	44	398	8,222
繊維くず		160	248	1	157	193	1	5	5	1	151	189	－	5	55	－
動・植物性残さ		14,890	17,463	9,523	14,890	17,381	7,169	3,703	3,603	272	11,175	13,750	6,896	11	110	2,354
動物系固形不要物		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ゴムくず		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金属くず		33,481	7,762	5,190	30,656	7,357	5,028	29,860	7,004	4,972	－	－	－	3,621	757	218
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		51,097	76,387	58,431	43,718	71,352	48,429	43,322	70,843	48,363	－	－	－	7,775	5,544	10,068
鉱さい		5,722	328	205	3,222	272	30	892	248	30	2,324	－	－	2,506	80	175
がれき類		437,513	335,477	137,026	426,467	326,748	121,650	425,956	329,186	121,613	－	－	－	11,558	6,291	15,413
動物のふん尿		－	469,866	288,388	－	469,866	288,388	－	350,051	214,849	－	119,816	73,539	－	－	－
動物の死体		－	1,089	378	－	1,089	378	－	127	44	－	919	319	－	43	15
ばいじん		1,912	12,576	580	1,606	12,212	531	－	2,415	－	1,606	655	531	305	9,507	48
産業廃棄物を処分するために処理したもの（13号廃棄物）		5,313	11,523	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,313	11,523	－
一体不可分の産業廃棄物	建設系混合廃棄物	32,573	29,809	2,421	20,085	1,961	2,407	18,104	1,606	2,137	507	42	1	13,961	28,162	283
	安定型混合廃棄物	183	772	10	183	772	10	22	2	5	66	325	5	95	444	－
	管理型混合廃棄物	74	2	－	72	2	－	28	1	－	36	1	－	10	0	－
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず以外の石綿含有産業廃棄物	8	8	6	0	－	－	－	－	－	－	－	－	8	8	6
	水銀使用製品産業廃棄物	12	3	0	12	3	0	0	0	－	5	1	0	6	2	－
	水銀含有はいじん等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	廃電気機械器具	260	176	4	260	176	4	221	156	0	13	2	4	26	17	－
	廃電池類	0	－	－	0	－	－	0	－	－	0	－	－	0	－	－
その他の産業廃棄物		5,010	10,727	2,382	1,858	2,689	2,358	1,187	80	7	633	331	2,351	3,190	10,316	24
特別管理産業廃棄物	燃えやすい廃油	85	939	13	85	939	13	1	0	0	68	923	11	17	16	2
	pH2.0以下の廃酸	204	1,519	210	204	1,519	210	1	1	0	89	1,155	210	114	363	－
	pH12.5以上の廃アルカリ	20	242	2	20	242	2	2	－	－	12	218	2	6	25	－
	感染性廃棄物	4,323	761	746	4,323	761	746	286	97	9	3,799	516	724	238	148	14
	特定有害産業廃棄物	6,798	931	460	6,798	931	460	72	88	15	6,720	750	440	6	92	4
合計		2,807,437	3,891,733	776,585	2,722,327	3,801,111	731,662	642,667	891,652	441,688	2,067,849	2,892,938	287,921	96,921	107,091	46,882

注１：表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

出典：「北海道における産業廃棄物の処理状況（令和元年度）」

（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/110251.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）

表 3.2-31　産業廃棄物処理施設数（平成24年）

市町村名	中間処理施設	最終処理施設
札幌市	83	5
石狩市	16	1
北広島市	15	1
小樽市	15	0
岩見沢市	12	4
江別市	10	2
恵庭市	8	1
留萌市	7	0
砂川市	6	2
滝川市	6	0
余市町	3	0
当別町	3	1
南幌町	2	0
美唄市	2	1
長沼町	2	0
雨竜町	2	1
新十津川町	1	1
三笠市	1	0
奈井江町	1	0
栗山町	1	0
北竜町	0	1
計	196	21

出典：国土数値情報　廃棄物処理施設データ
（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P15.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）より作成

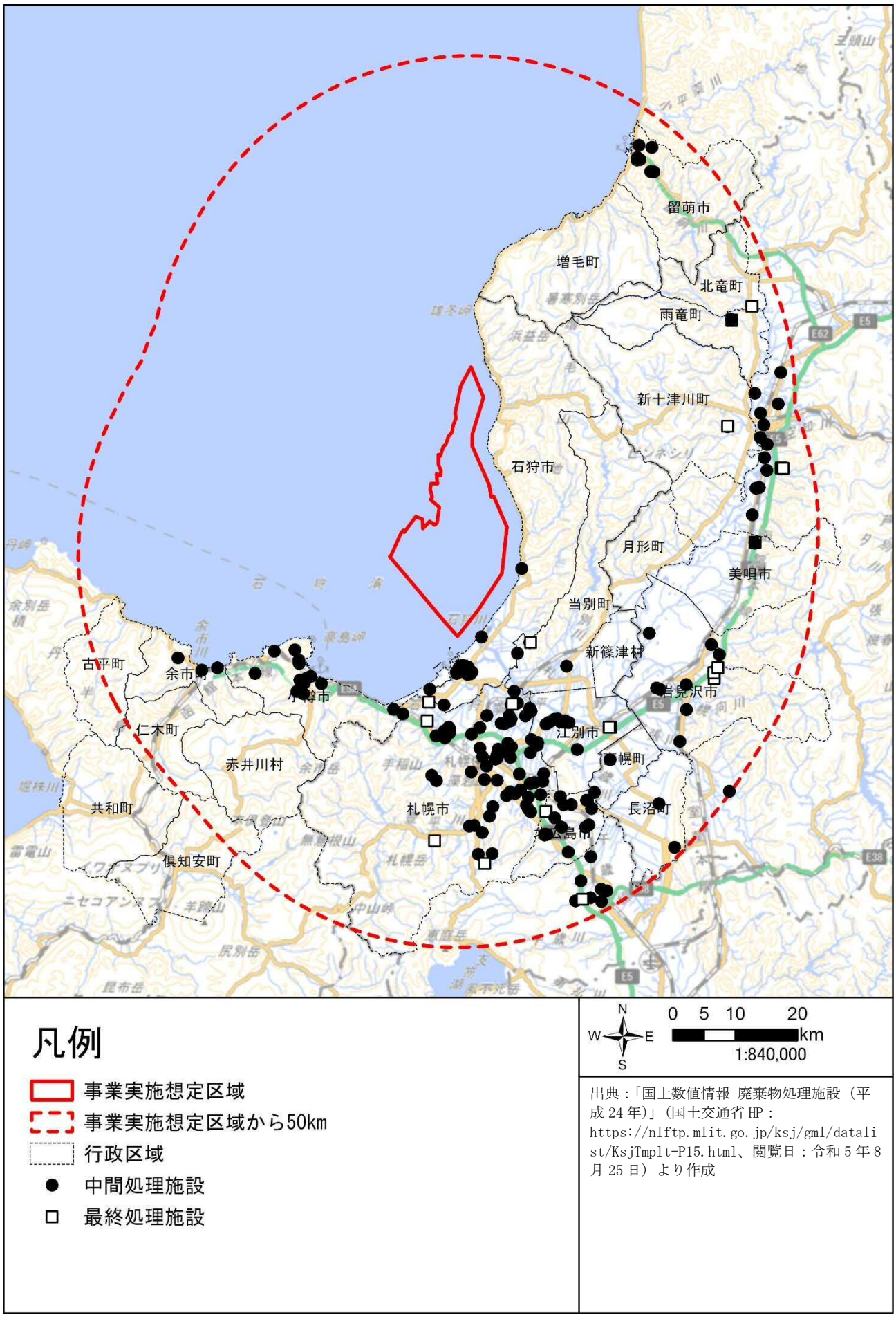

出典：「国土数値情報 廃棄物処理施設（平成24年）」（国土交通省HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P15.html、閲覧日：令和5年8月25日）より作成

図3.2-28　産業廃棄物処理施設の位置

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

１）公害関係法令等

(1) 環境基準等

ア．大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づく「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）等により、表 3.2-32（1）～（3）に示すとおり定められている。

表3.2-32（1）　大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。
二酸化窒素	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	１時間値が 0.06ppm 以下であること。

備考
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）

表3.2-32（2）　有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	１年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	１年平均値が 0.13mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	１年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	１年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。

備考
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日）

表3.2-32（3）　微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	１年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、１日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

備考
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境庁告示第 33 号）

イ．騒音

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）により、表 3.2-33 に示すとおり定められている。

環境基準の地域の類型指定は、事業実施想定区域周辺の石狩市、小樽市において定められており、事業実施想定区域及びその周辺における環境基準の地域の類型指定の状況は図 3.2-29 に示すとおりである。

表3.2-33　騒音に係る環境基準

地域の類型		基準値	
		昼間	夜間
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60デシベル以下	50デシベル以下

（注）
1　時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2　AA 当てはめる地域は、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3　A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4　B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5　C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 3 年 3 月 30 日）

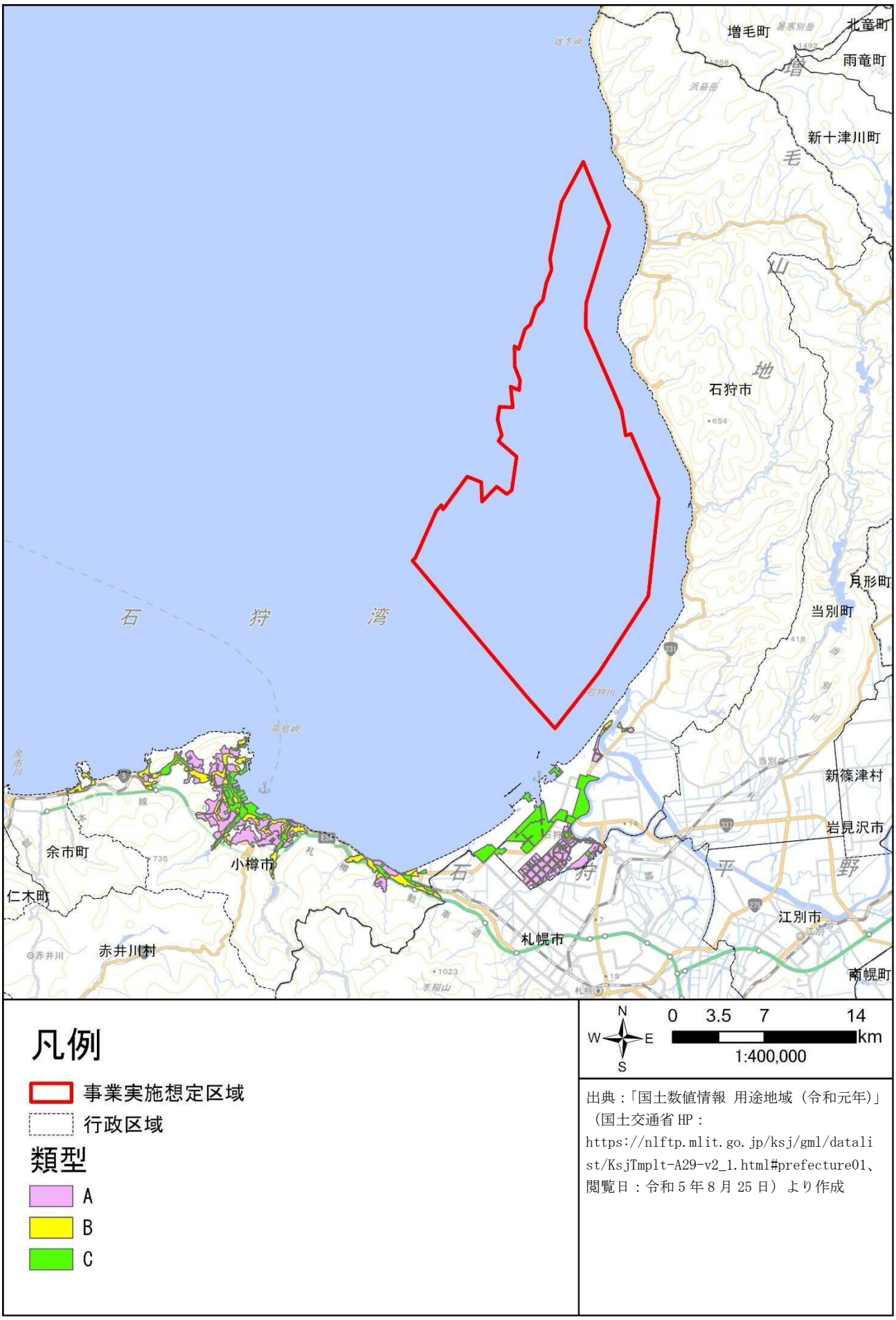

図3.2-29　騒音に係る環境基準の地域の類型指定の状況

ウ. 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）により、公共用水域の水質についての人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が、表 3.2-34（1）～（5）に示すとおり定められている。

また、事業実施想定区域及びその周辺における水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は、表 3.2-35(1)～表 3.2-35(2)および図 3.2-30 に示すとおりである。

表3.2-34（1）　水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg／L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg／L 以下
六価クロム	0.02mg／L 以下
砒素	0.01mg／L 以下
総水銀	0.0005mg／L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg／L 以下
四塩化炭素	0.002mg／L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg／L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg／L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg／L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／L 以下
チウラム	0.006mg／L 以下
シマジン	0.003mg／L 以下
チオベンカルブ	0.02mg／L 以下
ベンゼン	0.01mg／L 以下
セレン	0.01mg／L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／L 以下
ふっ素	0.8mg／L 以下
ほう素	1mg／L 以下
１，４-ジオキサン	0.05mg／L 以下

備考
1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）

表3.2-34（2）　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：河川）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道２級 水産１級 水浴 及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水２級 農業用水 及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	

備考

1.　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

2.　農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3.　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。

4.　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

5.　大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腰筋を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注１：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注２：水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注３：水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

〃２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

〃３級：コイ、フナ等、β―中腐水性水域の水産生物用

注４：工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃　３級：特殊の浄水操作を行うもの

注５：環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和５年３月13日）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考
1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日）

表3.2-34（3） 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：湖沼）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	－
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

備考
1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
3. 水産3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL以下とする。
4. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腰筋を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1：自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
注2：水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注3：水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
注4：工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
注5：環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

備考
1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注 1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注 2：水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
注 3：水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
注 4：環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日)

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Ａ又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日)

エ

項目 類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以下
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以下
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以下

備考
1 基準値は、日間平均値とする。
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）

表3.2-34（4）　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準：海域）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量（COD）	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質（油分等）
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	－	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	－	－

備考
1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。
2 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mL とし、大腰筋を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注 2：水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
〃 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
注 3：環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考
1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注2：水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
注3：生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日)

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日)

エ

項目 類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考
1 基準値は、日間平均値とする。
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和5年3月13日)

表3.2-34（5）　水質汚濁に係る環境基準（地下水）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg／L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg／L 以下
六価クロム	0.02mg／L 以下
砒素	0.01mg／L 以下
総水銀	0.0005mg／L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg／L 以下
四塩化炭素	0.002mg／L 以下
クロロエチレン	0.002mg／L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg／L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg／L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg／L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／L 以下
チウラム	0.006mg／L 以下
シマジン	0.003mg／L 以下
チオベンカルブ	0.02mg／L 以下
ベンゼン	0.01mg／L 以下
セレン	0.01mg／L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／L 以下
ふっ素	0.8mg／L 以下
ほう素	1mg／L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg／L 以下

備考
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）

表3.2-35（1）事業実施想定区域周辺の環境基準の類型指定状況（河川）

水域名	水域範囲	類型	達成期間	指定年月日
新川下流	新川及び琴似川の全域並びに琴似発寒川の札幌上水道西野取水口から下流	D	イ	2000/3/31
石狩川中流・下流	雨竜川合流点より下流	B	ロ	2000/3/31
茨戸川下流	樽川合流点	B	ロ	1974/5/14
茨戸川中流	ペケレット湖入口、創成川北 16 条橋から樽川合流点まで	B	ハ	1974/5/14

注 1）達成期間の区分及び留意事項
「イ」：直ちに達成
「ロ」：5 年以内で可及的速やかに達成
「ハ」：5 年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「河川類型指定状況」（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/99058.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表3.2-35（2）事業実施想定区域周辺の類型指定状況（海域）

水域名	水域範囲	類型	達成期間	指定年月日
小樽海域(3)	朝里川河口左岸と高島岬突端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（小樽海域(1)及び小樽海域(2)に係る部分を除く。）	A	イ	1973/3/15
小樽海域(2)	高島漁港区南防波堤（計画されているものを含む。）、同漁港区南防波堤東端と同漁港区北防波堤（計画されているものを含む。）南端を結ぶ線、同漁港区北防波堤、弁天島、高島防波堤及び陸岸に囲まれた海域	C	イ	1973/3/15
小樽海域(1)	小樽港南防波堤、同港南防波堤北端と島堤南端を結ぶ線、島堤、島堤北端と同港北防波堤南端を結ぶ線、同港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域	C	イ	1973/3/15
石狩海域(3)	西浜三角点(北緯43度11分25秒、東経141度17分2秒)から方位角235度で1,900mの地点と西浜三角点から方位角293度18分49秒で4,215mの地点を結ぶ線、同地点と鯨塚三角点(北緯43度12分46秒、東経141度19分4秒)から方位角323度52分23秒で3,720mの地点を結ぶ線、同地点と鯨塚三角点から方位角28度で600mの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（石狩海域(1)及び石狩海域(2)に係る部分を除く。）	A	イ	1983/8/22
石狩海域(2)	石狩湾新港西地区（計画されているものをいう。）、同地区西端と同港北防波堤（計画されているものをいう。）、南端を結んだ線、同港北防波堤、同港北防波堤北端と同港島防波堤（計画されているものをいう。）、西端を結んだ線、同港島防波堤、同港島防波堤東端と同港東防波堤突端結んだ線、同港東防波堤及び陸岸により囲まれた海域（石狩海域(1)に係る部分を除く。）	B	イ	1983/8/22
石狩海域(1)	石狩湾新港西地区（計画されているものをいう。）、同地区防砂堤（計画されているものをいう。）、同防砂堤突端と中央地区（計画されているものをいう。）西端を結んだ線、同地区及び陸岸（計画における陸岸をいう。）に囲まれた海域	C	イ	1983/8/22

注1）達成期間の区分及び留意事項

「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

出典：「海域類型指定状況」（北海道HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/99058.html、閲覧日：令和5年8月25日）

図3.2-30　事業実施想定区域周辺の水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況

エ．土壌

土壌に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）により、表 3.2-36 に示すとおり定められている。

表3.2-36　土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Ｌにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液１Ｌにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）

オ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 11 月 24 日）に基づき全国一律に定められており、表 3.2-37 に示す基準が定められている。

表3.2-37　ダイオキシン類に係る環境基準

物質	基準値
大気	0.6pg-TEQ／m^3以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ／L 以下
水底の底質	150pg-TEQ／g 以下
土壌	1,000pg-TEQ／g 以下

備考
1　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2　大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3　土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に２を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4　土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ／ｇ以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に２を乗じた値が 250pg-TEQ／g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 24 日）

(2) 規制基準等

ア. 大気汚染

大気汚染の規制基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 5 年 6 月 23 日）に基づき、以下の式により硫黄酸化物の排出基準が定められている。事業実施想定区域及びその周辺においては石狩市では K＝17.5、小樽市では K＝8.0 となっている。

$q = K \times 10^{-3} He^2$

q ：硫黄酸化物の許容排出量(単位；温度零度･圧力 1 気圧の状態に換算した m^3 毎時)

K ：大気汚染防止法施行規則により地域別に定める定数（石狩市においては 17.5）

He：補正された排出口の高さ（煙突実高＋煙上昇高（単位；m））

イ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の規制基準は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）に基づき、特定地域における総量が定められている。事業実施想定区域及びその周辺の石狩市及び小樽市においては同法第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項に規定する規制地域の指定はない。

ウ. 騒音

騒音の規制基準は、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）および「北海道公害防止条例」（昭和 46 年条例第 38 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日）に基づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び道路交通騒音に係る要請限度が定められている。特定工場に関する規制基準及び区域の指定の状況は表 3.2-38 および図 3.2-31 に示す。

特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び区域の指定の状況は表 3.2-39(1)～(2) に、道路交通騒音に係る要請限度は表 3.2-40 のとおりである。

表3.2-38　特定工場等において発生する騒音の規制基準（石狩市・小樽市）

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された騒音発生工場等(同法第二条第二項の特定工場等に該当するものを除く。)において発生する騒音の規制基準

区域の区分		規制基準（単位デシベル）		
		昼間 午前 8 時～ 午後 7 時	朝・夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日の午前 6 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	45	40	40
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	55	45	40
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	55	50
第 4 種区域	工業地域	70	65	60

備考
1　区域区分は、騒音規制法第 4 条第 1 項に基づき、北海道知事が騒音規制法に基づく規制地域の指定（昭和 63 年北海道告示第 315 号）で定めた規制地域の区分によるものとする。

出典：「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）
「騒音規制法の規定により特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和 46 年北海道告示 3169 号、最終改正：平成 6 年 4 月 12 日）
平成 24 年石狩市告示第 11 号（平成 24 年 4 月 1 日、最終改正：平成 28 年 7 月 15 日）
小樽市告示第 168 号（平成 27 年 5 月 11 日）

図 3.2-31　特定工場において発生する騒音に係る区域の指定の状況

表3.2-39（1）　特定建設作業の種類

	特定建設作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m^{3}以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。）
7	トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。）
8	ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。）

※当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

出典：「特定建設作業」（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/tokutei-kensetusagyou.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表3.2-39（2）　特定建設作業において発生する騒音に係る規制基準（北海道）

規制内容	規制基準	
	1 号区域	2 号区域
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	騒音 85 デシベル	騒音 85 デシベル
作業可能時間	午前 7 時から午後 7 時	午前 6 時から午後 10 時
最大作業時間	1 日あたり 10 時間	1 日あたり 14 時間
最大連続作業日数	連続 6 日	連続 6 日
作業日	日曜その他の休日を除く日	日曜その他の休日を除く日

1 号区域：騒音規制法による規制地域のうち、第 1 種区域、第 2 種区域の全域及び第 3 種区域、第 4 種区域内の下記に掲げる施設の敷地の周囲 80m 以内の区域
- 学校教育法に規定する学校
- 児童福祉法に規定する保育所
- 医療法に規定する病院及び診療所のうち入院施設を有するもの
- 図書館法に規定する図書館、老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園

2 号区域：騒音規制法による規制地域で、上記以外の地域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」
（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
「特定建設作業」（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/tokutei-kensetusagyou.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表3.2-40　道路交通騒音に係る要請限度

区域の区分※1	基準値（単位：デシベル）	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

備考

a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう

1. a区域：専ら住居の用に供される区域
2. b区域：主として住居の用に供される区域
3. c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注1：幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表に係らず、75デシベル、夜間70デシベルとする。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）
「騒音規制法の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の規定により知事が定める区域及び時間」（平成12年北海道告示第522号）
平成24年石狩市告示第11号（平成24年4月1日、最終改正：平成28年7月15日）
小樽市告示第168号（平成27年5月11日）

エ．振動

振動の規制基準は、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場振動に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準が定められている。特定工場振動に関する規制基準及び区域の指定の状況は表 3.2-41 及び図 3.2-32 に示す。

特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び区域の指定の状況は表 3.2-42 に、道路交通振動に係る要請限度は表 3.2-43 に示すとおりである。

表3.2-41　特定工場において発生する振動に係る規制基準

区域の区分		規制基準（単位：デシベル）	
		昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌午前 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	60	55
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65	60

備考
1　第 1 種区域及び第 2 種区域とは、昭和 63 年北海道告示第 317 号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）により、それぞれ指定された第 1 種区域及び第 2 種区域をいう。
2　区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同乗第 2 項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の周囲 50m 内においては、それぞれ規制値から 5 デシベルを減じた値を適用するものとする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年環告第 90 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日）、
「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準の設定」
（昭和 53 年北海道告示第 784 号、最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）、
「平成 24 年石狩市告示第 12 号」（平成 24 年 4 月 1 日、最終改正：平成 28 年 7 月 15 日）
小樽市告示第 169 号（平成 27 年 5 月 11 日）

出典：「国土数値情報 用途地域（令和元年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A29-v2_1.html#prefecture01、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）より作成

図 3.2-32　特定工場において発生する振動に係る区域の指定の状況

表3.2-42　特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

規制内容	規制基準	
	1 号区域	2 号区域
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	振動 85 デシベル	振動 85 デシベル
作業可能時間	午前 7 時から午後 7 時	午前 6 時から午後 10 時
最大作業時間	1 日あたり 10 時間	1 日あたり 14 時間
最大連続作業日数	連続 6 日	連続 6 日
作業日	日曜その他の休日を除く日	日曜その他の休日を除く日

1 号区域：振動規制法による規制地域のうち、第 1 種区域の全域及び第 2 種区域内の下記に掲げる施設の敷地の周囲 80m 以内の区域
・学校教育法に規定する学校
・児童福祉法に規定する保育所
・医療法に規定する病院及び診療所のうち入院施設を有するもの
・図書館法に規定する図書館、老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園
2 号区域：振動規制法による規制地域で、上記以外の地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）
「特定建設作業」（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/tokutei-kensetusagyou.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表3.2-43　道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌朝 8 時
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1：第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

1.第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

2.第 2 種区域：住居の用に合わせて商業、工業の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）
「振動規制法に施行規則に基づき道路交通振動の限度の知事の定める区域及び時間の設定」
（昭和 53 年北海道告示第 786 号、最終改正：昭和 63 年 3 月 10 日）

オ. 水質汚濁

水質汚濁に係る排水基準は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき、表 3.2-44（1）～（2）に示すとおり定められている。

また、北海道では「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年北海道条例第 27 号）において、一律排水基準に代えて適用すべき上乗せ排水基準が定められている。事業実施想定区域及びその周辺においては、石狩川水域、余市川水域及び小樽海域が同条例に基づく適用区域となっている。これらの区域の上乗せ排水基準は表 3.2-45(1)～(2)に示すとおりである。

なお、事業実施想定区域及びその周辺においては、湖沼を含む公共用水域の水質汚濁防止のための「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年法律第 61 号）に基づき指定されている湖沼はない。

表3.2-44（1）一般排水基準（有害物質）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mg Cd/L
シアン化合物		1mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg Pb/L
六価クロム化合物		0.5mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg Hg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10mg B/L
	海域に排出されるもの	230mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8mg F/L
	海域に排出されるもの	15mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

注 1：「検出されないこと。」とは、第２条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2：砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 4 年 5 月 17 日）

表3.2-44（2）　一般排水基準（その他の項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質量（SS）		200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm^3
窒素含有量		120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量		16mg/L（日間平均 8mg/L）

注 1：「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注 2：この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m^3 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

注 3：水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

注 4：水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

注 5：生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

注 6：窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

注 7：燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 4 年 5 月 17 日）より作成

表3.2-45(1)　北海道が条例で定める排水基準（上乗せ排水基準）有害物質

適用区域（設定年）	業種	許容限度（mg/L）					
		カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
（一律排水基準）		0.03	1	1	0.5	0.1	0.005
石狩川水域（昭和47年）	特定金属鉱業		0.6				
余市川水域（昭和50年）	特定金属鉱業		0.3				
小樽海域（昭和50年）	全業種（2,000m³/日以上）	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005

備考
1　「特定金属鉱業」とは、鉛鉱業、亜鉛鉱業、鉛亜鉛鉱業、銅鉱業、硫化鉄鉱業、黄鉄鉱業、磁硫鉄鉱業、すず鉱業、砂すず鉱業、アンチモン鉱業、水銀鉱業、蒼鉛鉱業及び砒鉱鉱業をいう。
2　「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第２条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
3　この表に掲げる砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（昭和49年12月1日）において現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

注）業種の欄の（　）内の「○○m3/日以上」は、上乗せ排水基準が適用となる1日当たりの平均的な排出水の量を表している。

出典：「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」（北海道HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/suidakuboushi.html、閲覧日：令和5年8月25日）

表3.2-45 (2) 北海道が条例で定める排水基準（上乗せ排水基準）生活環境項目

適用区域（設定年）	業種又は施設	許容限度（mg/L）（( ) 内は日間平均		
		生物化学的酸素要求量（BOD）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）
（一律排水基準）		160（120）	160（120）	200（150）
石狩川水域（昭和47年）	肉製品製造業	80（60）		70（50）
	乳製品製造業（1,000m3/日以上）	80（60）		70（50）
	紙製造業			150（110）
	パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するものに限る。）	150（110）		120（100）
	パルプ製造業（クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く。）			120（100）
	化学肥料製造業			70（50）
	ガス供給業	80（60）		70（50）
	と畜業（活性汚泥法により排出用水を処理するものに限る。）			70（50）
	屎尿処理施設（昭和46年9月23日以前に設置されたものであって屎尿処理浄化槽以外のもの）	40（30）		90（70）
	屎尿処理施設（昭和46年9月24日以後に設置されたものであって屎尿処理浄化槽以外のもの）	40（30）		90（70）
	屎尿処理施設（昭和46年9月23日以前に設置されたものであって建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員（以下「処理対象人員」という。）が501人以上のものに限る。）	120（90）		
	屎尿処理施設（昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。）	80（60）		
	屎尿処理施設（昭和47年10月1日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。）	40（30）		90（70）
	下水道終末処理施設（活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水処理するものに限る。）	(20)		(70)
	下水道終末処理施設（高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水処理するものに限る。）	(60)		(120)
余市川水域（昭和50年）	肉製品製造業	80（60）		70（50）
	蒸りゅう酒・混成酒製造業	80（60）		120（100）
小樽海域（昭和50年）	肉製品製造業		70（50）	70（50）
	水産食料品製造業（20m3/日以上50m3/日未満）		1,300（1,000）	
	魚粉試料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む。）（20m3/日以上50m3/日未満）		780（600）	
	と畜業			70（50）
	屎尿処理施設（昭和46年9月23日以前に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。）		120（90）	
	屎尿処理施設（昭和46年9月24日以後に設置されたものであって処理対象人員が501人以上のものに限る。）		40（30）	90（70）
	下水道終末処理施設		(60)	(70)

備考
1.「日平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2.この表に掲げる排水基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、1日当たりの平均的な排出水の量が50m3以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

出典：「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」（北海道HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/suidakuboushi.html、閲覧日：令和5年8月25日）

カ．悪臭

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく規制基準は、表 3.2-46（1）～（3）に示すとおり定められている。また、事業実施想定区域及びその周辺における規制地域は図 3.2-33 に示すとおりである。

表3.2-46（1）　悪臭防止法に基づく事業場の敷地境界線の地表における規制基準（第1号規制）

悪臭物質	A 区域（ppm）	B 区域（ppm）	C 区域（ppm）
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01
備考 A 区域、B 区域及び C 区域とは、それぞれ工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域（平成 24 年北海道告示第 183 号）により、指定された A 区域、B 区域及び C 区域をいう。			

出典：「悪臭防止法に基づく規制基準の設定」（平成 24 年北海道告示 184 号、平成 24 年 3 月 23 日）

表3.2-46（2）悪臭防止法に基づく事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準（第2号規制）

表　（1）で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第 3 条に定める方法により、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酢酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに算出して得た流量。

出典：「悪臭防止法に基づく規制基準の設定」（平成 24 年北海道告示 184 号、平成 24 年 3 月 23 日）

表3.2-46（3）悪臭防止法に基づく事業場の排出水の敷地外における規制基準（第3号規制）

表　（1）で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則第 4 条に定める方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排出水中の濃度の値。ただし、メチルメルカプタンは、環境省令第 4 条の規定により算出した排出水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合は、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

出典：「悪臭防止法に基づく規制基準の設定」（平成 24 年北海道告示 184 号、平成 24 年 3 月 23 日）

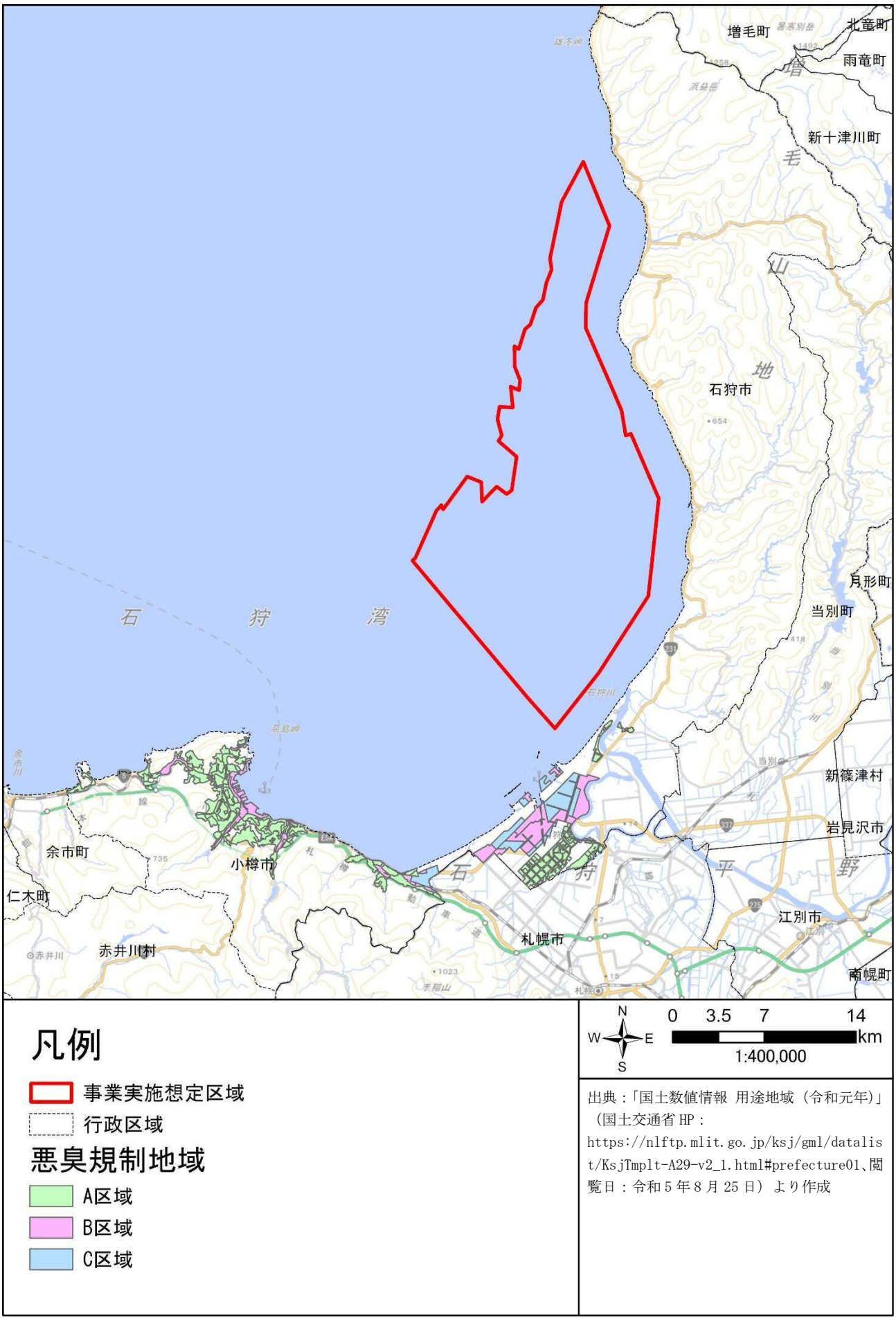

出典：「国土数値情報 用途地域（令和元年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A29-v2_1.html#prefecture01、閲覧日：令和５年８月 25 日）より作成

図3.2-33　悪臭防止法に基づく規制地域の指定の状況

キ. 水底の底質

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく水底土砂に係る判定基準は、表 3.2-47 に示すとおりである。

表3.2-47　水底土砂に係る判定基準

項目	判定基準
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液 1 リットルにつき 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき 0.1mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1 リットルにつき 0.1mg 以下
有機りん化合物	検液 1 リットルにつき 1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき 0.5mg 以下
ひ素又はその化合物	検液 1 リットルにつき 0.1mg 以下
シアン化合物	検液 1 リットルにつき 1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1 リットルにつき 0.003mg 以下
銅又はその化合物	検液 1 リットルにつき 3mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1 リットルにつき 2mg 以下
ふつ化物	検液 1 リットルにつき 15mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき 2.5mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1 リットルにつき 2mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1 リットルにつき 1.2mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1 リットルにつき 1.5mg 以下
有機塩素化合物	検液 1 リットルにつき 40mg 以下
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 1mg 以下
シス 1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.02mg 以下
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.06mg 以下
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.03mg 以下
チオベンカルプ	検液 1 リットルにつき 0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1 リットルにつき 0.1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.5mg 以下
ダイオキシン類	検液 1 リットルにつき 10pg-TEQ 以下

出典：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号、最終改正：平成 29 年 6 月 12 日）

ク．土壌汚染

土壌汚染の区域の指定に係る基準は、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された地域において、土壌溶出量と土壌含有量の基準が表 3.2-48 に示すとおり定められている。

事業実施想定区域及びその周辺における土壌汚染対策法第 6 条第 1 項に基づく、要措置区域の指定状況及び形質変更時要届出区域の指定状況は表 3.2-49 に示すとおりである。

また、北海道において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表3.2-48　区域の指定に係る基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準(mg/l)	土壌含有量基準(mg/kg)
第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）	クロロエチレン（注 1）	0.002 以下	－
	四塩化炭素	0.002 以下	－
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	－
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	－
	1,2-ジクロロエチレン（注 2）	0.04 以下	－
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	－
	ジクロロメタン	0.02 以下	－
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	－
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	－
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	－
	トリクロロエチレン	0.01 以下	－
	ベンゼン	0.01 以下	－
第2種特定有害物質（重金属等）	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
第3種特定有害物質（農薬等）	シマジン	0.003 以下	－
	チウラム	0.006 以下	－
	チオベンカルブ	0.02 以下	－
	ＰＣＢ	検出されないこと	－
	有機りん化合物	検出されないこと	－

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 4 年 12 月 16 日）

表3.2-49　事業実施想定区域及びその周辺における土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況

指定区域	指定番号	指定年月日	指定区域の所在地	面積(m2)	有害物質の名称等
要措置区域	第4号	令和3年3月19日	小樽市新光二丁目28番4、28番5の一部	732.05	テトラクロロエチレン
形質変更時要届出区域	第4号	平成22年10月9日	小樽市手宮1丁目110番2の一部、110番3の一部、110番9の一部	1,208.5	鉛及びその化合物
	第20号	平成26年10月17日	小樽市銭函3丁目520番の1、520番の2、520番の3、520番の4	82,941.2	六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
	第21号	平成27年3月20日	小樽市稲穂1丁目9番29、9番30の一部	236.46	テトラクロロエチレン
	第33号	平成30年3月13日	小樽市塩谷2丁目4番10の一部、5番の一部、6番1の一部、7番1の一部、571番の一部、572番1、572番2、573番3の一部	1,025.6	鉛及びその化合物
	第53号	令和4年7月15日	小樽市天神2丁目245番1の一部、245番2の一部、399番1の一部	2,415.00	鉛及びその化合物

出典：「北海道の土壌汚染対策について」
（北海道HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/dojo_osen_taisaku.html、閲覧日：令和5年8月25日）

ケ．地盤沈下

事業実施想定区域及びその周辺においては、「北海道環境白書’21」（令和4年、北海道）によると、昭和40年代に当時の環境庁が石狩平野を「地盤沈下またはそのおそれがある地域」として指定したとされている。石狩平野地域では、昭和50年～平成30年の水準点の累積沈下量が87.21㎝となっており、令和元年度には1.15㎝の沈下が認められている。

石狩市においては、「石狩市公害防止条例」（昭和48年石狩市条例第4号、最終改正：平成13年7月2日）第29条において、「工場等において動力を用いる設備を設けて地下水を採取する者は、地下水の採取に伴う地盤の沈下を防止するよう努めなければならない。」とされている。

なお、「工業用水法」（昭和31年法律第146号、最終改正：令和4年6月17日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく規制地域の指定はない。

コ．産業廃棄物

事業実施想定区域及びその周辺においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号、最終改正：令和4年6月17日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、最終改正：令和4年6月17日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む）は、事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

サ. 温室効果ガス

事業実施想定区域及びその周辺においては、石狩市が「石狩市地球温暖化対策推進計画【区域施策編・事務事業編】」（令和 3 年 3 月、石狩市）、小樽市が「第 4 次小樽市温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和 4 年 2 月、小樽市）を策定し、温室効果ガスの削減に努めている。各計画の取り組み状況は表 3.2-50 に示すとおりである。

表3.2-50　温室効果ガス削減の取組み状況

計画名称	策定年月	計画期間	基準年の排出量		目標年の排出量		目標削減
			年度	t-CO2	年度	t-CO2	
石狩市地球温暖化対策推進計画【区域施策編】	令和 3 年 3 月	10 年間	平成 25 年（2013 年）	616 千 t-CO2	令和 12 年（2030 年）	451 千 t-CO2	26.7%
石狩市地球温暖化対策推進計画【事務事業編】	令和 3 年 3 月	5 年間	平成 25 年（2013 年）	13,924t-CO2	令和 7 年（2025 年）	9,992t-CO2	28.2%
第 4 次小樽市温暖化対策実行計画（事務事業編）	令和 4 年 2 月	10 年間	平成 25 年（2013 年）	42,724t-CO2	令和 12 年（2030 年）	20,935t-CO2	51.0%

シ. 航空法

事業実施区域及びその周辺において、「航空法」（昭和 27 年法律第 231 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）第 49 条の規定による空港周辺における物件の高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面）のある空域はない。

(3) その他、環境保全計画等

ア. 北海道環境基本条例

北海道では、「北海道環境基本条例」（平成 8 年北海道条例第 37 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日）により、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造について、表 3.2-51 に示すとおり、基本理念が定められている。

表 3.2-51　北海道環境基本条例の基本理念

基本理念	
1	環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。
2	環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
3	地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

出典：「北海道環境基本条例」（平成 8 年北海道条例第 37 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日）により作成

イ. 北海道環境基本計画[第3次計画]

北海道では「北海道環境基本条例」（平成 8 年北海道条例第 37 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日）第 10 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策を明らかにするものとして、平成 10 年 3 月に「北海道環境基本計画[第 1 次計画]」を策定し、その後、平成 20 年 3 月には「北海道環境基本計画[第 2 次計画]」を、平成 28 年 3 月には、施策の方向などの見直しを行った「北海道環境基本計画[第 2 次計画改訂版]」を策定してきた。令和 3 年 3 月には、社会情勢の変化や、これまでの環境基本計画の進捗状況を踏まえ、今後の北海道の環境施策の方向性を示すため、循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道を目指して「北海道環境基本計画[第 3 次計画]」を策定した。

北海道環境基本計画[第 3 次計画]における将来像（長期目標）、施策の基本的事項は表 3.2-52（1）～（2）に示すとおりである。

表3.2-52（1）　北海道環境基本計画[第3次計画]における将来像

循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道 ～未来に引き継ごう恵み豊かな環境～ 【将来像の視点】 自然と共生する、健全な物質循環を確保する、良好な地域環境を確保する、持続可能な生活をめざす、環境に配慮した地域づくりをすすめる、環境と経済・社会の良好な関係をつくる、脱炭素社会を実現する

出典：「北海道環境基本計画[第 3 次計画]」（北海道、令和 3 年 3 月）

表3.2-52（2）　北海道環境基本計画[第3次計画]における施策の基本的事項

分野	めざす姿	施策の方向
(1) 地域から取り組む地球環境の保全	・温室効果ガス排出量を再生可能エネルギーの普及や吸収源対策で実質ゼロ化 ・地域循環型共生圏の形成による資源の地産地消や健全な森林の維持	・地球温暖化対策の推進（温室効果ガス排出削減、自立・分散型エネルギー導入、森林等による CO2 吸収源対策、気候変動への適応策の取組） ・その他の地球環境保全対策の推進（オゾン層保護、海洋汚染防止）
(2) 北海道らしい循環型社会の形成	・３Ｒや適正処理が社会に定着 ・バイオマスの利活用の定着や従来と異なる技術によるイノベーションの創出などによるリサイクル関連産業の発展	・３Ｒの推進（廃棄物の排出抑制、使用済み製品等の再使用、各種リサイクルの推進） ・廃棄物の適正処理の推進 ・バイオマスの利活用の推進 ・循環型社会ビジネスの振興
(3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	・自然の保全と利用の両立の考え方の定着 ・野生生物による農林水産業等被害の低減 ・外来種の拡散防止と排除	・自然環境等の保全及び快適な環境の創造（すぐれた自然環境の保全、森林・水辺等の環境保全機能の維持増進） ・知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用 ・自然とのふれあいの推進 ・野生生物の保護管理
(4) 安全・安心な地域環境の確保	・きれいな空気と水の維持、健全な水循環の確保 ・健康で安全・安心に生活できる地域環境の確保	・大気、水などの生活環境の保全（大気環境・水環境の保全、騒音・振動・悪臭防止対策） ・化学物質等による環境汚染の未然防止 ・その他の生活環境保全対策（公害苦情の適正処理）
(5) 共通的・基盤的な施策	・環境負荷の少ない生活 ・社会的な責任を持ち、環境に配慮した事業活動 ・自然が持つ様々な機能を活用した地域づくり	・環境に配慮する人づくりの推進 ・環境と経済の好循環の創出（環境に配慮した事業活動） ・環境と調和したまちづくり ・基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）

出典：「北海道環境基本計画[第３次計画]」（北海道、令和３年３月）

ウ. 第3次石狩市環境基本計画

石狩市では、「石狩市環境基本条例」（平成 12 年石狩市条例第 49 号）第 10 条に基づき、平成 13 年 10 月に「石狩市環境基本計画」、平成 23 年 3 月に「第 2 次石狩市環境基本計画」、令和 3 年 3 月に「第 3 次石狩市環境基本計画」を策定している。

第 3 次石狩市環境基本計画においては、20 年後に市民が安心して暮らし続けることができ、継続的に事業活動が盛んに行われている持続可能な地域を目指して、「地域の豊かな資源を活かし未来へつなぐ 持続可能な共生都市 いしかり」を環境像の実現に向け、取り組みを進めている。第 3 次石狩市環境基本計画における目指す姿（長期的な目標）及び施策の方針を表 3.2-53 に示す。

表3.2-53　第3次石狩市環境基本計画における目指す姿及び施策の方針

目指す姿 （長期的な目標）	施策方針	取り組み方針
【快適環境分野】安心・安全 誰もが安心・安全な環境の中で、健康で快適に暮らすことができるまち	①生活環境の保全	・良好な大気環境、水環境、健全な土壌環境の保全 ・騒音、振動、悪臭防止対策 ・化学物質による環境汚染の防止 ・地方部におけるエネルギーのレジリエンス
	②都市環境の形成	・市街地における緑の保全 ・環境美化の推進
【自然環境分野】生物多様性 豊かな自然と多様な生物、そして人とが共生するまち	①生物多様性の保全	・生物多様性の保全 ・希少種の保全、外来種の拡大防止の対策 ・他機関や市民との連携、種ごとに必要なモニタリングや対策の推進
	②自然との共生	・防災・減災機能を活用する Eco-DRR の推進 ・野生鳥獣の生態を他機関と情報共有し、管理と調和する対策の検討 ・市民が自然を学び、楽しめる自然情報の普及啓発
【生活環境分野】資源循環 資源を有効に活用し、環境に優しい循環型社会が実現しているまち	①ごみの減量	・ごみの減量化の推進 ・４Ｒの継続的な展開
	②廃棄物適正処理	・適正分別、適正排出の徹底 ・ごみ処理の適正化の推進
	③バイオマスの利活用	・森林資源を活用した木質バイオマスの推進
【地球環境分野】脱炭素 世界をリードするエネルギー転換・脱炭素化が進み、かけがえのない地球環境を未来の子どもたちへと継承しているまち	①地球温暖化対策	・省エネルギー及び再生可能エネルギーの地産地活の推進 ・森林による二酸化炭素吸収固定源対策
	②再生可能エネルギーの地域利活用	・再生可能エネルギーの地域利活用の推進による地域活力の創造 ・再生可能エネルギー由来の水素の活用
	③地球環境保全対策	・気候変動に対応する「緩和」と「適応」対策 ・その他の地球環境保全対策
【連携・協働分野】教育・パートナーシップ 全ての人が環境を学び、考え、行動することで。環境施策に「協働」で取り組んでいるまち	①環境教育の推進、環境意識の向上	・環境教育と環境学習の推進 ・環境情報の収集・発信 ・環境活動の担い手などの人材育成
	②様々な主体との連携・協働	・情報交換・交流の場づくり ・協働体制の整備（活動団体への支援） ・他自治体、民間等の関係団体（機関）との新たな環境産業の創出

出典：「第３次石狩市環境基本計画」（石狩市、令和３年３月）

エ. 北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）

北海道では、「地球温暖化対策推進法」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として、令和 3 年 3 月に第三次「北海道地球温暖化対策推進計画」が策定され、長期目標である 2050 年「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組みを行っている。

海道地球温暖化対策推進計画（第 3 次）における計画期間と目標及び温室効果ガス排出抑制等の主な対策・施策をそれぞれ表 3.2-54、表 3.2-55 に示す。

表 3.2-54　北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）における計画期間と目標

計画期間	令和 3 年度～令和 12 年度
めざす姿（長期目標）	2050 年（令和 32 年）までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする（ゼロカーボン北海道の実現）
中期目標（2030 年度の温室効果ガス排出量の削減目標）	2013 年度比で 48%（3,581 万 t-CO_2）削減

出典：ゼロカーボン北海道推進計画の概要（北海道地球温暖化対策推進計画（第 3 次）［改訂版］）（北海道、令和 3 年）より作成

表 3.2-55　北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）における温室効果ガス排出抑制等の主な対策・施策

取組の基本的な考え方	
・地域の脱炭素化と経済の活性化、レジリエンス向上の同時達成 ・ゼロカーボンに向けた認識の共有、意識の醸成、ライフスタイルや 事業活動等の脱炭素社会に向けた自発的転換の促進 ・再生可能エネルギーや森林など本道の豊かな 地域資源を最大限活用 ・環境と経済が好循環するグリーン社会の構築	
重点的に進める取組	
多様な主体の協働による 社会システムの脱炭素化	脱炭素型ライフスタイル・ ビジネススタイルへ転換
	地域の脱炭素化
	交通・物流の脱炭素化
	「グリーン×デジタル」の 一体的な推進
	ZEB,ZEH の普及など建築 物の脱炭素化推進
	持続可能な資源利用推進
	革新的イノベーションによる創造
	気候変動への適応
豊富な再生可能エネルギー の最大限の活用	地域特性を活かしたエネルギーの地産池消の展開
	ポテンシャルの最大限活用 に向けた関連産業の振興
森林等の二酸化炭素 吸収源の確保	森林吸収源対策
	農地土壌吸収源 対策
	都市緑化の推進
	自然環境の保全
	水産分野の取組

出典：ゼロカーボン北海道推進計画の概要（北海道地球温暖化対策推進計画（第 3 次）［改訂版］）（北海道、令和 3 年）より作成

オ. 北海道水資源の保全に関する条例

北海道では、「北海道水資源の保全に関する条例」（平成 24 年北海道条例第 9 号）が施工されており、北海道の豊かな水資源の恵みを現在と将来の世代が享受できるよう、水資源の保全に関し、表 3.2-56 のとおり、基本理念を定めている。

また、公共用に使用する水源の取水地点及びその周辺の区域で、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある区域を「水資源保全地域」として指定しており、石狩市及び小樽市の水資源保全地域は、表 3.2-57 に示すとおりである。

表 3.2-56　北海道水資源の保全に関する条例の基本理念

	基本理念
1	水資源の保全は、全ての道民が本道の豊かな水資源の恵みを享受することができるよう、地域の特性に応じて推進されなければならない。
2	水資源の保全は、道、市町村、事業者、土地所有者等及び道民の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

出典：「北海道水資源の保全に関する条例」（平成 24 年北海道条例第 9 号）により作成

表 3.2-57　水資源保全地域

市町村名	指定の区域	水資源保全地域名
石狩市	厚田区古潭	石狩市望来ダム地区
	厚田区望来	石狩市望来ダム地区
	八幡町シララトカリ	石狩市五の沢貯水池地区
	八幡町高岡	石狩市五の沢貯水池地区
		石狩市高富貯水池地区
	八幡町高岡地蔵沢	石狩市高富貯水池地区
	浜益区送毛	石狩市送毛地区
	浜益区群別	石狩市群別地区
	浜益区千代志別	石狩市千代志別地区
	浜益区千代志別	石狩市千代志別地区
小樽市	朝里川温泉 1 丁目	小樽市朝里地区
	朝里川温 2 丁目	小樽市朝里地区
	桂岡町	小樽市銭函地区
	新光町	小樽市朝里地区
	春香町	小樽市朝里地区
	見晴町	小樽市銭函地区
	（河川）	小樽市朝里地区
		小樽市銭函地区

出典：「水資源保全地域　指定地番等一覧表」（北海道、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

カ. 石狩市風力発電ゾーニング計画

石狩市では、出力 1000kW 以上の風車を対象として、風力発電事業のゾーニングに有効な各種環境配慮情報の収集・整理と総合的な評価を行い、環境保全を優先すべきエリアと風力発電の導入が可能なエリアを段階的に設定するとともに、今後の市域等における風力発電事業の適地誘導を図り、再生可能エネルギー施策を通じた、人とくらし、産業、自然が調和した自立的かつ持続的な地域社会の創造を推進のため、ゾーニング計画を策定している。

「平成 30 年度 風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業（北海道 石狩市）報告書」（平成 31 年 3 月、石狩市）におけるゾーニングエリアの種類を表 3.2-58 に、ゾーニングマップと事業実施想定区域の重ね合わせ図を図 3.2-34 に示す。

表3.2-58　ゾーニングエリアの種類

エリアの種類	考え方
環境保全エリア	生活環境、自然環境の保全上重要な地域や、各種関係法令等による保護地区や規制区域などの「環境保全を優先すべきエリア
調整エリア A	先行利用者との調整（合意形成）や適切な環境保全措置を講じる必要性が非常に高い「調整が必要なエリア」
調整エリア B	先行利用者との調整（合意形成）や適切な環境保全措置を講じる必要性が高い「調整が必要なエリア」
調整エリア C	先行利用者との調整（合意形成）や適切な環境保全措置を講じる必要性がやや高い「調整が必要なエリア」
導入可能エリア	調整を要する課題が比較的少ないと考えられる「風力発電の導入が可能と考えるエリア」

出典：「平成 30 年度 風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業（北海道 石狩市）報告書」（石狩市、平成 31 年 3 月）

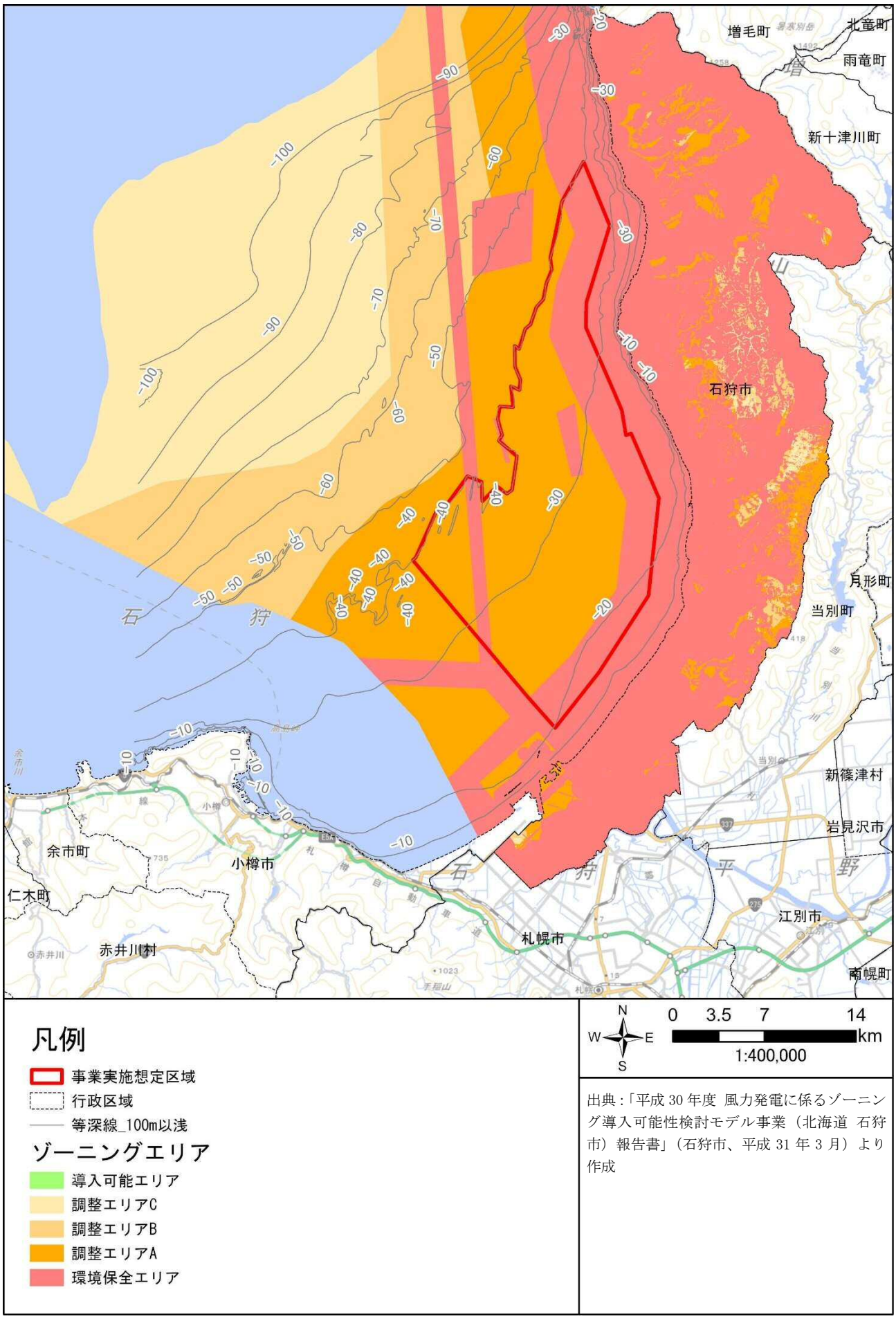

出典：「平成 30 年度 風力発電に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業（北海道 石狩市）報告書」（石狩市、平成 31 年 3 月）より作成

図3.2-34　石狩市ゾーニングマップと事業実施想定区域の重ね合わせ図

キ. 小樽市環境基本計画

小樽市では、「小樽市環境基本条例」（平成 22 年 6 月条例第 21 号）第 8 条に基づき、平成 27 年 4 月に「小樽市環境基本計画」を策定している。

小樽市環境基本計画においては、望ましい環境像を「豊かな自然に包まれ 歴史と文化が息づく快適空間・・・ ともに守り 未来へつなぐ 環境にやさしいまち 小樽」に定めている。望ましい環境像実現に向けて設定している 6 つの基本目標を表 3.2-59 に示す。

表3.2-59　小樽市環境基本計画の基本目標

基本目標	施策方針	個別施策
自然環境 1 自然と共生するまちづくり	1-1 自然豊かな環境の保全	(1)森林の保全 (2)河川・海岸の保全 (3)すぐれた自然の保全
	1-2 多様な生き物の保全	(1)野生動植物の保護
	1-3 自然とのふれあいの確保	(1)自然とふれあえる場の創出
生活環境 2 安全で安心して暮らせるまちづくり	2-1 空気と水がきれいな環境の確保	(1)大気の保全 (2)水質の保全
	2-2 音や臭いが気にならない環境の確保	(1)騒音・振動・悪臭対策の推進
廃棄物・資源循環 3 資源を大切にするまちづくり	3-1 ごみ減量化と資源物有効利用の推進	(1)ごみの適正処理 (2)３Ｒの推進
社会環境 4 潤いと安らぎのあるまちづくり	4-1 緑にふれあえ、水と親しめる空間の確保	(1)公園・緑地と水辺の整備
	4-2 良好な景観の形成	(1)まちなみ景観の創出
	4-3 歴史と文化をいかした環境の保全	(1)歴史的・文化的遺産の保全と活用
地球環境環境 5 地球環境を思いやるまちづくり	5-1 地球環境の保全	(1)地球環境問題に対する取組の推進 (2)エネルギーの効率的な利用と活用
環境学習・環境活動 6 みんなで環境保全に取り組むまちづくり	6-1 環境保全に対する意識の向上	(1)環境学習の推進 (2)環境情報の充実
	6-2 環境を保全する積極的な取組の推進	(1)環境活動の推進

出典：「小樽市環境基本計画」（小樽市、平成 27 年 4 月）

ク．小樽市景観計画

小樽市では昭和58年に運河地区などにある歴史的建造物や景観地区の保全などを目的として、北海道で初めての景観条例である「小樽市歴史的建造物及び景観地区保全条例」を制定し、その後平成4年には当該条例を発展的に解消し、歴史的景観に加え、小樽市の特性である自然景観・眺望景観を守るとともに新築される建物の景観誘導や緑化の推進などを盛り込んだ「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」を制定し、景観行政を推進している。また、平成18年には景観法に基づく「景観行政団体」となり、景観行政の指針となる「小樽市景観計画」を平成21年2月に策定している。

小樽市景観計画においては、市全域を「景観計画区域」とし、そのうち、歴史、文化等からみて小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を「小樽歴史景観区域」（131.6ha）として指定している。景観形成の基本目標を表3.2-60に示す。

表3.2-60　景観形成の基本目標

自然景観の保全を図り、自然と街並みの調和がとれたまちづくりを進めます。
歴史景観の保全を図り、歴史と文化の香り高いまちづくりを進めます。
小樽らしい都市景観の創出を図り、潤いと活力に満ちたまちづくりを進めます。

出典：「小樽市景観計画」（小樽市、平成21年2月）

２）法令等による規制状況

事業実施想定区域及びその周辺における法令等による指定状況の概要は、表 3.2-61（1）～（2）に示すとおりである。

表3.2-61（1）　自然関係法令等による指定状況の概要

関係法令等		地域・地区等の名称	指定の有無			
			事業実施想定区域	事業実施想定区域の周辺	石狩市	小樽市
自然保護関係	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）	国立公園	－	－	－	－
		国定公園	－	○	○	○
		道立自然公園	－	－	－	－
	自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）	原生自然環境保全地域	－	－	－	－
		自然環境保全地域	－	－	－	－
	北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号、最終改正:平成 25 年 3 月 29 日）	道自然環境保全地域	－	－	－	－
		環境緑地保護地区等	－	○	○	○
		記念保護樹木		○	○	○
	石狩市自然保護条例（昭和48年石狩市条例第20号）	環境緑地保護地区	－	－	－	－
		自然景観保護地区	－	－	－	－
		学術自然保護地区	－	－	－	－
		記念保護樹木	－	○	○	－
	石狩市海浜植物等保護条例（平成12年石狩市条例第34号）	海浜植物等保護地区	－	○	○	－
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約第 7 号）	世界自然遺産	－	－	－	－
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）	生息地等保護区	－	－	－	－
	北海道生物の多様性の保全等に関する条例（昭和 25 年北海道条例第 9 号、最終改正:平成 27 年 3 月 20 日）	生息地等保護区	－	－	－	－
	北海道自然環境保全指針（北海道、平成元年）	すぐれた自然地域	－	○	○	○
		身近な自然地域	－	○	○	○
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）	鳥獣保護区	－	○	○	○
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）	ラムサール条約登録湿地	－	－	－	－
文化財保護関係	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約第 7 号）	世界文化遺産	－	－	－	－
	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）	国指定史跡・名勝	－	○	○	○
		道指定史跡・名勝	－	○	－	○
		市町村指定史跡・名勝	－	○	－	○
		国指定天然記念物	－	－	－	－
		道指定天然記念物	－	－	－	－
		市町村指定天然記念物	－	－	－	－

表3.2-61（2）　自然関係法令等による指定状況の概要

関係法令等		地域・地区等の名称	指定の有無			
			事業実施想定区域	事業実施想定区域の周辺	石狩市	小樽市
都市計画・景観保全関係	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）	都市計画区域	－	○	○	○
		風致地区	－	－	－	－
		緑地保全地域	－	－	－	－
	自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）	自然再生事業実施計画	－	－	－	－
		自然再生協議会	－	－	－	－
	景観法（平成 16 年法律第 110 号）	景観計画区域	－	○	○	－
		景観行政団体	－	○	－	○
	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）	重要伝統的建造物群保存地区	－	－	－	－
		重要文化的景観	－	－	－	－
国土防災関係ほか	森林法（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）	保安林	－	○	○	○
	砂防法（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）	砂防指定地	－	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）	急傾斜地崩壊危険地域	－	○	○	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	－	○	○	○
	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）	地すべり防止区域	－	○	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）	農用地区域	－	○	○	○
		農業地域	－	○	○	○
	海岸法（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）	海岸保全区域	－	○	○	○
	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）	港湾区域	－	○	○	○
	港則法（昭和 23 年法律第 174 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）	港則法区域	－	○	○	○
	漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）	漁港	－	○	○	○
	水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）	保護水面	－	○	○	

(1) 自然保護関係

ア. 自然公園等の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺における「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「北海道立自然公園条例」(昭和 33 年北海道条例第 36 号、最終改正：平成 25 年 3 月 29 日）に基づき指定された自然公園等の状況は、表 3.2-62 及び図 3.2-35 に示すとおりである。事業実施想定区域及びその周辺においては「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」及び「暑寒別天売焼尻国定公園」が存在している。

表3.2-62　自然公園の指定状況

自然公園名	面積（ha）	市町村
ニセコ積丹小樽海岸国定公園	19,009	小樽市、磯部郡蘭越町、虻田郡ニセコ町、倶知安町、岩内郡共和町、岩内町、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡余市町、古宇郡泊村、神恵内村
暑寒別天売焼尻国定公園	43,559	石狩市、樺戸郡新十津川町、雨竜郡雨竜町、北竜町、増毛郡増毛町、苫前郡、羽幌町

出典：「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」
（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/environ/parks/niseko-quasi-nationalpark.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「暑寒別天売焼尻国定公園」
（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/environ/parks/syokanbetsu-quasi-nationalpark.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

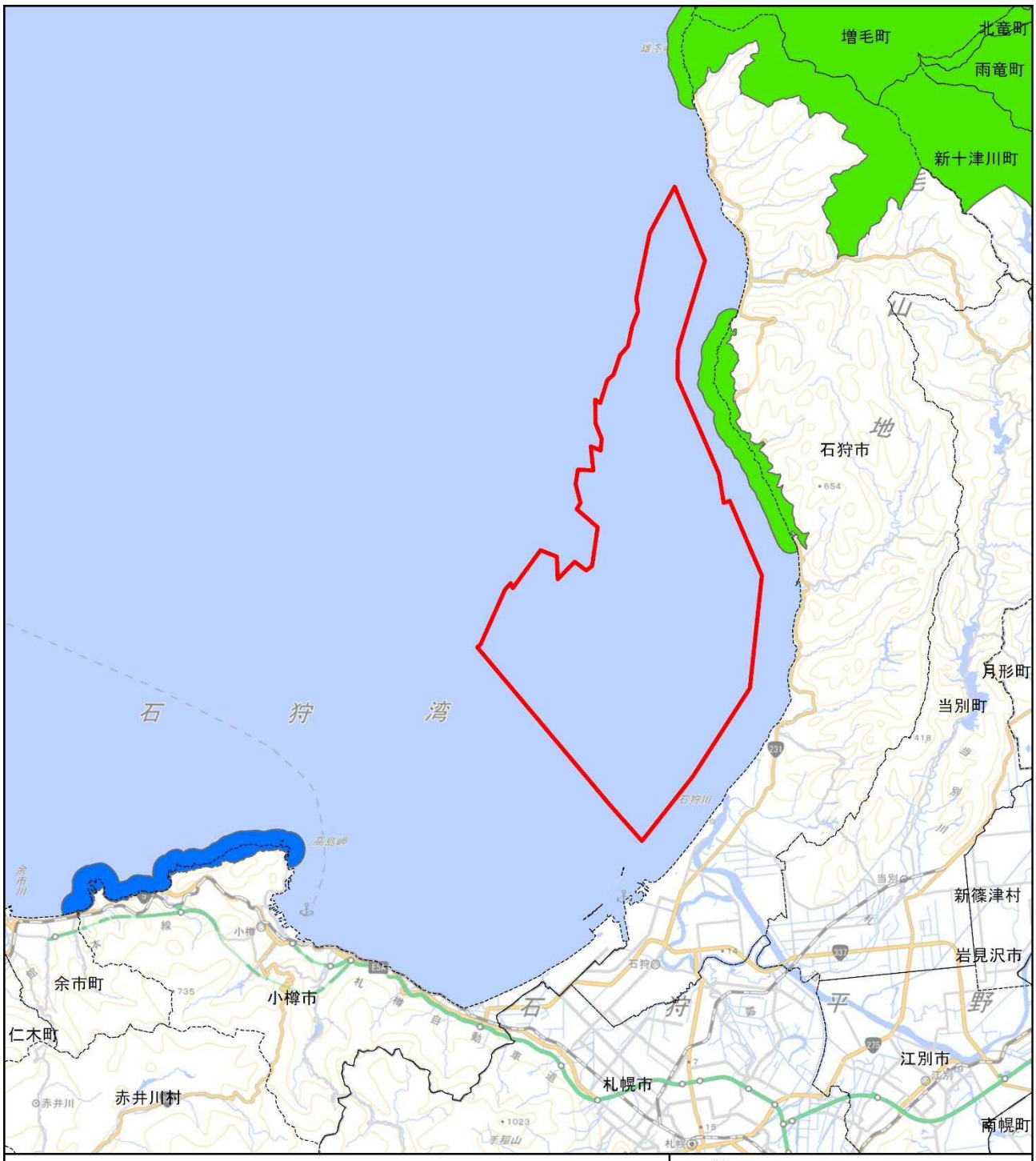

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 暑寒別天売焼尻国定公園
- ニセコ積丹小樽海岸国定公園

N W E S

0 3.5 7 14 km

1:400,000

出典：「国土数値情報　自然公園区域」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gmlold/datalist/、令和５年８月 25 日）より作成

図3.2-35　自然公園の指定状況

イ．自然環境保全地域の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺において、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「北海道自然環境等保全条例」（昭和 48 年条例第 64 号、最終改正：平成 25 年 3 月 29 日）に基づいて指定された自然環境保全地域、緑地環境保全地域は存在しない。

ウ．世界自然遺産及び世界文化遺産の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺において、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）に基づいて指定された世界自然遺産及び世界文化遺産は存在しない。

エ．環境緑地保護地区等

事業実施想定区域及びその周辺において、「北海道自然環境保全条例」（昭和 48 年北海道条例第 64 号、最終改正：平成 25 年 3 月 29 日）に基づき指定された環境緑地保護地区、自然景観保護地区、記念保護樹木の状況は、表 3.2-63 に示すとおりである。

また、石狩市においては「石狩市自然保護条例」（昭和 48 年石狩市条例第 20 号）に基づき、石狩市記念保護樹木が指定され、「石狩市海浜植物等保護条例」（平成 12 年石狩条例第 34 号）に基づき、海浜植物等保護地区が指定されている。それぞれの指定状況は表 3.2-64（1）～（2）に示すとおりである。

また、「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」（平成 20 年小樽市条例第 47 号）に基づく保存樹木・保全樹林の指定状況は、表 3.2-65 に示すとおりである。

表3.2-63　北海道自然環境等保全条例に基づく指定状況

名称	種類	位置	面積 (ha)	特徴
実田神社	環境緑地保護地区	石狩市浜益区柏木538の4他	12.13	シナノキ、エゾエノキ等の樹林地、オオムラサキ
赤岩山南	環境緑地保護地区	小樽市国有林札幌事業区174から176の各林班	246.2	ダケカンバ、トドマツ等の樹林地
小樽苗畑林	環境緑地保護地区	小樽市国有林札幌事業区183林班い小班	19.76	スギ、ヒノキ、アカマツ等の樹林地
張碓	環境緑地保護地区	小樽市新光町475他	10.36	ミズナラ、イタヤ、シナノキ等の樹林地
住吉神社	環境緑地保護地区	小樽市住ノ江2丁目100の1	2.57	神社境内のカラマツ、ハルニレ等の樹林地
奥沢水源地	自然景観保護地区	小樽市天神2丁目105他	438.54	水源地周辺の自然景観、広葉樹二次林、野鳥
王子小樽山林	自然景観保護地区	小樽市朝里川温泉1丁目546の1他	4,081.82	奥手稲山、春香山の展望、広葉樹林
小樽天狗山	自然景観保護地区	小樽市国有林札幌事業区144林班他	222.23	天狗山周辺の広葉樹林等の自然景観
赤だもの一本木	記念保護樹木	石狩市生振691-1	－	ハルニレ 生振の開拓記念木
夫婦銀杏	記念保護樹木	小樽市桜1丁目3-8、5-1	－	イチョウ 雌雄一対で生育して珍重される樹木
恵美須神社の桑	記念保護樹木	小樽市祝津3丁目161	－	ヤマグワ 神木として敬愛されている樹木

出典：「環境緑地保護地区等指定一覧表」
（北海道HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html、閲覧日：令和5年8月25日）
「記念保護樹木指定一覧表」
（北海道HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.html、閲覧日：令和5年8月25日）

表3.2-64（1）　石狩市自然保護条例に基づく指定状況

名称	位置	由緒・由来
イチョウの二本木	花畔1条1丁目7番地　花川小グラウンド内	天皇陛下来道記念に植樹されたと伝えられている。樹齢100年程
くりの二本木	花川南2条5丁目165番地　了恵寺境内	開拓当時から、地域の人々の日常生活に密接に関わり、現在では数少ない郷土的景観樹木。樹齢100年以上

出典：「石狩市記念保護樹木の指定状況」
（石狩市HP：https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/shizen/90.html、閲覧日：令和5年8月25日）

表3.2-64（2）　石狩市海浜植物等保護条例に基づく指定状況

区分	名称	面積（ha）
自然ふれあい地区	弁天地区	3.0
	親船地区	11.9
生態系保護地区	河口地区	16.5
	聚富地区	7.8

出典：「石狩市海浜植物等保護地区」（石狩浜海浜植物保護センターHP：
https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/site/kaihinsyokubutu/700.html、閲覧日：令和5年8月25日）

表 3.2-65　小樽市保存樹木・保全樹林の指定状況

名称	所在地	樹種	指定年月日
保存樹木	真栄 1-3-8	夫婦イチョウ（公孫樹）	H5.11.18
	祝津 3 丁目	クワ（桑）、イチイ（櫟）	H5.11.18
	忍路 1-281	アカマツ（赤松）	H6.8.3
	忍路 1-412	イチョウ（公孫樹）	H6.8.3
	松ケ枝 2-8-1	ハリギリ（針桐）	H6.8.3
	塩谷 2-266	クロマツ（黒松）、イチョウ（公孫樹）	H7.10.31
	忍路 1-31・40-2	クロマツ（黒松）、アカマツ（赤松）、ハルニレ（春楡） 本数または面積：クロマツ（3）、アカマツ（2）、ハルニレ（1）、計 6 本	H8.10.14
保全樹林	末広町 38-1	クリ（栗）、ミズナラ（水楢）等	H5.11.18
	蘭島 2-262-1	アカマツ（赤松）等	H5.11.18
	住ノ江 2-5-1	ハルニレ（春楡）等	H5.11.18
	清水町 103-1・2・3、115-1、116-1・2	イチイ（櫟）、ミズナラ（水楢）、サクラ（桜）、カエデ（楓）等	H6.8.3
	塩谷 2-159-1、2-159-2、2-175	ハルニレ（春楡）、カエデ（楓）等	H7.10.31
	手宮公園敷地内（手宮２丁目）	クリ（栗）	H5.11.18

出典：保存樹木等の指定一覧（小樽市 HP：https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020101500092/、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

オ. 生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周辺において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 36 条第 1 項及び、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成 25 年条例第 9 号、最終改正：平成 27 年 3 月 20 日）により指定された生息地等保護区は存在しない。

カ. 北海道自然環境保全指針

「北海道自然環境保全指針」（北海道、平成元年 7 月）は、北海道の良好な自然環境を適切に保全するため、北海道における自然の現状を的確に把握し、これを評価して、北海道の保全を図るべき自然を明らかにするとともに、それらの自然環境の保護と利用に関する施策を総合的かつ計画的に展開するための目標と方向を示すものである。保全を図るべき自然地域は、「すぐれた自然地域」と「身近な自然地域」の 2 つに区分して整理されている。

事業実施想定区域及びその周辺における「すぐれた自然地域」及び「身近な自然地域」の指定状況は、表 3.2-66（1）～（2）のとおりである。

表3.2-66（1）　北海道自然環境保全指針に基づく指定状況（すぐれた自然地域）

すぐれた自然地域	要素	内容	主要な位置
石狩海岸	海岸植生	海岸草原等	石狩川河口～銭函
	天然防風林	カシワーミズナラ林	石狩川河口～銭函
	海獣回遊地	ゴマフアザラシ	石狩川河口
	特異な昆虫等生息地	エゾアカヤマアリ、キタホウネンエビ	石狩海岸防風林
	水鳥類飛来地	シギ・チドリ類等	石狩川河口
	すぐれた砂丘・砂浜	－	石狩川河口～銭函
	特異な地形・景観	干潟	石狩川河口
石狩川下流部湿原	すぐれた天然林	ヤチダモーハンノキ群落	矢臼場
	湿原	ミズバショウ群落等	矢臼場
	森林性鳥類繁殖地	－	矢臼場
小樽海岸	すぐれた海岸植生	エゾイタヤ群落 オショロソウ アオノイワレンゲ ハマオトコヨモギ ミヤマビャクシン等	忍路カブト岬～蘭島～祝津
	森林性鳥類繁殖地	アオバト	張碓
	海鳥類繁殖地	ウミウ、カモメ類等	塩谷海岸
	特異な昆虫生息地	ミンミンゼミ	蘭島
	中規模海蝕岸	－	小樽海岸一帯
	良好な展望地	－	祝津・オタモイ

出典：「北海道自然環境保全指針」（北海道、平成元年７月）

表3.2-66（2）　北海道自然環境保全指針に基づく指定状況（身近な自然地域）

身近な指定地域	市町村名（旧市町村名）	概略面積	立地条件	活用形態	環境緑地保護地区等	土地所有
真勲別河畔林	石狩町	20.1～50ha	原野・湿原等	眺望 行楽・スポーツ	非指定地	国所有
紅葉山公園	石狩町	5.1～20ha	湖沼・ダム湖等	保健・休養	非指定地	公所有
紅葉山砂丘	石狩町	50.1ha 以上	山岳・丘陵地等	眺望 景観形成	非指定地	民有地
八の沢自然林	石狩町	50.1ha 以上	山岳・丘陵地等	行楽・スポーツ	非指定地	公有地
石狩防風林	石狩町・札幌市	20.1～50ha	並木・防風林	保健・休養 景観形成	非指定地	国有地
茨戸川	石狩町	50.1ha 以上	渓谷・河川等	眺望 行楽・スポーツ	非指定地	国有地
大浜海岸	小樽市	50.1ha 以上	海岸・干潟等	行楽・スポーツ	非指定地	国有地
張碓海岸	小樽市	2.1～5ha	海岸・干潟等	行楽・スポーツ 学習	非指定地	国有地
朝里海岸	小樽市	2.1～5ha	海岸・干潟等	行楽・スポーツ	非指定地	国有地
平磯岬	小樽市	2ha 以下	海岸・干潟等	行楽・スポーツ 学習	非指定地	国有地
カシマヤ岬	小樽市	20.1～50ha	海岸・干潟等	眺望 行楽・スポーツ	非指定地	国有地
小樽稲荷神社	小樽市	2ha 以下	社寺林・公園等	保健・休養 景観形成	非指定地	民有地
小樽苗畑林	小樽市	20.1～50ha	農耕地・人工草地	眺望 学習	指定地	国有地
旭展望台	小樽市	2.1～5ha	社寺林・公園等	眺望 景観形成	非指定地	公有地
浄応寺	小樽市	2ha 以下	社寺林・公園等	保健・休養 景観形成	非指定地	民有地
水天宮	小樽市	2ha 以下	その他	眺望 景観形成	非指定地	民有地
小樽公園	小樽市	20.1～50ha	社寺林・公園等	行楽・スポーツ 学習	非指定地	公有地
もがみ公園	小樽市	2.1～5ha	社寺林・公園等	保健・休養	非指定地	公有地
金毘羅大本院	小樽市	2ha 以下	その他	保健・休養 景観形成	非指定地	民有地
天満宮	小樽市	2ha 以下	社寺林・公園等	保健・休養 景観形成	非指定地	民有地
毛無山山麓	小樽市	50.1ha 以上	山岳・丘陵地等	眺望 行楽・スポーツ	非指定地	国有地
朝里川温泉郷	小樽市	50.1ha 以上	渓谷・河川等	行楽・スポーツ 保健・休養	非指定地	公有地
丸山	小樽市	20.1～50ha	山岳・丘陵地等	眺望 保健・休養	非指定地	国有地
おたる自然の村	小樽市	5.1～20ha	山岳・丘陵地等	行楽・スポーツ 学習	非指定地	国有地
祝津海岸	小樽市	5.1～20ha	海岸・干潟等	行楽・スポーツ	非指定地	国有地
オタモイ海岸	小樽市	5.1～20ha	海岸・干潟等	行楽・スポーツ	非指定地	国有地
桃岩周辺	小樽市	2.1～5ha	海岸・干潟等	眺望	非指定地	国有地
忍路環状列石	小樽市	2ha 以下	その他	その他	非指定地	国有地
兜岬周辺	小樽市	2.1～5ha	海岸・干潟等	行楽・スポーツ	非指定地	国有地

出典：「北海道自然環境保全指針」（北海道、平成元年７月）

キ. 鳥獣保護区の指定状況

事業実施想定区域およびその周辺における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 28 条の規定により指定された「鳥獣保護区」及び同法第 29 条の規定により指定された「特別保護地区」の指定状況は表 3.2-67 及び図 3.2-36 のとおりである。

表3.2-67　鳥獣保護区の指定状況

区分	名称	面積（ha）	所在地
北海道指定鳥獣保護区	送毛鳥獣保護区	452	石狩市
	濃昼鳥獣保護区 （特別保護地区含む）	342 (52)	
	小樽水源地鳥獣保護区	125	小樽市
	張碓鳥獣保護区	2	
	赤岩鳥獣保護区	395	
	小樽市旭町鳥獣保護区	322	

注 1：面積のうち（　）内は特別鳥獣保護地区面積を示す。
出典：「令和 4 年版鳥獣保護区位置図」
（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/syuryo/ichizu.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

ク. ラムサール条約登録湿地の状況

事業実施想定区域及びその周辺において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づいて指定された湿地は存在しない。

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 鳥獣保護区
- 特別保護地区

N W E S 0 3.5 7 14 km 1:400,000

出典：「国土数値情報 鳥獣保護区（平成 27 年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A15.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）、「令和 4 年度版鳥獣保護区位置図」（北海道 HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/syuryo/ichizu.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）より作成

図3.2-36　鳥獣保護区の指定状況

(2) 文化財保護関係

ア. 史跡・名勝・天然記念物の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺における、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「北海道文化財保護条例」（昭和 30 年北海道条例第 83 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日）、「石狩市文化財保護条例」（平成 4 年石狩市条例第 15 号）、「小樽市文化財保護条例」（昭和 41 年小樽市条例第 18 号）に基づく史跡・名勝は表 3.2-68（1）～（2）及び図 3.2-37 に示すとおりである。なお、事業実施想定区域及びその周辺における上記法律および条令に基づき指定されている天然記念物はない。

表3.2-68（1）　史跡の指定状況

分類	名称	所在地	指定年月日
国指定	荘内藩ハママシケ陣屋跡	石狩市浜益区川下	昭和 63.05.17
国指定	手宮洞窟	小樽市手宮 1 丁目	大正 10.03.03
国指定	忍路環状列石	小樽市忍路 2 丁目	昭和 36.03.10
道指定	地鎮山環状列石	小樽市忍路 2 丁目	昭和 25.08.28
市指定	北海道鉄道開通起点	小樽市手宮 1 丁目	昭和 41.11.03

出典：「北海道の文化財」（北海道教育委員会 HP：https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/bun-hogo-do-sitei.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「石狩市内の指定文化財」
（いしかり砂丘の風資料館 HP：https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/museum/、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「小樽市の文化財」（小樽市 HP：https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020101500016/、閲覧日：令和 5 年 8 月 28 日）

表3.2-68（2）　名勝の指定状況

分類	名称	所在地	指定年月日
国指定	ピリカノカ黄金山（ピンネタイオルシペ）	石狩市浜益区実田	平成 21.07.23

出典：「北海道の文化財」（北海道教育委員会 HP：https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/bun-hogo-do-sitei.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「石狩市内の指定文化財」
（いしかり砂丘の風資料館 HP：https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/museum/、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「小樽市の文化財」（小樽市 HP：https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020101500016/、閲覧日：令和 5 年 8 月 28 日）

図 3.2-37　史跡名勝天然記念物の指定状況

イ．埋蔵文化財の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺に存在する埋蔵文化財は表 3.2-69（1）～（7）及び図 3.2-38 に示すとおりである。石狩市に 220 件、小樽市に 102 件の埋蔵文化財が存在している。

表3.2-69（1）　埋蔵文化財の指定状況

No.	遺跡名	種別	時代	所在地
1	幌内遺跡	遺物包含地	不明	石狩市厚田区幌内
2	正眼寺遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市厚田区別狩
3	安田遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	石狩市厚田区別狩
4	ポンピラ遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	石狩市厚田区厚田171-1
5	古潭神社遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市厚田区古潭
6	山崎遺跡	遺物包含地	擦文、近世	石狩市厚田区古潭
7	松本遺跡	遺物包含地	続縄文(後半期)	石狩市厚田区古潭
8	キマキの沢遺跡	集落跡	縄文(中期)	石狩市厚田区古潭
9	濃昼A遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区濃昼
10	濃昼川左岸台地遺跡	遺物包含地	不明	石狩市厚田区濃昼
11	送毛遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区送毛
12	毘砂別3遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)	石狩市浜益区毘砂別
13	毘砂別2遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、擦文	石狩市浜益区毘砂別
14	毘砂別5遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	石狩市浜益区毘砂別
15	毘砂別4遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)	石狩市浜益区毘砂別
16	毘砂別砂丘A遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市浜益区毘砂別
17	毘砂別砂丘E遺跡	遺物包含地	-	石狩市浜益区毘砂別
18	毘砂別砂丘D遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区毘砂別
19	毘砂別砂丘B遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市浜益区毘砂別
20	毘砂別砂丘C遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市浜益区毘砂別
21	毘砂別遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、擦文	石狩市浜益区毘砂別
22	柏木南遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区柏木
23	柏木砂丘C遺跡	遺物包含地	縄文、擦文	石狩市浜益区柏木
24	柏木砂丘E遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市浜益区柏木
25	柏木D遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市浜益区柏木
26	柏木砂丘G遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市浜益区柏木
27	柏木砂丘F遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市浜益区柏木
28	柏木砂丘H遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)	石狩市浜益区柏木
29	柏木砂丘I遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市浜益区柏木
30	柏木C遺跡	遺物包含地	縄文(前期)	石狩市浜益区柏木
31	柏木砂丘A遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	石狩市浜益区柏木
32	柏木B遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市浜益区柏木
33	柏木A遺跡	集落跡	不明	石狩市浜益区柏木
34	床丹A遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区床丹
35	幌E遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市浜益区幌
36	幌D遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市浜益区幌
37	幌C遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市浜益区幌
38	幌B遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市浜益区幌
39	幌A遺跡	遺物包含地	縄文(後期)、縄文(晩期)	石狩市浜益区幌
40	幌川左岸台地遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区幌
41	室蘭沢B遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区幌
42	室蘭沢A遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区幌
43	群別B遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区群別
44	群別A遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市浜益区群別
45	群別C遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区群別
46	群別遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、続縄文	石狩市浜益区群別
47	適沢遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区浜益
48	川下砂丘A遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市浜益区川下
49	川下遺跡	集落跡	縄文(中期)、縄文(晩期)	石狩市浜益区川下
50	川下砂丘D遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市浜益区川下

出典：「北の遺跡案内」
（北海道 HP：https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/kitanoisekiannai.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表3.2-69（2）　埋蔵文化財の指定状況

No.	遺跡名	種別	時代	所在地
51	川下砂丘B遺跡	遺物包含地	続縄文	石狩市浜益区川下
52	川下砂丘C遺跡	遺物包含地	続縄文	石狩市浜益区川下
53	川下5遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市浜益区川下
54	川下6遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市浜益区川下
55	浜益中学校校庭遺跡	集落跡	縄文(中期)	石狩市浜益区川下
56	川下4遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市浜益区川下
57	川下3遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市浜益区川下
58	川下11遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)、続縄文、擦文	石狩市浜益区川下
59	川下7遺跡	遺物包含地	続縄文	石狩市浜益区川下
60	川下2遺跡	集落跡	縄文(中期)、縄文(晩期)、続縄文	石狩市浜益区川下
61	川下10遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区川下
62	川下9遺跡	遺物包含地	-	石狩市浜益区川下
63	川下8遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市浜益区川下
64	川下チャシ跡	チャシ跡	アイヌ	石狩市浜益区川下129,155地先
65	荘内藩ハママシケ陣屋跡	陣屋跡	近世	石狩市浜益区柏木1-24ほか,川下6-13ほか
66	茂生2遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区浜益
67	岡島チャシ跡	チャシ跡	アイヌ	石狩市浜益区浜益
68	岡島洞窟遺跡	洞穴遺跡	縄文、オホーツク、擦文	石狩市浜益区浜益664
69	茂生川左岸A遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区浜益
70	茂生川右岸B遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区浜益
71	茂生遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区浜益
72	床丹B遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市浜益区床丹
73	石狩高岡11遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡113-2･4･5
74	石狩高岡12遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡36-1,38-11
75	石狩高岡13遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡35-2
76	石狩高岡14遺跡	遺物包含地	不明	石狩市八幡町高岡13-7,18-4･5
77	石狩高岡15遺跡	遺物包含地	不明	石狩市八幡町高岡27-2
78	石狩高岡34遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡81-5
79	木村遺跡	集落跡	縄文(中期)	石狩市厚田区嶺泊
80	望来B遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市厚田区望来
81	正利冠遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市厚田区望来
82	望来A遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市厚田区望来
83	篠塚遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市厚田区望来
84	佐々木遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市厚田区聚富
85	成沢遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市厚田区聚富
86	井川遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市厚田区聚富
87	団体遺跡	遺物包含地	不明	石狩市厚田区聚富
88	上出遺跡	墳墓	アイヌ	石狩市厚田区聚富
89	知津狩遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市厚田区聚富
90	聚富北部遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市厚田区聚富
91	永井遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市厚田区聚富
92	土上遺跡	集落跡	擦文	石狩市厚田区聚富
93	伊豆原B遺跡	遺物包含地	不明	石狩市厚田区聚富
94	阿部遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	石狩市厚田区聚富
95	船附B遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	石狩市厚田区聚富
96	船附A遺跡	遺物包含地	縄文(前期)	石狩市厚田区聚富
97	嶺泊遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市厚田区嶺泊
98	藤川遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)	石狩市厚田区聚富
99	小滝遺跡	遺物包含地	縄文(前期)	石狩市厚田区聚富
100	藤川B遺跡	遺物包含地	不明	石狩市厚田区聚富

出典：「北の遺跡案内」
（北海道 HP：https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/kitanoisekiannai.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）

表3.2-69（3）　埋蔵文化財の指定状況

No.	遺跡名	種別	時代	所在地
101	西村遺跡	集落跡	続縄文	石狩市厚田区聚富
102	江本B遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	石狩市厚田区聚富
103	江本遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	石狩市厚田区聚富
104	伊豆原遺跡	遺物包含地	続縄文(後半期)	石狩市厚田区聚富
105	聚富川遺跡	集落跡	縄文(晩期)	石狩市厚田区聚富293-1,357-2
106	聚富川2遺跡	遺物包含地	続縄文(後半期)	石狩市厚田区聚富106-1,同地先
107	聚富川3遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)、続縄文(前半期)	石狩市厚田区聚富106-1地先
108	門脇遺跡	遺物包含地	不明	石狩市厚田区聚富
109	石狩高岡21遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡53-1
110	石狩高岡25遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡262-5
111	石狩高岡27遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡262-5
112	石狩高岡28遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡262-5
113	石狩高岡26遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡262-5
114	石狩高岡17遺跡	遺物包含地	不明	石狩市八幡町高岡106-1･2
115	石狩高岡16遺跡	遺物包含地	不明	石狩市八幡町高岡315-3･12･13
116	石狩高岡20遺跡	遺物包含地	縄文(前期)	石狩市八幡町高岡53-10
117	石狩高岡1遺跡	遺物包含地	縄文(前期)、縄文(中期)	石狩市八幡町高岡53-9
118	石狩高岡24遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡53-11
119	石狩高岡F遺跡	遺物包含地	縄文(前期)、縄文(中期)	石狩市北生振210-1～3
120	石狩高岡29遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市北生振240-2
121	石狩高岡30遺跡	遺物包含地	縄文(前期)、縄文(中期)	石狩市北生振241
122	石狩高岡31遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市北生振287-9
123	石狩高岡32遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市北生振287-2･4
124	石狩高岡18遺跡	遺物包含地	不明	石狩市八幡町高岡92-7･10･11･14～16･18,297-2･5
125	八幡町K遺跡	遺物包含地	不明	石狩市八幡町高岡289-1･4･12･20
126	石狩高岡9遺跡	遺物包含地	不明	石狩市八幡町高岡68-2,289-4･8･9･20
127	石狩高岡7遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市大字八幡町字高岡82-2,85-2
128	石狩高岡6遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡82-2･7
129	八幡町L遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(晩期)	石狩市八幡町高岡78-3,82-1･4～6,97-12
130	石狩高岡5遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡82-2･3
131	石狩高岡4遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡77-20,345-1･2･4
132	八幡町I遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)	石狩市八幡町高岡89-1･2･5
133	八幡町J遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市八幡町高岡24-2
134	石狩高岡33遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡25-2～4
135	石狩高岡19遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡266-1･2
136	石狩高岡18遺跡	遺物包含地	不明	石狩市八幡町高岡244-1･4･8
137	石狩高岡19遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市八幡町高岡57-2･5･7,537-1･3
138	石狩高岡H遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市八幡町高岡52-4
139	八幡町G遺跡	遺物包含地	-	石狩市八幡町高岡52-4
140	石狩高岡E遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	石狩市八幡町高岡90-3・12
141	石狩高岡D遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)	石狩市八幡町高岡90-1
142	生振72遺跡	遺物包含地	不明	石狩市生振173-2～5･13
143	生振114遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市生振655-5
144	生振71遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市生振582-1･4･6･8
145	生振B遺跡	遺物包含地	不明	石狩市美登位694-2･4･10
146	生振70遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市生振584-1･14･15
147	生振59遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市生振143-2･3･5･7
148	生振69遺跡	遺物包含地	不明	石狩市生振130-1･2･5･7
149	生振116遺跡	遺物包含地	不明	石狩市生振161-1･4
150	生振115遺跡	遺物包含地	不明	石狩市生振792-1･4･5,防風林

出典：「北の遺跡案内」
（北海道 HP：https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/kitanoisekiannai.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）

表3.2-69（4）　埋蔵文化財の指定状況

No.	遺跡名	種別	時代	所在地
151	生振68遺跡	遺物包含地	-	石狩市生振278,141-1～3
152	生振61遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	石狩市生振302-1･3･6,308-2
153	生振62遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	石狩市生振305-1～3
154	生振67遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市生振420-1･3･5･7
155	生振64遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市生振307-1～3･5･7
156	生振66遺跡	遺物包含地	縄文	石狩市生振65-1
157	生振63遺跡	遺物包含地	続縄文(後半期)	石狩市生振456-1･4･10･11･15～17･19
158	生振65遺跡	遺物包含地	縄文、続縄文、擦文	石狩市生振457-5･7～13,111-21
159	志美4遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	石狩市新港東1丁目54-11
160	志美2遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	石狩市新港東1丁目54-4･6
161	志美1遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	石狩市新港東1丁目51-1
162	志美3遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	石狩市新港東1丁目51-1
163	横田遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)、続縄文	石狩市船場町2-11,3-1,9-1・5,10-8・9,11-17,12-5,14-1,16-7,18-3,19-1,20-12,33-2・8,34-3,68-1
164	船場遺跡	遺物包含地	続縄文(後半期)	石狩市船場町29,30,31-4,船場町1,1-1～4・6,2,2-58・146～148,4-4,6-1,7-1・2・4・5,13-8,16-1～5,17-2・4・6,31-3,42-4・6,48,69-1・2,70-1・2,及び同地番地先河川敷地
165	若生2遺跡	遺物包含地	続縄文(後半期)	石狩市北生振198-1･14,490-6･20･24,及び同地番地先河川敷
166	若生C遺跡	遺物包含地	続縄文(後半期)、擦文	石狩市若生152-1･2,490-1,809,810-1～51,防風林
167	若生B遺跡	遺物包含地	続縄文(後半期)	石狩市若生19
168	若生遺跡	遺物包含地	不明	石狩市八幡町若生1-16･22,八幡1丁目1-24
169	紅葉山56号遺跡	遺物包含地	不明	石狩市花川南10条3丁目81,100～104,109～111,115～125
170	紅葉山42号遺跡	遺物包含地	続縄文	石狩市花川南9条3丁目200～247
171	樽川D遺跡	遺物包含地	続縄文(前半期)	石狩市花川南9条5丁目2
172	紅葉山44号遺跡	遺物包含地	-	石狩市花川南8条4丁目362(遊睦公園)
173	紅葉山55号遺跡	墳墓	縄文(晩期)、続縄文	石狩市花川南7条5丁目4-18(旧花畔村143,306)
174	紅葉山45号遺跡	遺物包含地	続縄文	石狩市花川南7条5丁目1
175	紅葉山33号遺跡	墳墓	続縄文(前半期)	石狩市花川南6条5丁目94･95
176	紅葉山46号遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)、続縄文、擦文	石狩市花川南4条5丁目9,6丁目4-1･2
177	花畔G遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)、続縄文(前半期)	石狩市花川南4条6丁目1･2
178	紅葉山52号遺跡	遺物包含地	アイヌ	石狩市花川南4条6丁目4-1地先 発寒川河川敷
179	紅葉山53号遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)、続縄文(前半期)	石狩市花川南5条6丁目1-1･2,4
180	花畔L遺跡	遺物包含地	不明	石狩市所在不明
181	樽川B遺跡	遺物包含地	縄文(後期)、続縄文(前半期)	石狩市花川南6条5丁目1(花川南小学校)
182	花畔B遺跡	遺物包含地	続縄文、擦文	石狩市花川南5条5丁目20～24,39～57,87～97,112,113,148～159,161,162,165,166,169
183	紅葉山25号B遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)、続縄文	石狩市花川南5条5丁目10～18,25～38,58～86,98～111,134～143
184	花畔K遺跡	遺物包含地	続縄文(前半期)	石狩市花川南4条5丁目19･20
185	花畔I遺跡	遺物包含地	続縄文(前半期)	石狩市花川南4条5丁目19
186	紅葉山43号遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(晩期)	石狩市花川南2条6丁目105～107,114,115,153～155,159,160,162,163
187	花畔F遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)	石狩市花川595-1・3～40
188	紅南公園遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市花川北1条6丁目2
189	紅葉山49号遺跡	集落跡	縄文(中期)、縄文(晩期)、擦文	石狩市花川424-1･3
190	花畔D遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市花川東1-55･56・619
191	紅葉山50号遺跡	墳墓	続縄文(後半期)	石狩市花川東1-30
192	花畔J遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市花川東1-13･19･578
193	花畔C遺跡	遺物包含地	縄文(後期)、続縄文(前半期)	石狩市花川東1-26･27
194	花畔A遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	石狩市緑苑台東2条1丁目9～72,128～130,500,501,600,601,緑苑台東2条2丁目6～13
195	上花畔1遺跡	遺物包含地	縄文(前期)、縄文(中期)	石狩市緑苑台東3条1丁目10～15,21～28,29-1・2,30-1,31,34,35,36-1・2・3,38,46～50,71,72,94～103,105-2
196	紅葉山51号遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市花川東2条3丁目28,31～35,37-1,38～43,44-1,45-1,46～49,54～59,61～74
197	花畔E遺跡	遺物包含地	縄文(前期)、縄文(中期)、縄文(後期)	石狩市花川東128-1･14
198	柏木砂丘B遺跡	遺物包含地	擦文	石狩市浜益区柏木
199	石狩高岡23遺跡	遺物包含地	不明	石狩市八幡町高岡86-13･14
200	石狩高岡22遺跡	遺物包含地	不明	石狩市八幡町高岡72-14,86-14

出典：「北の遺跡案内」
（北海道 HP：https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/kitanoisekiannai.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）

表3.2-69（5）　埋蔵文化財の指定状況

No.	遺跡名	種別	時代	所在地
201	花畔H遺跡	遺物包含地	続縄文	石狩市花川南4条6丁目12･17
202	紅葉山47号遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	石狩市花川南4条5丁目
203	古潭浜遺跡	遺物包含地	縄文(早期)	石狩市厚田区古潭
204	生振A遺跡	遺物包含地	-	石狩市北生振378-1～3･9
205	生振60遺跡	墳墓	縄文(後期)	石狩市生振370-1～3
206	多田遺跡	集落跡	擦文、近世	石狩市厚田区古潭
207	濃昼B遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区濃昼
208	室蘭沢C遺跡	遺物包含地	不明	石狩市浜益区幌
209	ゴショの沢遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)	石狩市厚田区古潭
210	石狩高岡2遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市八幡町高岡52-4
211	石狩高岡C遺跡	遺物包含地	縄文(後期)、縄文(晩期)	石狩市八幡町高岡9-2,64-2･5,100-2～5他
212	石狩高岡8遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市八幡町高岡53-2・3･5
213	生振C遺跡	遺物包含地	縄文(後期)、縄文(晩期)	石狩市生振370-1～3
214	生振D遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市生振328-1･2,329-3～5他
215	生振F遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)	石狩市大字生振村309-2,310-1･2･5･8,795-2
216	生振E遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、アイヌ	石狩市生振149-1･2･4,277-2･3･7他
217	聚富川口遺跡	集落跡	近世、近代	石狩市厚田区聚富531-4・5,618-6・8,622-3
218	聚富川尻遺跡	遺物包含地	不明	石狩市厚田区聚富
219	加藤遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	石狩市厚田区聚富
220	八幡町A遺跡	集落跡	不明	石狩市厚田区聚富
221	忍路8遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市忍路2丁目119-2
222	忍路9遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市忍路2丁目96
223	忍路20遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	小樽市忍路2丁目56-1
224	桃内トンネル上遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	小樽市桃内1丁目121-1～4,122,123,忍路1丁目56
225	塩谷1遺跡	遺物包含地	不明	小樽市塩谷2丁目554-1,558-1･2,559-1～5
226	桃内川右岸遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)、擦文	小樽市桃内1丁目49-2
227	桃内海岸遺跡	遺物包含地	擦文	小樽市桃内1丁目85-1･2
228	桃内西尾根遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)	小樽市桃内1丁目215
229	桃内4遺跡	遺物包含地	不明	小樽市桃内2丁目5,6
230	桃内5遺跡	遺物包含地	不明	小樽市桃内1丁目186-6,259,鉄道用地
231	桃内2遺跡	遺物包含地	不明	小樽市桃内1丁目120-10,355～357
232	桃内1遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市桃内1丁目338-1･2･5
233	忍路21遺跡	遺物包含地	不明	小樽市忍路2丁目18-1
234	塩谷9遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	小樽市塩谷2丁目281,282-1･2,283
235	塩谷8遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	小樽市塩谷2丁目492-1
236	ポンモイチャシ	チャシ跡	縄文、アイヌ	小樽市塩谷1丁目269
237	ホッケ澗3遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	小樽市塩谷1丁目349-1
238	塩谷4遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	小樽市塩谷1丁目81-1
239	塩谷3遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	小樽市塩谷1丁目129-13
240	塩谷6遺跡	遺物包含地	不明	小樽市塩谷2丁目17-10
241	塩谷小学校グランド裏遺跡	遺物包含地	縄文(後期)、縄文(晩期)	小樽市塩谷2丁目128,129,130-1,131-1
242	塩谷伍助沢遺跡	遺物包含地	縄文(前期)、縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)	小樽市塩谷3丁目175-1･2
243	伍助沢2遺跡	遺物包含地	縄文(早期)、縄文(前期)	小樽市塩谷3丁目173-1･6
244	伍助沢3遺跡	遺物包含地	旧石器	小樽市塩谷3丁目164-1･2,165-1～9,166-1･3～5･10～12,169-1～3,170,175-23･28
245	塩谷5遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	小樽市塩谷1丁目75-1
246	塩谷7遺跡	遺物包含地	縄文、擦文	小樽市塩谷3丁目22
247	オタモイ1遺跡	遺物包含地	不明	小樽市オタモイ3丁目36-9
248	オタモイ2遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	小樽市オタモイ1丁目181
249	旭町遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市旭町1-1
250	苗圃遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	小樽市幸1丁目

出典：「北の遺跡案内」
（北海道 HP：https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/kitanoisekiannai.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）

表3.2-69（6）　埋蔵文化財の指定状況

No.	遺跡名	種別	時代	所在地
251	幸1遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	小樽市幸1丁目1-4･5,4-4･5･8･9,5-3･4
252	豊川町1遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市豊川町12-3･14･26～29･55･60･64･90･113･114～116
253	旭ヶ丘遺跡	遺物包含地	不明	小樽市富岡1丁目38
254	奥沢遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	小樽市奥沢4丁目191
255	忍路25遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	小樽市忍路1丁目427
256	忍路19遺跡	遺物包含地	不明	小樽市忍路1丁目448-3･5･6･8･9,449-1～3
257	忍路18遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市忍路1丁目248-2
258	忍路神社遺跡	遺物包含地	縄文、続縄文	小樽市忍路1丁目345-2,412,414,453-13,456-11～13･16･40,495,595-2
259	忍路17遺跡	遺物包含地	不明	小樽市忍路1丁目391,392-1･2,457-1,464-1～4,466-1,467,469,589,603
260	忍路14遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市蘭島1丁目78,79-2･5･6,80,忍路1丁目524
261	遺跡名	種別	時代	所在地
262	忍路遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)	小樽市忍路2丁目195-1・2,196-1・2,197,198-1・2
263	忍路13遺跡	遺物包含地	縄文(後期)、縄文(晩期)	小樽市忍路1丁目,2丁目198-1,201-3
264	忍路23遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	小樽市蘭島1丁目55
265	忍路24遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	小樽市蘭島1丁目116
266	忍路12遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市忍路1丁目153,154-1
267	チブタシナイ3遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)、続縄文	小樽市蘭島2丁目214-1･2
268	忍路4遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市忍路2丁目119-8･9,220-1･2
269	忍路3遺跡	遺物包含地	不明	小樽市忍路2丁目138,139,140
270	忍路2遺跡	遺物包含地	不明	小樽市忍路2丁目142-1･2
271	蘭島餅屋沢3遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	小樽市蘭島2丁目313-1～37
272	チブタシナイ2遺跡	遺物包含地	続縄文(後半期)、擦文	小樽市蘭島1丁目130
273	蘭島餅屋沢4遺跡	遺物包含地	続縄文	小樽市蘭島2丁目122-1
274	オンネナイ遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(晩期)	小樽市天神3丁目282-2
275	天満宮裏遺跡	遺物包含地	擦文	小樽市天神1丁目31-1
276	柾里川遺跡	遺物包含地	不明	小樽市新光2丁目4-2
277	柾里川河口右岸遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(晩期)、続縄文	小樽市朝里4丁目55
278	船浜遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)、続縄文	小樽市船浜町155-1･6･7,157-1･4･5
279	若竹遺跡	遺物包含地	近世	小樽市若竹
280	手宮洞窟	洞穴遺跡	続縄文	小樽市手宮1丁目26-1
281	北高島貝塚	貝塚	不明	小樽市高島
282	豊井浜遺跡	遺物包含地	縄文(晩期)	小樽市祝津1丁目85-4
283	銭函遺跡	遺物包含地	擦文	小樽市銭函2丁目599-2
284	桂岡遺跡	遺物包含地	旧石器	小樽市桂岡町229-2
285	春香町洞穴遺跡	洞穴遺跡	縄文(晩期)	小樽市春香町38-2
286	豊倉遺跡	配石遺構	不明	小樽市朝里川温泉1丁目367
287	春香遺跡	配石遺構	不明	小樽市春香町23-4,27-1～4･8
288	新光町遺跡	配石遺構	不明	小樽市新光町5丁目32-2・3・4
289	桜町台地遺跡	遺物包含地	縄文(前期)、縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)	小樽市望洋台1丁目3-168
290	桜チャシ	チャシ跡	アイヌ	小樽市望洋台1丁目3-168
291	張碓遺跡	チャシ跡	アイヌ	小樽市張碓町29-1･4,31
292	桜1遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)	小樽市望洋台2丁目14・15・16
293	桜2遺跡	遺物包含地	縄文(中期)	小樽市望洋台2丁目17・18
294	忍路10遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市忍路1丁目13-1・2,32,40-2
295	桃内3遺跡	遺物包含地	不明	小樽市桃内1丁目250,262
296	忍路15遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市忍路1丁目500-2･3,505～508
297	忍路16遺跡	遺物包含地	不明	小樽市忍路1丁目479-1･2,483-1･2
298	忍路22遺跡	遺物包含地	不明	小樽市忍路1丁目260
299	ホッケ澗遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)、続縄文(前半期)、擦文	小樽市塩谷1丁目291-3･4,296-4･5,307-1･2,309,310-1～4･13,317-1～4,316-4～7,431-5～7
300	ホッケ澗2遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市塩谷1丁目320,321-5･6

出典：「北の遺跡案内」
（北海道 HP：https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/kitanoisekiannai.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）

表3.2-69（7）　埋蔵文化財の指定状況

No.	遺跡名	種別	時代	所在地
301	文庫歌遺跡	遺物包含地	縄文(後期)、縄文(晩期)、擦文	小樽市塩谷1丁目30-1･2,293-20,539-6～10･12･14･15･17～19,593-19,594-1,595-1･2･5･9,596-1･2･5～7･11,597-1・2・4,598-1・2・4～9,599-1・2・6・7,600-1・3,601-1･2,602-2・4,塩谷2丁目116-1・2,293-27・28,294-1・2,295,296,297-1・2,299～304,308-2,355-1･2,356-1～3,357-1,358-1・3,360-1,361-2,362-2,363,364-1～3,365-1・2,367,368,370,372,373,374-1～3,375,377～379,381,382,383-1～3,384-1～9,385-1～6・9,386-1・3～8,387-1・3・4,389,391-2・3,392,393-1～3,394-1・2,395～397,398-1,399-1,401,402-1,403,405-8・9,406-1・4～9・12・22,419-2,420～423,424-1・2,425-1～3,426,427-4
302	桃内遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市桃内1丁目37-1･2,57-1･2,58-2,59-1,60～62,63-2,65,67,70,71-1,120-59,159
303	塩谷2遺跡	遺物包含地	不明	小樽市塩谷2丁目458,547,548
304	桃内貝塚	貝塚	縄文(晩期)、続縄文、アイヌ	小樽市桃内1丁目95-1,104-1･2,105,109,110-1～3,111-2･4,153
305	忍路土場遺跡	遺物包含地	縄文(早期)、縄文(前期)、縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)	小樽市忍路2丁目142-1,143-1・3・4・6,144-1・4～6,148-1,151-3・4,152-1・4,168-1,169-1・2
306	忍路環状列石	配石遺構	縄文(後期)	小樽市忍路2丁目118-2・3・5・7・15・16,119-1・7,142-4,143-2,144-3,170-1・3・5・6・8
307	忍路6遺跡	遺物包含地	縄文	小樽市忍路2丁目181～185,199-1～3
308	忍路11遺跡	遺物包含地	縄文(後期)、続縄文、擦文、近世	小樽市忍路1丁目13-1･3,17,18,19-1,23,30
309	忍路7遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	小樽市忍路2丁目68-1～10,69,70,72-1・2,73-1～4,74,76,77,110,110-2,111,111-2,112-1・2,113-1～5,114-2,115～117,117-1・2,118-1・2
310	忍路5遺跡	遺物包含地	縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)、続縄文、擦文	小樽市忍路2丁目204-1･2,205-1･2,206
311	地鎮山環状列石	配石遺構	縄文(後期)、縄文(晩期)	小樽市忍路2丁目178-2･5・6,179-1～6,265,266,267-1・2
312	チブタシナイ遺跡	墳墓	続縄文、擦文	小樽市蘭島2丁目8-1･3～7,9-1～3,10-1･3
313	蘭島遺跡	集落跡	続縄文(後半期)、擦文	小樽市蘭島1丁目,蘭島2丁目15-1・12～28・33・39～43,22-2・3・5・6,23,24-1・5・6,25,25-1～4,26-1,27-2,28-2,29-2,30-1・2,31-1,32-1,33-1・2,34,35-1・3・4,36-1・4・5,37,38-1・3・4,39-1,40-1・2,43,44-1～3,45-1・4・5,46-1～3,47-1・3,48-1,49-1,50-1
314	蘭島餅屋沢遺跡	集落跡	縄文(後期)、縄文(晩期)、続縄文、擦文	小樽市蘭島町1丁目344-1・2,345-1・2,346-1・4・5,347-1～19,349-4・8・9・11～19,350-2・3・5,353-1,蘭島2丁目54-1～9,55,55-1～3,56-1～3,57-1～3,58～62,63-1・3,64～66,75～77,86,87-1・11～17・19
315	蘭島2遺跡	遺物包含地	縄文(後期)、縄文(晩期)	小樽市蘭島2丁目130～133,134-1,135,136,165
316	蘭島餅屋沢2遺跡	遺物包含地	縄文(後期)、縄文(晩期)、続縄文	小樽市蘭島2丁目81-2･3,82,83,84-1,85,86,99,100,224～231,236-4
317	西崎山ストーンサークル遺跡	配石遺構	縄文(後期)、縄文(晩期)	小樽市蘭島2丁目74,75,78,79-1･2,80-1･2,81-2･3,82,229,231～233,234-1,235
318	恵比須神社遺跡	貝塚	縄文(中期)、縄文(後期)	小樽市祝津3丁目140,143,159
319	恵比須神社下遺跡	遺物包含地	縄文(後期)	小樽市祝津3丁目137～139,159～161,163,164,326～329
320	赤岩山神社遺跡	遺物包含地	不明	小樽市祝津3丁目349～351
321	手宮公園遺跡	遺物包含地	縄文、続縄文	小樽市手宮1丁目26-9,手宮2丁目1-1･2
322	手宮公園下遺跡	集落跡	縄文(前期)、縄文(中期)、縄文(後期)、縄文(晩期)、続縄文(前半期)	小樽市手宮2丁目2・3
323	柾里川河口左岸遺跡	遺物包含地	不明	小樽市朝里3丁目16-35～41,106-1～4国有地

出典：「北の遺跡案内」
（北海道 HP：https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/kitanoisekiannai.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）

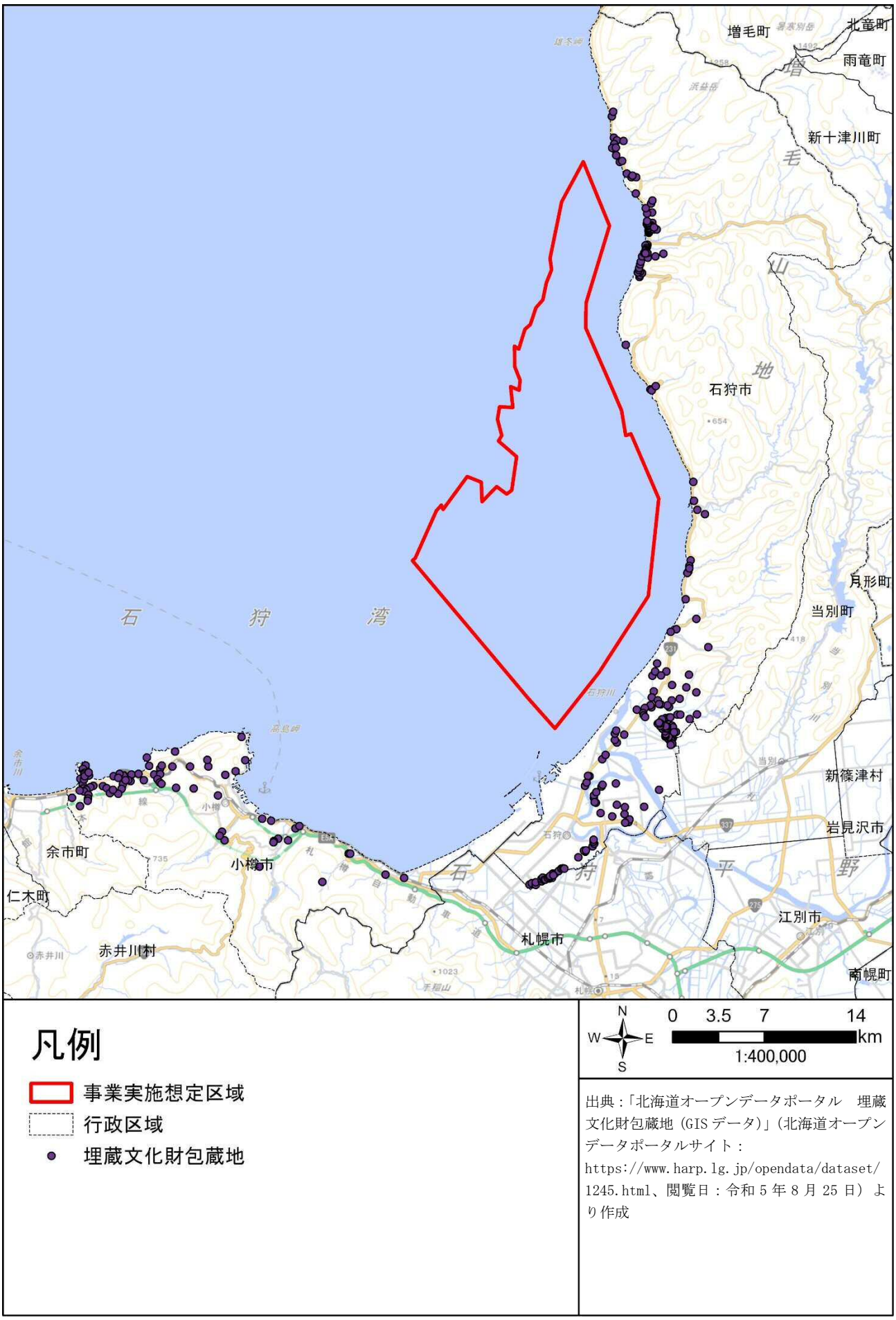

図 3.2-38　埋蔵文化財包蔵地

(3) 都市計画・景観保全関係

ア. 都市計画区域

事業実施想定区域及びその周辺における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく都市計画区域の指定状況は図 3.2-39 に示すとおりである。事業実施想定区域の周辺の石狩市及び小樽市においては「市街化区域」、「市街化調整区域」が存在している。

イ. 風致地区

事業実施想定区域及びその周辺における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく風致地区の指定はない。

ウ. 緑地保全地域

事業実施想定区域及びその周辺における「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく緑地保全地域の指定はない。

エ. 自然再生事業実施計画・自然再生協議会

事業実施想定区域及びその周辺においては「自然再生推進法」（平成 14 年法律第 148 号）に基づく自然再生事業実施計画及び自然再生協議会はない。

オ. 景観法等の指定地域

事業実施想定区域及びその周辺における「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観計画区域は図 3.2-40 に示すとおりである。

石狩市全域が「景観法」に基づき定められた「北海道景観計画」（平成 20 年 6 月（令和 4 年 9 月一部変更）による景観計画地域に指定されており、一定の規模を超える風力発電設備及び太陽光発電設備の新設、増築、改築、移転行為は景観法第 16 条第 1 項の届出を要する行為とされている。

また、小樽市及び札幌市は景観行政団体に指定されており、各市への届出が必要である。

カ. 重要伝統的建造物群保存地区等の指定

事業実施想定区域及びその周辺における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観の指定はない。

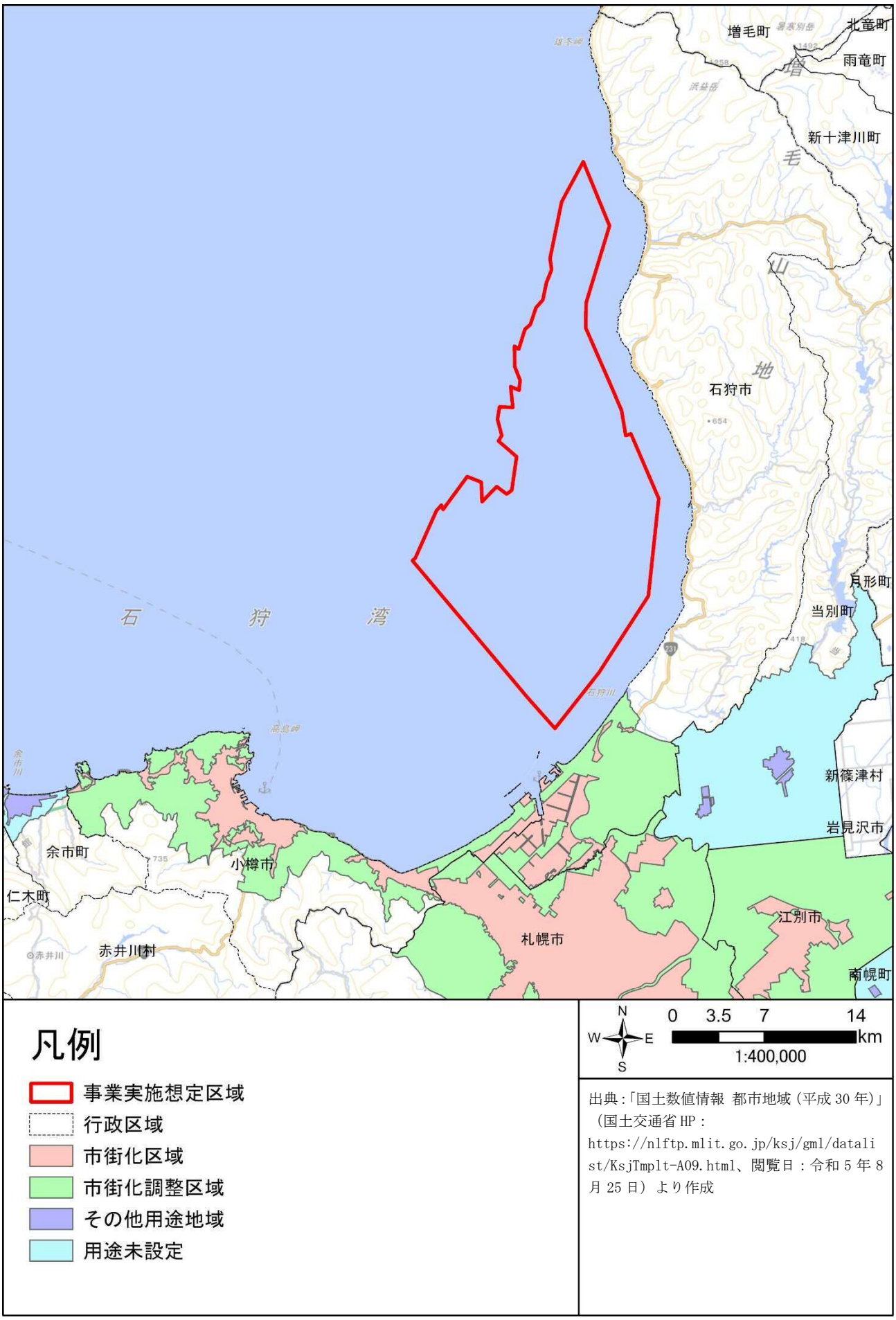

図 3.2-39　都市計画区域の指定状況

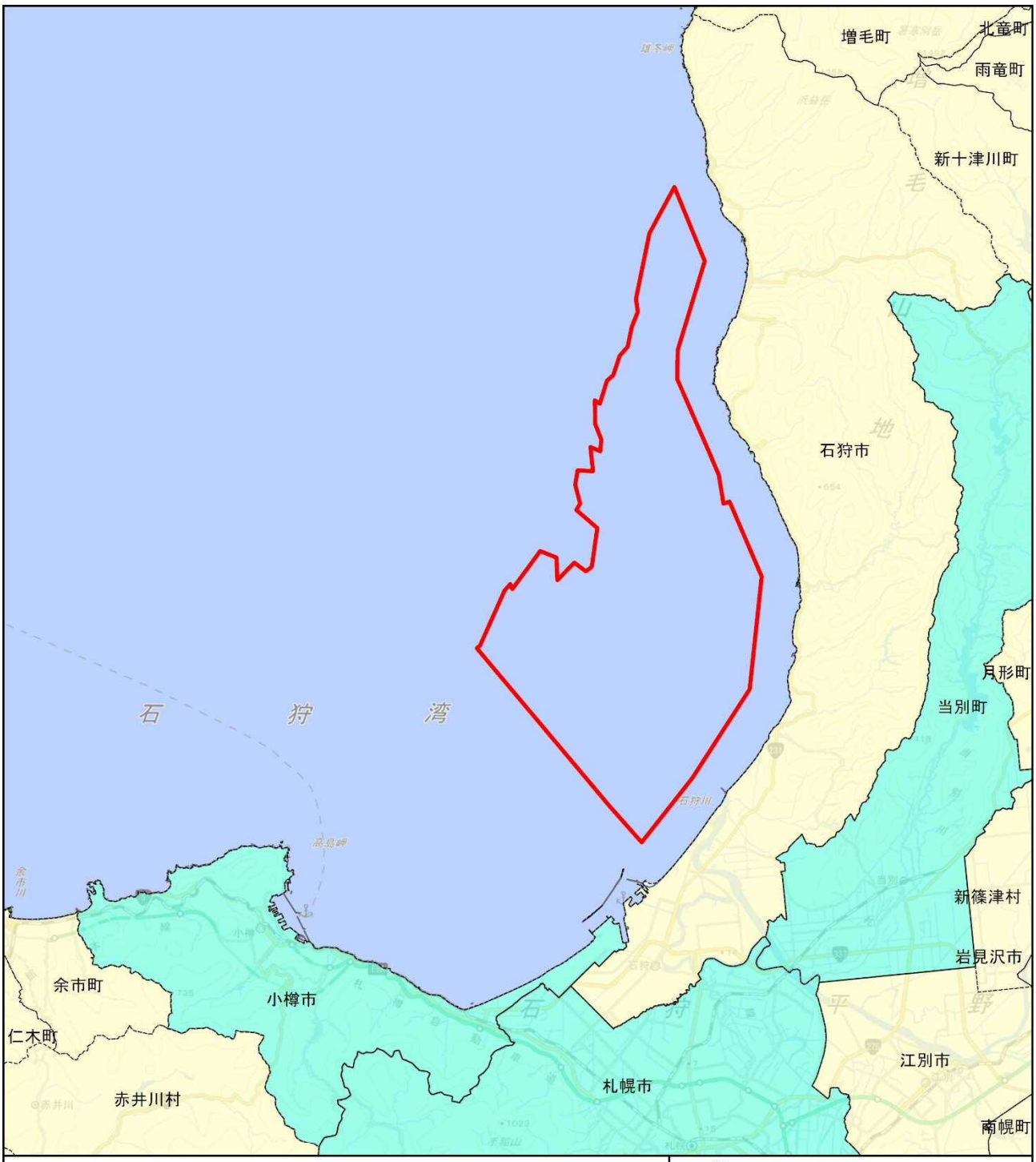

凡例

事業実施想定区域

行政区域

区分

北海道景観計画区域

景観行政団体

N W E S 0 3.5 7 14 km

1:400,000

出典：「国土数値情報 景観計画区域（平成26年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A35a.html、閲覧日：令和5年8月25日）より作成

図3.2-40　景観計画区域の指定状況

(4) 国土防災関係ほか

ア. 保安林の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺において図 3.2-41 に示すとおり、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）に基づく保安林が指定されている。

イ. 砂防指定地の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺において、図 3.2-42 に示すとおり、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく砂防指定地が指定されている。

ウ. 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺において、図 3.2-43 に示すとおり、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。

エ. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺において、図 3.2-44 に示すとおり「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土砂災害警戒区域が指定されている。

オ. 地すべり防止区域の指定状況

事業実施想定区域及びその周辺において、図 3.2-45 に示すとおり、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく地すべり防止区域が指定されている。

カ. 農用地区域・農業地域

事業実施想定区域及びその周辺において、図 3.2-46 に示すとおり「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく農用地区域及び農業地域が指定されている。

キ. 海岸保全区域の指定状況

事業実施想定区域周辺の自治体において、図 3.2-47 に示すとおり、「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく海岸保全区域が指定されている。事業実施想定区域及びその周辺における海岸保全区域は図 3.2-47 に示すとおりである。

ク. 港湾区域

事業実施想定区域及びその周辺において、図 3.2-48 に示すとおり「港湾法」（昭和 25 年法律第 218 号、最終改正：令和 4 年 11 月 18 日）に基づく港湾区域が指定されている。

ケ. 港則法区域

事業実施想定区域及びその周辺において、図 3.2-48 に示すとおり「港則法」（昭和 23 年法律

第 174 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく港則法区域が指定されている。

コ. 漁港

事業実施想定区域及びその周辺において、図 3.2-48 に示すとおり「漁港漁場整備法」（昭和 25 年法律第 137 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく漁港が指定されている。

サ. 保護水面

事業実施想定区域及びその周辺において、図 3.2-48 に示すとおり「水産資源保護法」（昭和 26 年法律第 313 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく保護水面が指定されている。

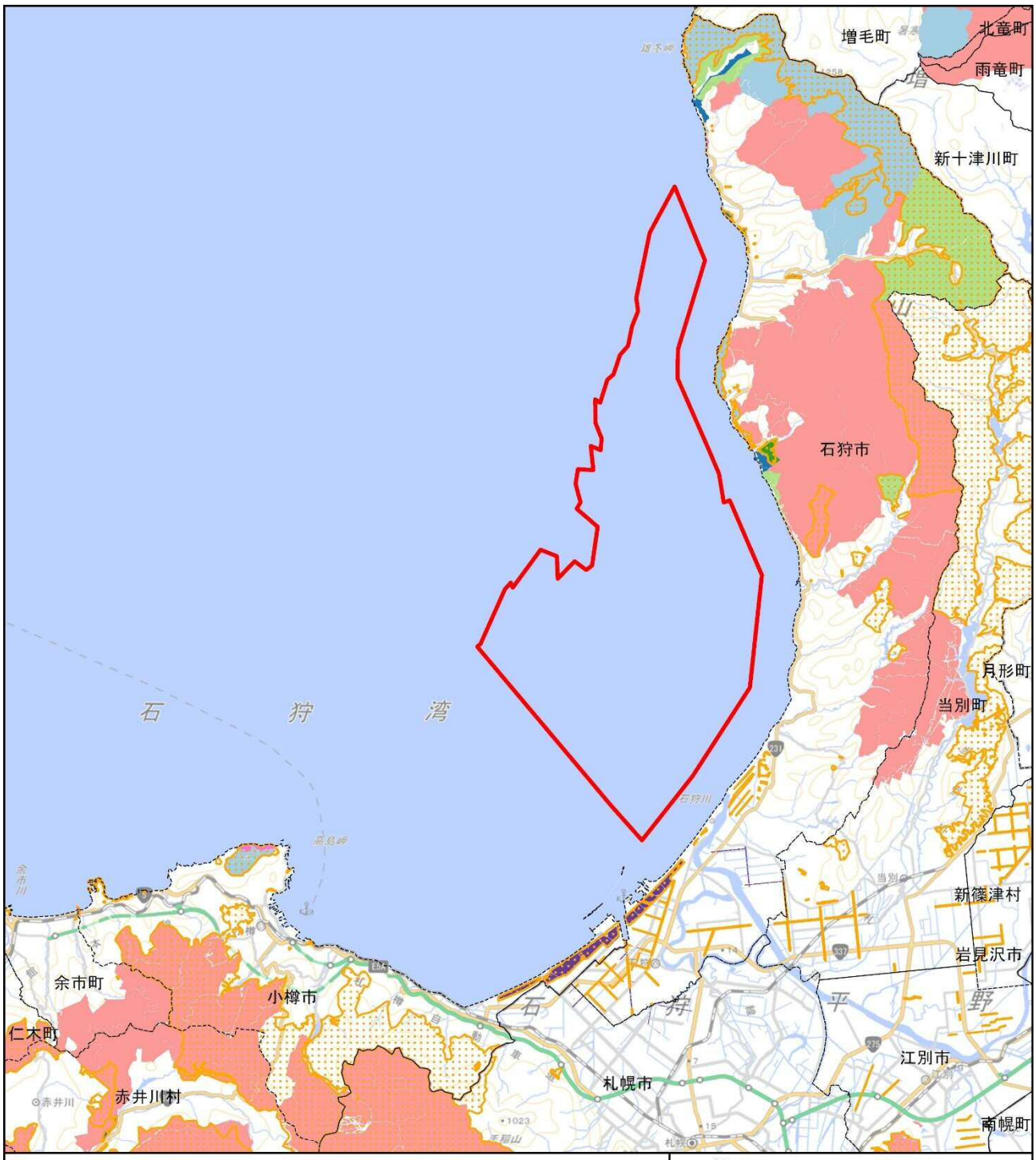

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 保安林
- 保健保安林
- 土砂崩壊防備保安林
- 土砂流出防備保安林
- 干害防備保安林
- 水源かん養保安林
- 航行目標保安林
- 防風保安林
- 魚つき保安林

出典：「国土数値情報 森林地域（平成 23 年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13-v3_2.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）
「国土数値情報 国有林野（平成 30 年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13-v3_2.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）より作成

図3.2-41　保安林の指定状況

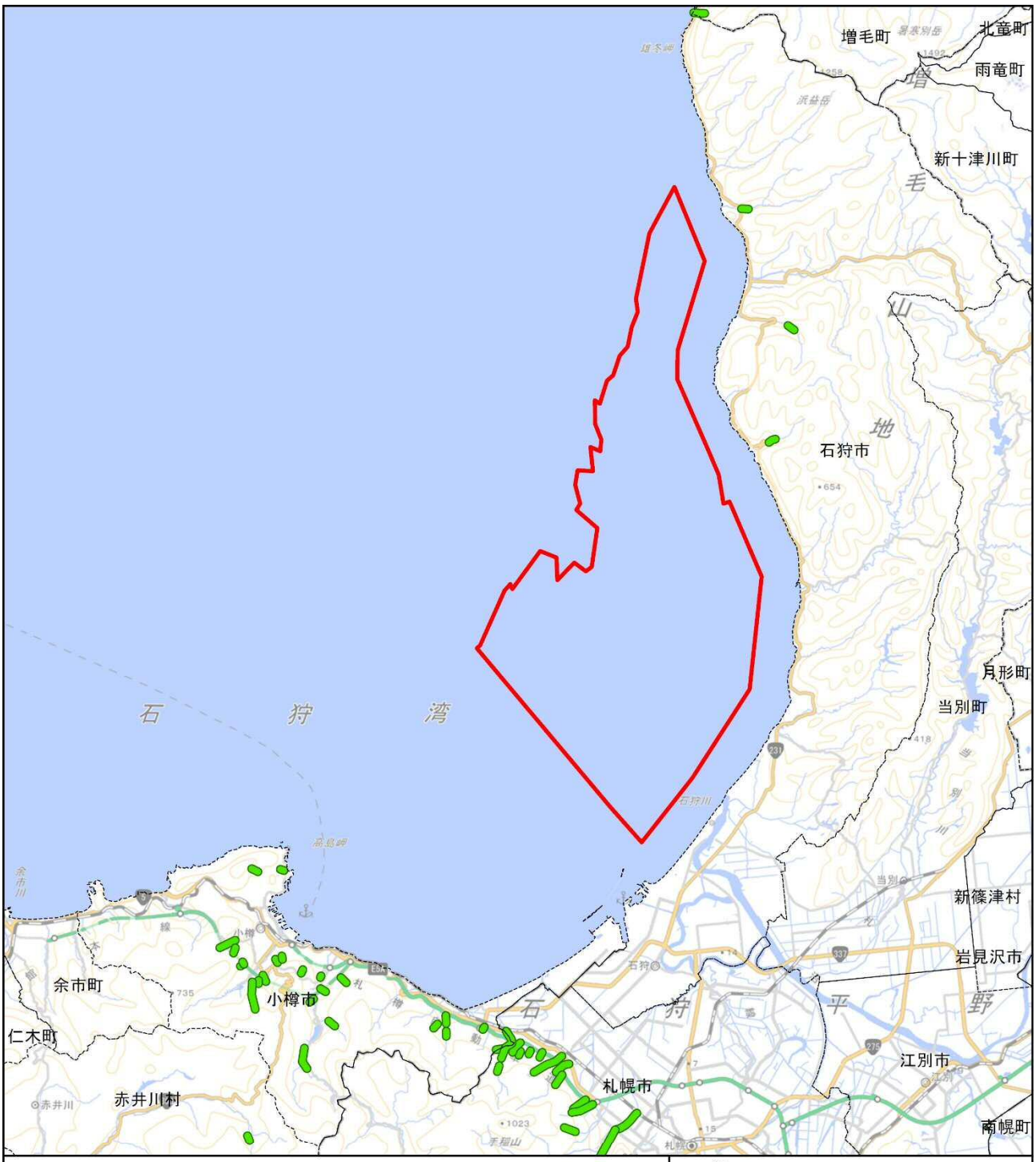

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 砂防指定地

N
W E
S

0 3.5 7 14 km

1:400,000

出典：「国土調査 20 万分の 1 土地保全基本調査」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_20-1.html、閲覧日：令和 5 年 8 月 25 日）より作成

図3.2-42　砂防指定地の指定状況

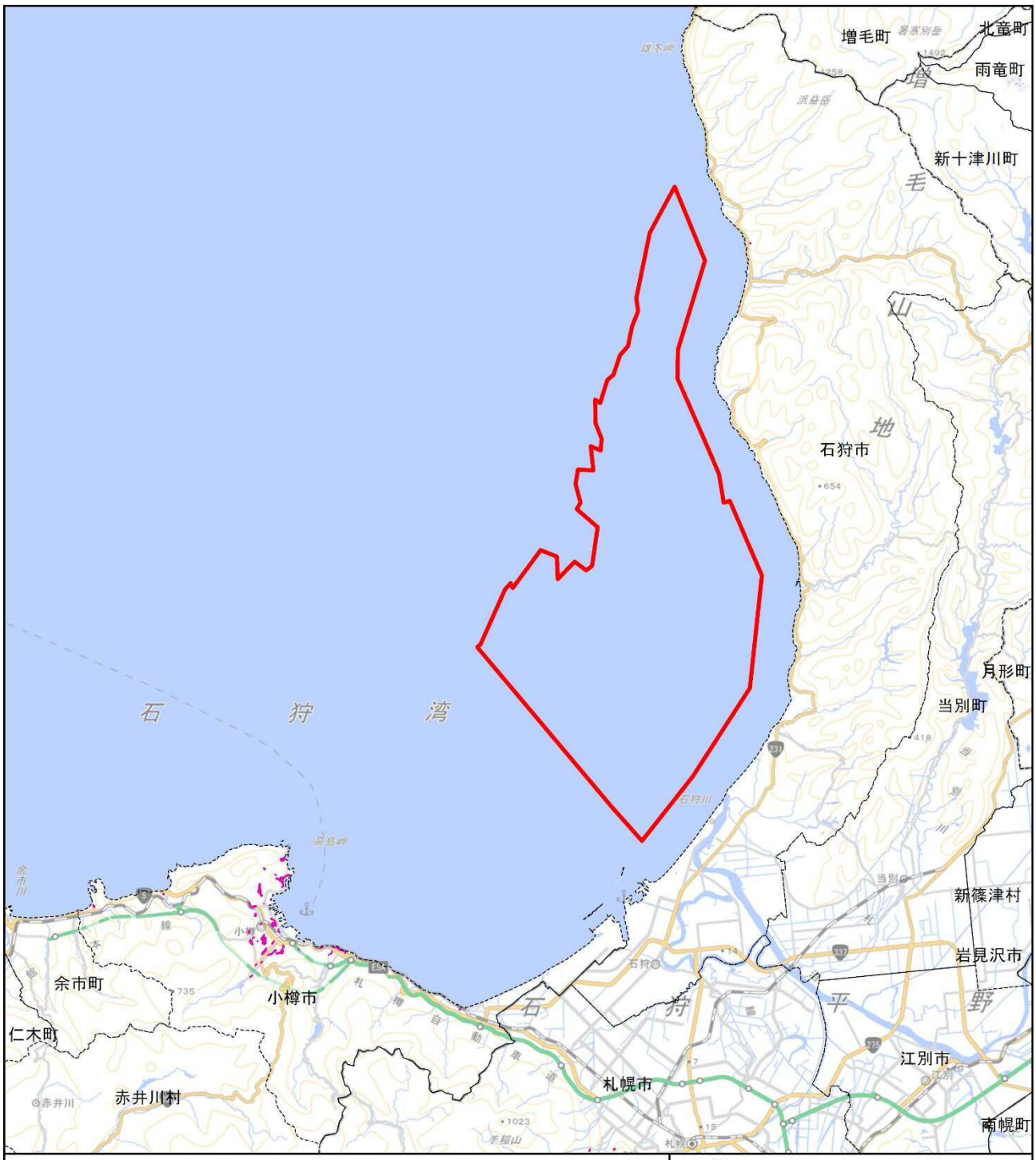

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

出典：「国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域（令和３年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A47-v1_1.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）より作成

図3.2-43　急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

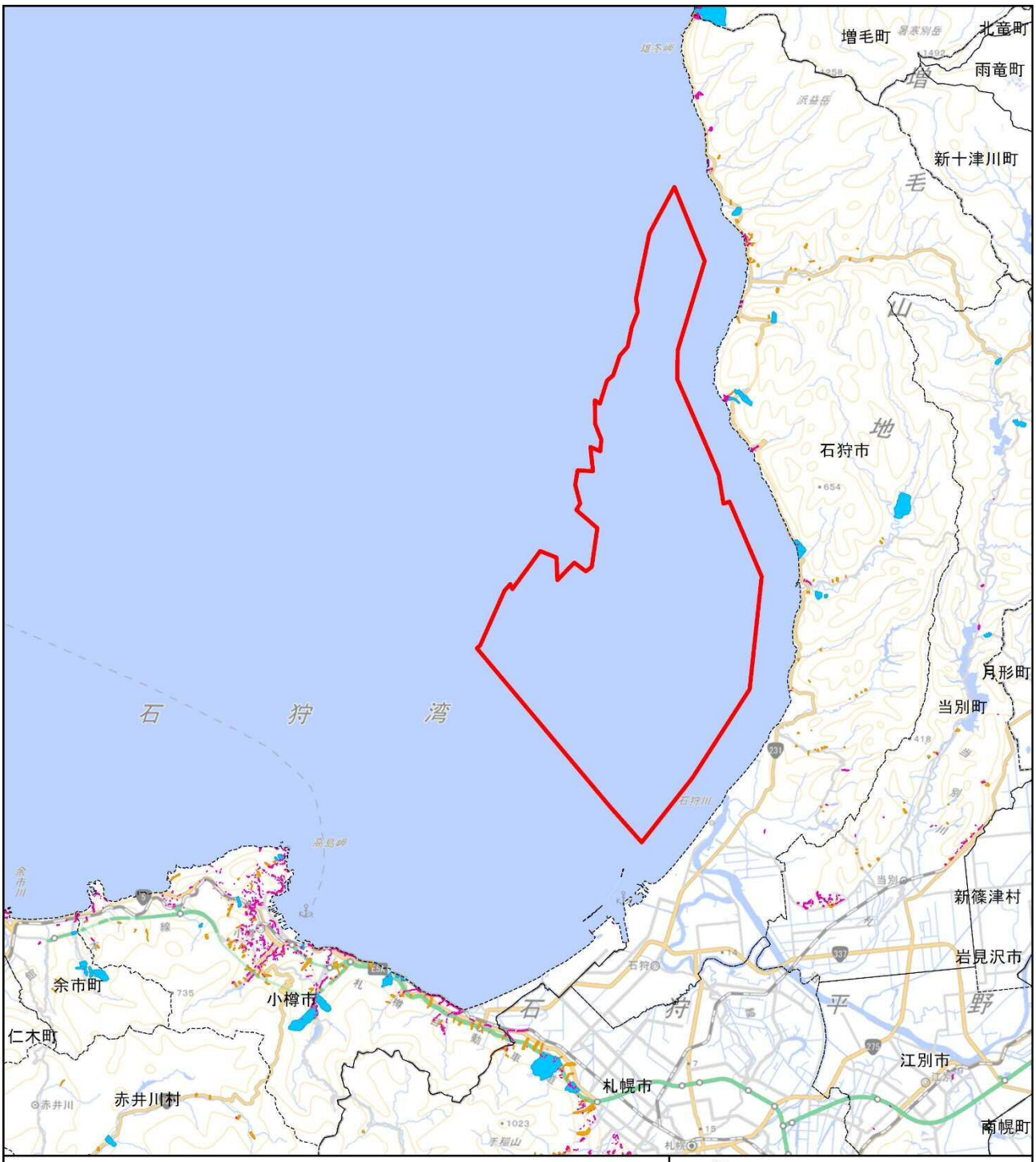

凡例

事業実施想定区域

行政区域

区分

急傾斜地の崩壊

土石流

地滑り

N W E S

0 3.5 7 14 km

1:400,000

出典:「国土数値情報 土砂災害警戒区域(令和3年)」(国土交通省HP:https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A33-v2_0.html、閲覧日:令和5年8月25日)より作成

図3.2-44　土砂災害警戒区域の指定状況

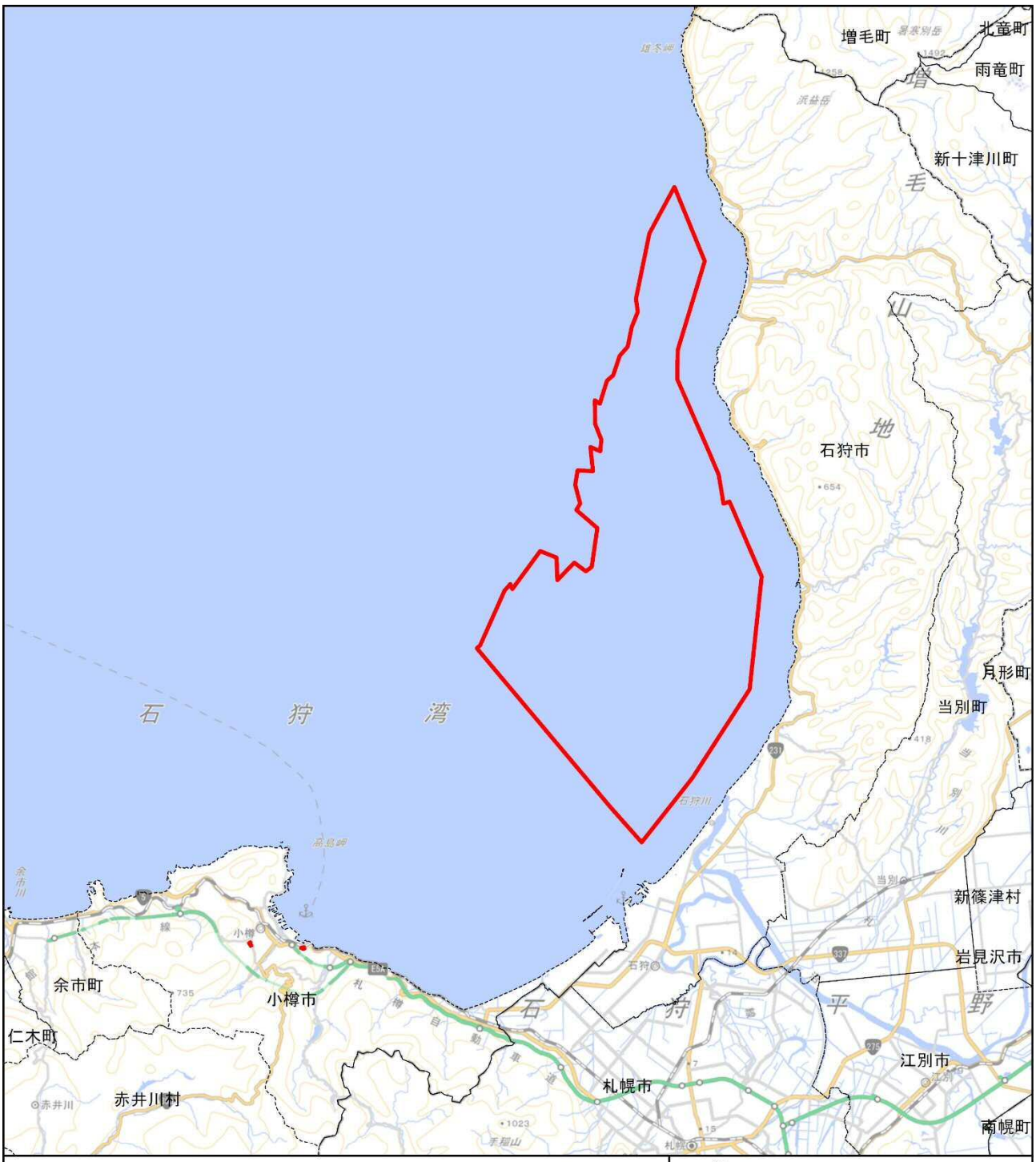

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 地すべり防止区域

N W E S

0 3.5 7 14 km

1:400,000

出典：「国土数値情報 地すべり防止区域（令和３年）」（国土交通省 HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A46-v1_1.html、閲覧日：令和５年８月 25 日）より作成

図3.2-45　地すべり防止区域の指定状況

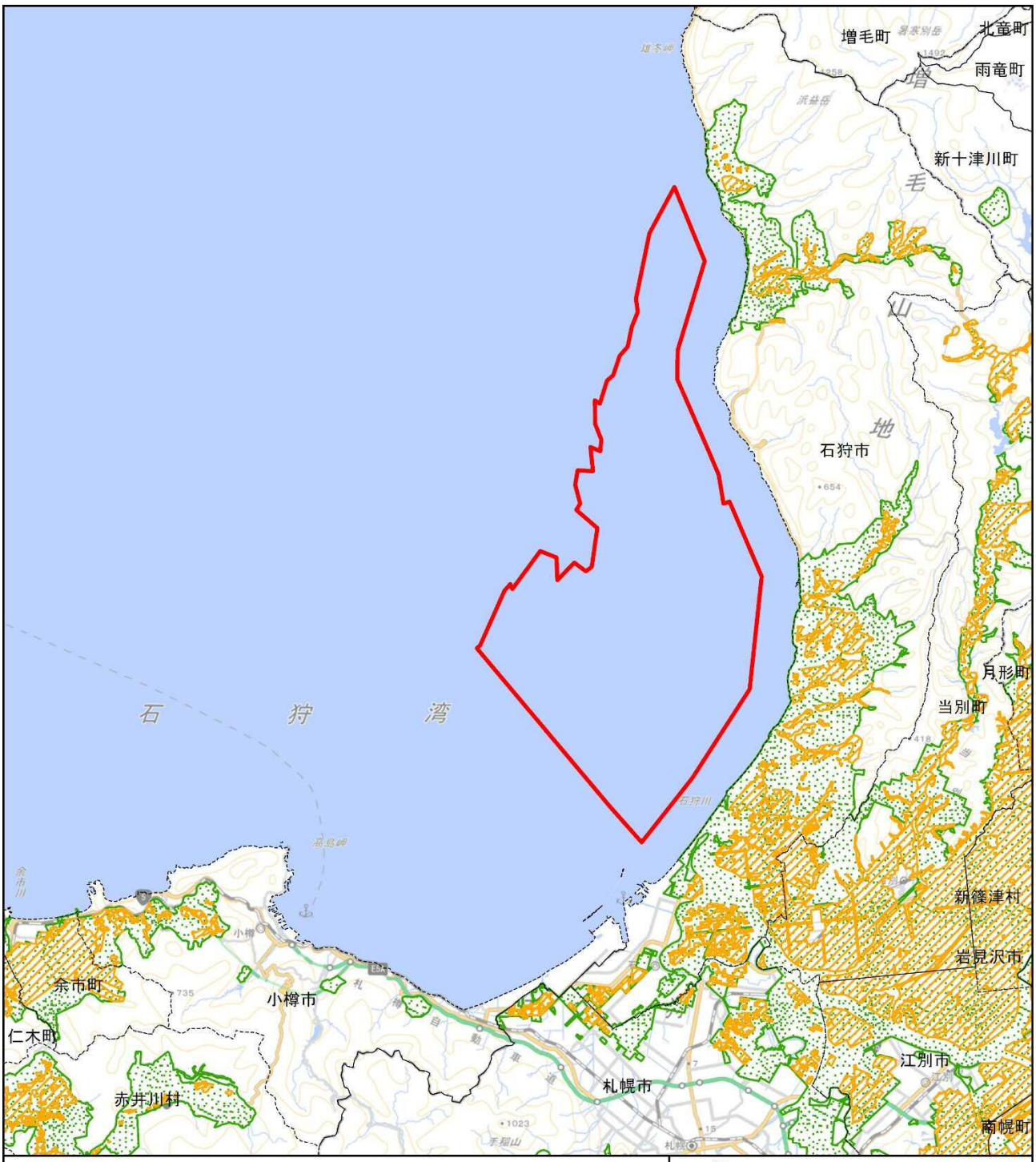

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 農業地域
- 農用地区域

N W E S 0 3.5 7 14 km
1:400,000

出典：「国土数値情報 農業地域（平成27年）」（国土交通省HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html、閲覧日：令和5年8月25日）より作成

図3.2-46　農用地区域・農業地域の指定状況

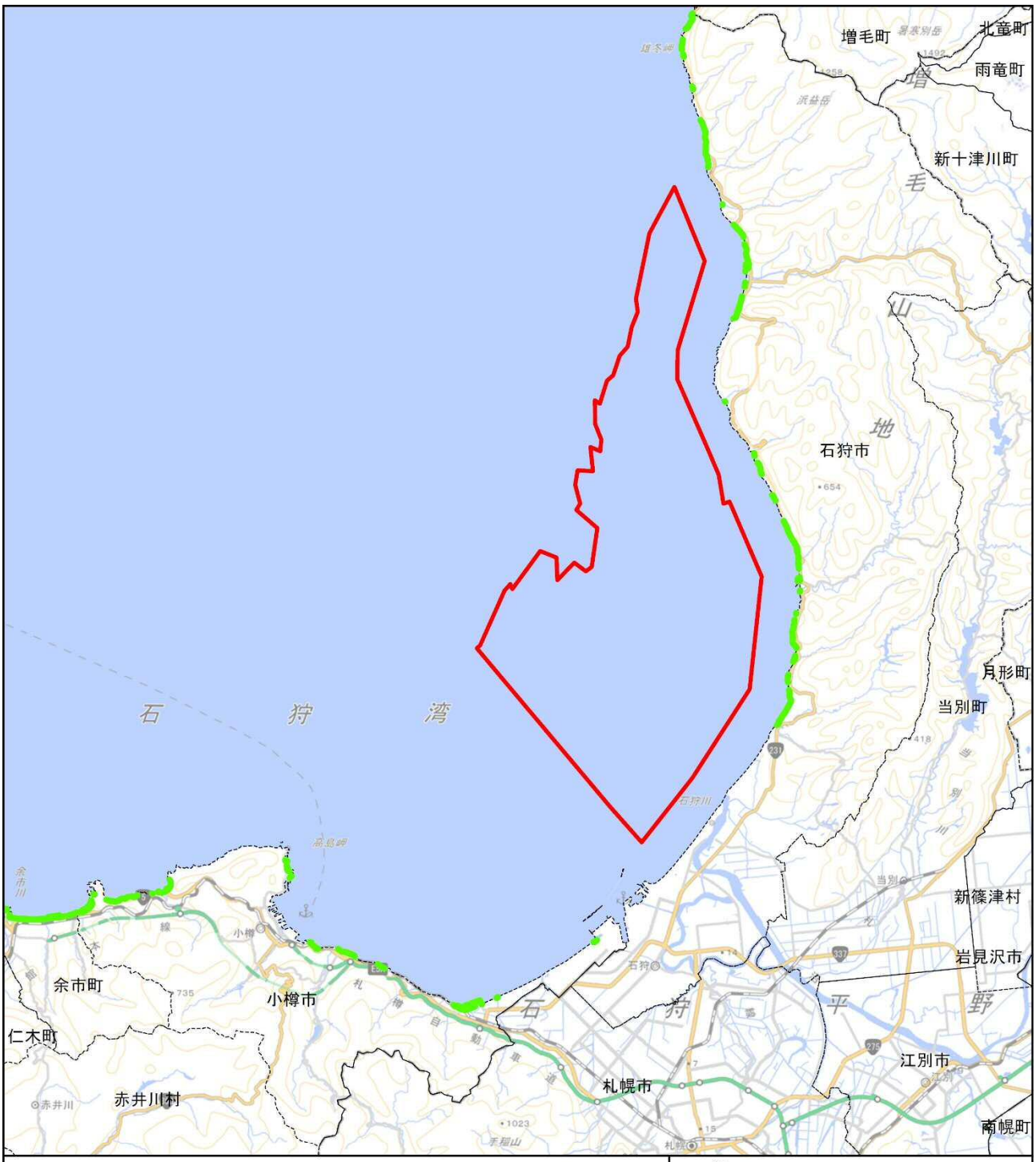

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 海岸保全区域

N W E S

0 3.5 7 14 km

1:400,000

出典：「国土数値情報 海岸保全施設（平成24年）」（国土交通省HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P23.html、閲覧日：令和5年8月25日）より作成

図3.2-47　海岸保全区域の指定状況

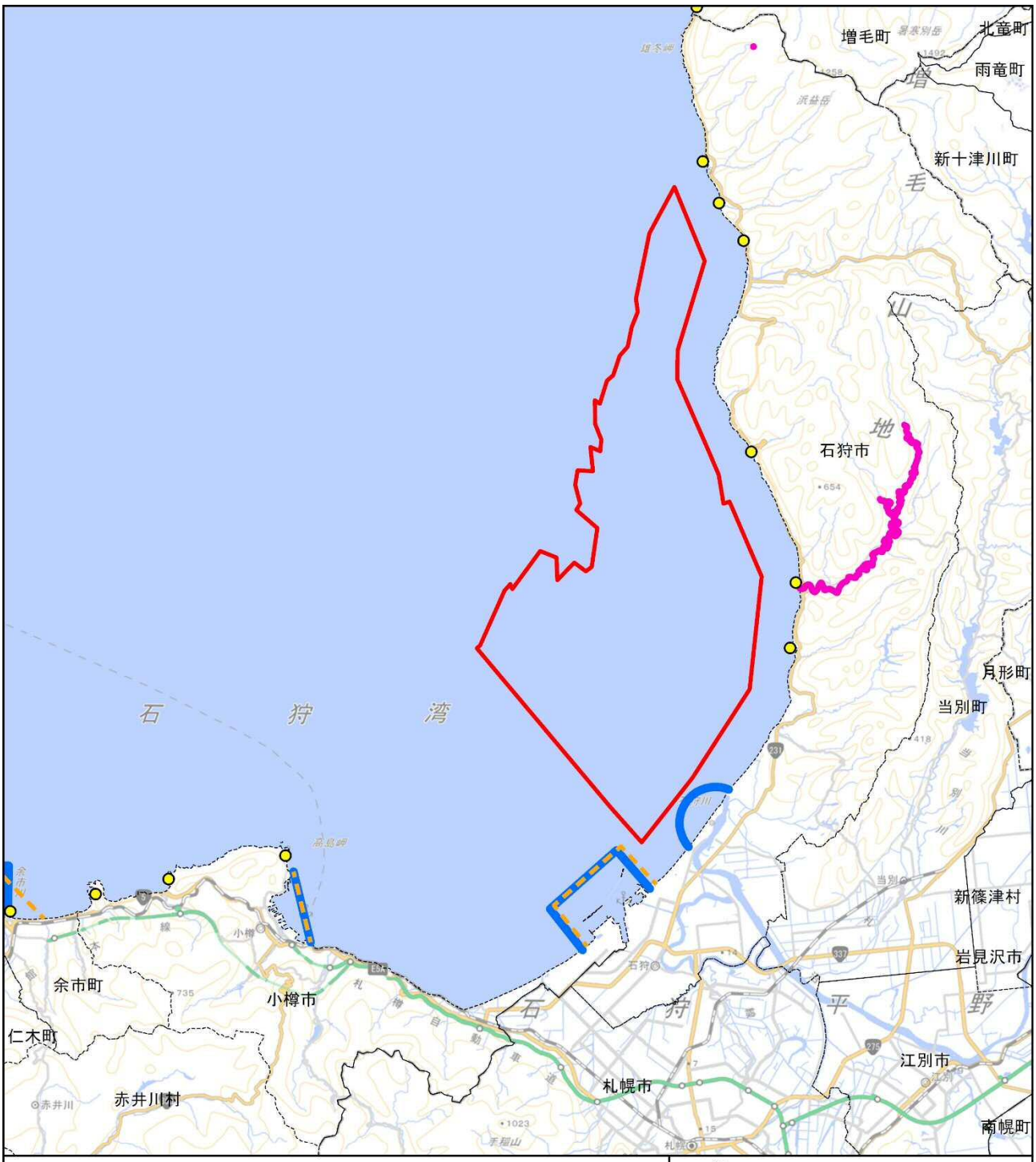

凡例

- 事業実施想定区域
- 行政区域
- 港湾区域
- 港則法区域
- 漁港
- 水産保護水面

N W E S 0 3.5 7 14 km
1:400,000

出典：「国土数値情報 港湾（平成26年）」（国土交通省HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-C02-v3_2.html、閲覧日：令和5年8月25日）、「国土数値情報 漁港（平成18年）」（国土交通省HP：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-C09.html、閲覧日：令和5年8月25日）、「フィッシングルール 2023 Rule&MannerWeb版」（北海道HP：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/ggs/turi-r-m/rule-manner.html、閲覧日：令和5年8月25日）より作成

図3.2-48　港湾区域・港則法区域・漁港・水産保護水面の指定状況